

17-20世紀におけるタイ国華人の研究

著者	王 竹敏
発行年	2015-09-20
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第592号
URL	http://doi.org/10.32286/00000262

17－20 世紀におけるタイ国華人の研究

関西大学大学院
東アジア文化研究科
王竹敏

目次

序章	1
一、タイ国における華人の研究と問題点	2
二、本研究の視点と方法	6
三、本研究の目的と構成	8
第一部 清代中国とタイ国との交渉における華人の活動	13
第一章 17世紀以前における中国・暹羅国の華人と往来	15
第一節 古代の暹羅国における華人移民と往来	15
第二節 明代の暹羅における華人と往来	20
第二章、清代中国に來航した暹羅国の朝貢	30
第一節 清朝の暹羅国に対する朝貢規定	31
第二節 清朝に対する暹羅国の朝貢活動	35
第三節 清朝の暹羅国に対する朝貢待遇	42
第三章、清代中国と暹羅国の朝貢貿易における華人の参与	53
第一節 暹羅国に対する貿易規定と免税政策	54
第二節 暹羅国朝貢船の朝貢貨物	56
第三節 暹羅国朝貢貿易に参与した華人	65
第四章、清代中国と暹羅国との民間貿易—蘇木を中心に—	70
第一節 暹羅船による中国・日本への蘇木貿易	71
第二節 中国・日本における蘇木の消費	76
第五章、清代中国に來航した暹羅国の華人使節	85
第一節 清代中国に來航した暹羅国の華人通事	85
第二節 雍正六年における暹羅国華人通事と呂宋船難民の救助	87
第二部 近代タイ国における華人の活動	97
第一章、20世紀前葉タイ国における中国商品の流通	99
第一節 タイ国における中国商品の販売状況	100
第二節 タイ国における中国商品の広告	105
第二章、20世紀前葉タイ国における中国との汽船航路	120
第一節 タイ国華字新聞に見る汽船航路の広告	120
第二節 タイ国華字新聞に見る中暹航路の状況	123
第三節 タイ国華字新聞に見るタイ港寄港の諸国汽船会社	132
第三章、20世紀前葉タイ国における華人の保険業の展開	137
第一節 華人保険業の出現と発展	138
第二節 タイ国における華商保険会社	143

第四章、20 世紀前葉タイ国における華人教育	152
第一節 タイ国における華人教育の現状	153
第二節 タイ国における華人学校の情況	160
第五章、20 世紀前葉タイ国の華人教育政策	173
第一節 タイ国政府の華人への強迫教育条例	173
第二節 タイ国政府の条例下の華人教育と華人学校	176
第三節 タイ国政府の条例に対する華人の抵抗	178
第六章、20 世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業	184
第一節 タイ国の華商の人数	185
第二節 タイ国の華商の投資と銀行業	190
結 論 17-20 世紀におけるタイ国華人の研究の意義	203

17－20 世紀におけるタイ国華人の研究

王竹敏

要旨

暹羅国と中国との通交には長い歴史がある。暹羅国と中国との往来が最も顕著な特徴は華人の移民と貿易である。宋代以前に華人が暹羅国へ移民した記録は不明であるが、タイ国境内の諸国と中国との積極的で友好的な関係があった。

暹羅国は、明朝の初期の洪武四年（1371）から朝貢国として朝貢し、14 世紀以降から、華人は暹羅国王と中国の朝貢貿易に参加し始めた。華人は暹羅国と中国との海路を熟知していたため、朝貢船の水先案内人や船員などとなって参加した。華人は堪能な中国語を使い、中国との貿易も円滑に行った。

清代においても暹羅国は中国の朝貢国であり、関係が良好であった。中国と暹羅の貿易形態には二種類がある。すなわち朝貢貿易と民間貿易である。暹羅国から広州に来航した朝貢船が齎し貨物は、皇帝に進呈する朝貢品以外に、大量の貿易品も運んできた。朝貢船で運ばれた朝貢品以外の貨物は、中国が許可した地で発売された。暹羅国の王室が直接海外貿易に参加しないで、華人が自由に貿易を運営していたため、17-20 世紀における中国は暹羅国の最も重要な商品交易地となり、暹羅国王の朝貢貿易や私人貿易もほぼ華人によって運営され、暹羅国の朝貢船の運航者や商人や船員などはほとんど華人が占めていた。清政府が中暹の米穀貿易を奨励し、中暹両国の民間貿易が活発となった。清朝では康熙後期から外国米の輸入政策を緩和し、暹羅国から輸入外米の数量が急増した。民間貿易で運ばれた米穀は、清朝が免税としたため、その特権を利用し暹羅国王に大きな利益をもたらした。同時に、朝貢船が中国で購入した貨物も免税とされ、暹羅国は帰国するときに多くの中国物産を購入し帰帆して、暹羅国は他国に転売した。暹羅国の船が米穀貿易を行っていたが、その船は華人が運航していたように、華人が当時の暹羅の貿易に参加し推進したと考えられる。

明清時代の中国は暹羅国に対して一貫して良好な関係を維持し、朝貢船が廣州港に来航すると廣州の地方官は招待宴を開き、上京に際してその路程を伴送官と一緒に随行した。中国と暹羅国との

朝貢貿易や民間貿易においても暹羅国在住の華人が大いに関与していた。

この暹羅国がタイ国に代わり、中国とも朝貢関係がなくなった中で、タイ国に居住する華人がタイ国の社会の中での文化交渉、文化摩擦などを発生したかについて、第二部で述べる。

清末から民国初年の間に、タイ国の華人社会には多くの種類の新聞が出版された。華人新聞は華人経済の発展を促進したのみならず、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会において重要な知識の情報源になった。とりわけ 20 世紀前葉、タイ国へ移住する華僑は、暹羅国政府の発表でも 50 万人と言われた。当時の華僑がタイ国への投資は、主に商業、貿易業に従事し、タイ国の総労働者の七割を占めた。タイ国における華僑の職業は、牧畜業、鑛業、商業等各種に及んでいた。華僑の労働者数は、タイ国全労働者に対して 74.5%を占めた。華人の工商業団体は、経済貿易を保護、推進するために成立した経済性の民間団体となった。彼らは、上海産・香港産の商品を大量にタイ国へ輸入し販売した。タイにもたらされた中国の上海産や香港産の商品は、タイ国輸入額の 7 割を占め、ヨーロッパの舶来品の独占的な地位を崩壊させた。この時期の広告宣伝は主に「国貨」・「救国」等の時代的特徴が見える語彙を愛用・多用し、広告において宣伝の語彙を使用する際には、誇張表現や絵画表現などの方法を多用し、時代的特性を反映していた。

19 世紀中葉から 20 世紀前葉において、タイ国の定期航路は次々と展開した。また 19 世紀末期から 20 世紀初期にかけてタイ国に進出してきた欧米系の保険会社は多く見られる。しかし香港や上海において成立した華商系の保険会社も相次いでタイ国へ進出し、華商の業務を受託していたことがわかる。タイ国に進出した華商系の保険会社の多くは、華商の経営の安全を保障し、当地の華人商業の発展を推進した、華商の保険会社は少なくとも 16 社があったことがわかる。こちらの保険会社の本社が、香港が 6 社、上海が 10 社で、生命・水上・火災保険、火災保険、汽車保険などに従事する会社があった。

1924 年以前のタイ国では、華人学校は数校が開設されたが、華人教育は主に小学校が中心で、高等師範学校などの教育はほとんど行われていなかった。当時は男女同学の学校と、男女を分ける華人学校もあった。言語教育として基本的に中国語だけでなく、広東東部と福建地方の方言も教えていた。大部分の学校の規模は大きくなく、ほとんどの学校の生徒数が 100 人以内と見られる。1925 年以降、有識華人の努力によって、華人学校は緩やかに発展した。1926-1930 年の間、タイ国では、

幼児を就学させる風潮が興り学校の状況が一変した。

1916年にタイ国政府は、華人学校を含め、国内の学校を規制するため、厳格な法例を発した。1916年の条例により華人学校は毎週3-7時間のタイ語授業を強制された。1921年になるとタイ国政府は、華人学校に対し「暹羅強迫教育実施条例」を公布した。タイ国政府は、このように華人教育を圧迫し、華人子弟のタイ人化を進めた。

上記のように、17-20世紀30年代までの暹羅国の時代において、華人は、暹羅国の特に王室の経済発展に大いに関係したことがわかる。暹羅国の対外貿易、特に中国との朝貢貿易や民間貿易の発展は、華人の貢献なくしては語るができないであろう。このように、暹羅国における華人は、中国との海外貿易において、看過することができなかつた存在であったと言える。

1930年代に成立したタイ国における華人華商は、タイ国社会に根付き、商業、航運業、保険業、銀行業、投資などの経済分野において大きな役割を担っていた。しかし、タイ国における華人社会の拡大は、タイ国政府にとって必ずしも好ましい状況ではなかつた。その一端は、華人が子弟の教育のために力を注ぐことに多いに警戒し、教育面で「強迫教育実施条例」などにより、タイ国在住の華人子弟にタイ語の学習を強化する政策を取り、タイ国在住の華人のタイ国人化を進めた。しかし、華人は、それに抵抗しながらも、華人としてのアイデンティティを保持しようと尽力した姿が第二部で述べた各章から読み取ることができるであろう。

序 章

タイ国は海外華人が移民した主要国の一つであった。タイの華人移民は、中国とタイ国のみならず、東アジアの貿易発展と文化伝播にも貢献した。近代における華人華僑史の重要な研究分野として、タイ華人・華商の活動に関する研究は多いに意義があると言える。

現在のタイ王国は、1939年6月24日まで「暹羅」と呼ばれた。1939年6月24日のタイ国政府による政府公告にともない、タイ国は正式的に「暹羅」から「泰国」に改名した。そして、タイ国の英語名は「Siam」から「Thailand」に変更された。

元朝の周達観が著した『真臘風土記』に、初めて「真臘国」の隣国を「暹羅」と呼び、「暹羅」の住民は「暹人」と記録された。さらに、明洪武十年（1377）、明朝は暹羅国の国王となる人物に「暹羅国王之印」を与えた。その後、暹羅国は、スコタイ王朝（Sukhothai Dynasty）、アユタヤ王朝（Ayuthaya Dynasty）、トンブリー王朝（Thonburi Dynasty）、バンコク王朝（Bangkok Dynasty）を経たが、漢字名「暹羅」という国名は1939年まで使用された。

17世紀末に、日本人とヨーロッパ人は、暹羅国の対外貿易系統から排除され、華人は徐々に暹羅国王室の貿易系統に吸収され、暹羅国王の貿易に重要な役割を担った。当時の、暹羅国における華人は、王室の貿易に踏み込み、様々な業種に従事し、華人社会は大体17世紀末に形成された。18世紀前葉に、興起した清代中国と暹羅国の米穀貿易の進展にともない、福建人を主とする移民らは多く来航し、暹羅国の華人社会を大きく発展させた。さらに、タイ国の華人は、暹羅国すなわちタイ国の経済、貿易の発展に重要な地位にあり、タイ国全体に

影響を及ぼしたと言える。

一、タイ国における華人の研究と問題点

第一節、西欧学者の研究成果

タイ国における華人に関する研究は、西欧学者の研究が最も早やかかった。東南アジア史学者 Landon の *The Chinese in Thailand*¹ は、20 世紀初期にタイ国に同化した華人と華人排斥政策下の華人政策と社会の発展状況を明らかにした。アメリカ人類学者 Skinner の *Chinese Society in Thailand :An Analytical History*² は、18 世紀から 1950 年代までタイ国華人社会の変化と発展を究明した。さらに、Skinner の *Leadership and Power in the Chinese Community of Thailand*³ では、タイ国華人社会のリーダーと権力の関係を分析し、華人によるタイ国の政治領域の実情を描写した。そして、Dibble Charles Ryders の論文 *The Chinese in Thailand Against the Background of Chinese-Thai Relations*⁴ は、タイ国華人の発展史を述べている。1968 年 Alan Edward Guskin が発表した論文 *Changing Identity: The Assimilation of Chinese in Thailand*⁵ は、現代タイ国における華人子弟の同化状況を解明した。Richard J. Coughlin の *Double*

¹ Landon Kenneth Perry, *The Chinese in Thailand*, London. New York: Oxford University Press, 1941.

² G. W. Skinner, *Chinese Society in Thailand :An Analytical History*, New York: Cornell University Press, 1957.

³ G. W. Skinner, *Leadership and Power in the Chinese Community of Thailand*, Ithaca. N. Y: Cornell University Press, 1958.

⁴ Dibble Charles Ryders. *The Chinese in Thailand Against the Background of Chinese-Thai Relations*, Thesis Phd, Syracuse University, 1961.

⁵ Alan Edward Guskin, *Changing Identity: The Assimilation of Chinese in Thailand*, Thesis Phd, the University of Michigan, 1968.

*Identitu:the Chinese in Modern Thailand*⁶は、タイ華人は頑固な中国文化の保持者ではなく、タイ国文化に完全に浸透したのではなく、中国文化とタイ文化の中間地帯で華人とタイ人の両方の身分で生存していたと指摘した。

西欧の研究者は、主に 20 世紀以来の華人社会を分析したが、人類学或は民族学の視点から、20 世紀タイ国における華人の現状と民族認識などの問題に注目した。さらに、Skinner の華人同化論が主導な地位を占め研究が進展した。

第二節、タイ国学者の研究成果

タイ国の学者のタイ国華僑華人に関する研究は主に二種類に分かれる。

一つは、近代タイ国の華人学者である。洪林、黎道綱編の『泰国華僑華人研究』⁷であり、この書はタイ国華人社会の経済、社会、宗教、や中タイ関係などを叙述した。しかし、タイ国華人学者は、主にタイ国華僑として作成した論文のため、客観性が不足していると思われる。

一つは、現代のタイ国の学者である。彼らは自国の檔案と文献を利用し、タイ国の華人移民、発展などの問題に注目した。Tiparat Sohumrum の *The Psychological Assimilation of the Second-Generation Chinese in Thailand*⁸ と Dalad Lomatawekul の *Ethnic Identification of the Second-Generation Chinese in Thailand*⁹などは、主に当時 20 世紀前葉タイ国政府の華人同化政策に注目した。これらの論文は主にタイ文の文献と檔案を利用し、20 世紀 30 年代に風靡した華人同化政策下の華人政治、華人経済などを明らかにした。さらに、

⁶ Richard J. Coughlin, *Double Identitu:the Chinese in Modern Thailand*, Hongkong: Hongkong University Press, 1960.

⁷ 洪林・黎道綱編『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版有限公司、2006 年。

⁸ Tiparat Sohumrum, *The Psychological Assimilation of the Second-Generation Chinese in Thailand*, Thesis, Chulalongkorn University, 1968.

⁹ Dalad Lomatawekul, *Ethnic Identification of the Second-Generation Chinese in Thailand*, Thesis, Chulalongkorn University, 1968.

タイ国学者 Sarasin Viraphol の『*The Nanyang Chinese*』¹⁰は華人の身分がどのように同化されたかに関する研究であり、Chansiri Disaphol の『*Overseas Chinese in Thailand: A Case Study of Chinese Emigres in Thailand in the Twentieth Century*』¹¹は、多くの事例をあげてタイ国政府の同化政策は華人の同化を促進したことを証明した。

以上のように、タイ国学者は、主に 20 世紀前葉のタイ国政府の華人政策、華人同化の原因、過程、目的について注目するものが多い。

第三節、アジア学者の研究成果

アジア学者の研究範囲は広い視野で、タイ華人の歴史、経済、文化、政治、宗教などを含め、時期によって以下の四つに大別できる。

第一は、明代中国と暹羅国の往来が参加した華人についての研究である。

明朝は海禁政策を実施したため、明初期に暹羅国との往来は朝貢形態に限定した。そして、朝貢を順調に進めるため、暹羅国が派遣した朝貢使節には華人がいた。藤原利一郎氏の成果¹²や松浦章氏¹³が明代の中暹交流に関する朝貢形態に注目している。張文徳氏¹⁴は、明末に暹羅通事を養成するために成立された暹羅館から、明朝末期と暹羅国の交流を研究している。

¹⁰ Sarasin Viraphol, *The Nanyang Chinese*, Bangkok: Institute of Asian Studies, 1972.

¹¹ Chansiri Disaphol, *Overseas Chinese in Thailand: A Case Study of Chinese Emigres in Thailand in the Twentieth Century*, D. Fletcher School of Law and Diplomacy, Tufts University, 2006.

¹² 藤原利一郎、「明初における暹羅との交渉」、『史窓』第 21 号、京都女子大学史学会、1962 年 7 月、32-49 頁。

藤原利一郎、「永楽時代における明と暹羅との交渉」、『史窓』第 22 号、京都女子大学史学会、1964 年 12 月、14-36 頁。

¹³ 松浦章「万曆四十五年暹羅国遣明使一明代朝貢形態述論」、『明清時代東亜海域的文化交流』、鄭潔西訳、江蘇出版社、78-92 頁。

¹⁴ 張文徳「從暹羅館的設立看明朝後期與暹羅的文化交流」、『東南亜縦横』、2009 年 11 月、116-122 頁。

第二は、清代中国と暹羅国の海上貿易と華人である。たとえば、黄素芳氏¹⁵は17-19世紀中葉の暹羅国の対外貿易において活発した中国人の活動と作用について研究している。湯開建、田渝両氏¹⁶は暹羅華人が海外貿易や移民などに果たした役割などについて検討している。呉偉明氏¹⁷は十七世紀における在日の華人と暹羅国の貿易を中心に研究した。王元林、劉強両氏¹⁸は、17世紀中葉-18世紀中葉における廣東省潮州籍華人が行った中暹貿易をめぐる、中暹貿易の形式、特徴などについて検討している。石維有氏¹⁹が、暹羅王室が実施した独占貿易に関与した中国商人について研究している。湯開建、田渝両氏の成果²⁰において、雍正・乾隆時期に中国と暹羅国の米穀の需給と華人の役割などが明らかにされた。

第三は、近代タイ国における華人経済についての研究である。日本華人学者李国卿の『華僑資本の生成と発展』²¹は、華僑資本が当地の形成と発展に寄与したことに注目し、タイ国華人を含め、東南アジア華人が海外社会の変化につれての対応と生存の道を検討した。台湾学者は1950年からタイ国の華人社会に関心を持ち、タイ国華僑華人の移民史、経済、同化など各方面で各時期の華人社会を分析した。曾建屏の『泰国華僑經濟』²²は、20世紀前葉タイ国華人社会の経済と社会発展状況を分析している。そして、李道輯の論文『清末民初潮州人移

¹⁵黄素芳「17-19世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」、『華僑華人歷史研究』第2期、2007年6月、66-74頁。

¹⁶湯開建・田渝「明清時期華人向暹羅的移民」、『世界民族』2006年第6期、53-63頁。

¹⁷呉偉明「十七世紀的在日華人与南洋貿易」、『海交史研究』、2004年第一期、51-58頁。

¹⁸王元林、劉強「清一口通商時期中暹貿易中的潮州籍華僑」、『東南亞研究』2004年第5期、71-75頁。

¹⁹石維有氏「暹羅王室在壟斷貿易中重用華僑的原因」、『東南亞縱橫』、2004年5月、53-57頁。

²⁰湯開建・田渝「雍乾時期中国與暹羅国的大米貿易」『中国經濟史研究』2004年第一期、2004年、81-88頁。

²¹李国卿『華僑資本の生成と発展』、文真堂、1980年。

²²曾建屏『泰国華僑經濟』、台湾海外出版社、1956年。

植暹羅之研究』²³は、タイ国潮州籍華僑華人の移民史、経済、同化などに着目している。

第四は、近代タイ国華人に関する宗教の研究である。林悟殊の『泰国大峰祖師崇拜与華僑報德善堂研究』²⁴は、タイ国華僑の民間信仰について注目している。そして、段立生の『泰国的中式寺廟』²⁵、高偉濃の『東南亜華人信仰諸神考説：泰国的各案研究』²⁶、羅喩臻の『試論泰国佛教`華僧宗`的歷史發展及其特性』²⁷などは、すべてタイ国華人華僑の宗教信仰に関する研究である。

以上のような研究成果は、タイ国華人社会の歴史、経済、政治、文化などを含めているが、しかしながら、利用された資料は主に中国側資料、檔案資料などが中心で、明清時代の研究が多い。さらに、近代華人の経済などに関連するが、しかし、全面的に近代華人社会と華人活動に関する研究がほとんど見られない。

二、本研究の視点と方法

本研究は、タイ国における華人の活動を研究対象として、史料の収集、整理、分析、論証などを通じ、社会学、人類学、民俗学などの研究成果を参考にし、17-20世紀におけるタイ国華人の活動を明らかにするものである。そして、タイ国における華人華僑研究の問題は、文化交渉学の視点からアプローチする必要があると考える。

²³李道輯『清末民初潮州人移植暹羅之研究』、国立政治大学歴史研究部修士論文、1990年。

²⁴林悟殊『泰国大峰祖師崇拜与華僑報德善堂研究』、淑馨出版社、1977年。

²⁵段立生『泰国的中式寺廟』、タイ国大同社出版有限公司、1996年。

²⁶高偉濃『東南亜華人信仰諸神考説：泰国的各案研究』、タイ国大同社出版有限公司、2001年。

²⁷羅喩臻『試論泰国佛教`華僧宗`的歷史發展及其特性』、北京大学修士論文、1999年。

文化交渉学とは、「国家や民族という分析単位を超えて、東アジアという一定のまとまりを持つ文化複合体を想定し、その内部での文化生成、伝播、接触、変容等の諸現象に注目しつつ、トータルな文化交渉の在り方を、人文学の諸分野を包括した復眼的で総合的な見地から解明しようとする新たな学問研究」²⁸とされている。タイ国における華人の活動に関する研究は、文化交渉学の視角から総合的調査・分析を通じて、移民した華人と後裔の経歴・活動を明らかにし、朝貢史、貿易史、移民発展史とを結合させ、タイ国の華人の実態を立体的に解析するものである。

そして、本研究は主に歴史史料を論述対象として、タイ国の華人研究の史料として、『明実録』・『明清史料』・『明史』・『清史稿』・『大明会典』・『大清会典』・『清実録』などの基本史料のほか、奏摺類は『康熙朝滿文硃批奏折全訳』・『雍正朝漢文硃批奏折』・『宮中档雍正朝奏折』・『宮中档乾隆朝奏折』、文集・日記類は『星槎勝覽』・『瀛涯勝覽』・『粵海関志』・『海国四説』、地方誌類は『瓊州府志』・『廣東通志』、檔案文書類は『熙朝紀政』・『本草綱目遺拾』を利用した。西欧資料群は、主に17-19世紀のヨーロッパ伝道士の旅行日記を中心に、`*Journal of a Voyage to Siam 1685-1686*`・`*Journal of a Voyage to Siam 1690-1692*`・`*Journal of an Embassy to the Courts of Siam an Cochin China*`・`*The Natural and Political History of The Kingdom of Siam*`を使った。さらに、タイ国国立図書館に所蔵された華字新聞と、中国の『申報』と比較検当し、現在までほとんど調査されていなかったタイ国の華字新聞に見る華人の活動を究明したと言える。

本研究は、調査した史料を分類・整理・比較し、移民史、貿易史、社会史など諸分野の問題意識を取り入れ、タイ国における華人の活動と影響を中心とし

²⁸藤田高夫「東アジア文化交渉学の構築にむけて」、『東アジア文化交渉研究』創刊号、2008年、5頁。

て交渉史の研究方法を用いて、華僑の研究を全面的に立体的にすることを試みた。

三、本研究の目的と構成

華人の多くが暹羅へ移民したのは、華裔である達信王（1776–1782 在位）の時期であった。当時、華人血統の達信王の統治下、廣東潮州籍の華人は未曾有の規模で暹羅へ移民していた。潮州籍華人の主な移民活動は 20 世紀初期までも継続している。バンコク王朝になると、タイ国への華人移民は大量的に増えたが、しかし、潮州籍華人は福建省の華人に取って代われ、最も大きい移民主体となった。タイ国への華僑は中暹貿易の架け橋として、暹羅王朝に重用され、暹羅国からの東アジア貿易と海運に従事していた。

清代華人のタイ国への移民史と暹羅国華人社会の形成史とを通じ、中国と暹羅国の貿易関係と、華人が中暹貿易往来中の重要な作用を明らかにし。さらに、文化交渉学の視角から、清代から近代に、タイ国政府の華人政策を検討し、華人と華人後裔が高度的にタイ国に溶け込んだ原因を明らかにすること。そして、20 世紀前葉におけるタイ国に発行された華字新聞を通じて、華人商業、教育業、航海業などの実業、華人の貢献と影響を検討することである。

清代中国は、広州に窓口を設け開港し、特に西欧諸国等に対して「一口通商」政策を堅持した。清朝と外交関係がある国が増加するにつれ交流が盛んとなるが、他方中国商人による海外貿易も盛んとなった。特に華南沿海地方から多くの中国商船が海外へ向かい、海外からも商船が広州や厦門などに来航している。清順治九年（1652）から咸豊二年（1852）の最後の朝貢まで、暹羅国から正式な

朝貢は約 40 回があり、中国と暹羅国との民間貿易の回数は数え切れない。当時海外に赴いた大量の華僑は生計のため、その一部が暹羅に移住した。中国と暹羅の貿易形態には二種類があり、朝貢貿易と民間貿易であった。最初の貿易は朝貢貿易を中心に、暹羅国が中華の皇帝に暹羅国の産品を献上した。朝貢船に積載された附載貨物は許可された地域で発売された。しかし、清の康熙末期に中国の東南沿海地域では米穀の供給に不足の状況が見られたことから、清政府は暹羅国から中国への米穀貿易を奨励し、中暹両国の民間貿易も活発化していった。しかしながら、清代における中国と暹羅国の朝貢行事・朝貢通事・朝貢貿易品などについて深く探究されていない。この問題について本論の第一部で述べた。

17 世紀から 20 世紀初まで潮州人の多くが移民した国が暹羅国であった。暹羅国の華人華僑は各時期、各分野において貢献し、時代の変遷につれ発展し、華人人口の増加にともない華人社会も益々発展していた。20 世紀のはじめには、タイ国の華字新聞が、タイ国に居住する華人とシンガポールから渡来した中国人革命派によって創刊された。彼らは自由民主の意識を受容し中国の革命を宣伝した。清末から民国初年においてタイ国の華人社会には多くの種類の華字新聞が出版された。新聞の特徴は言論の伝播であったが、当時の華人の貿易・教育・商業の動向に関する貴重な資料を提供している。そこで、当時のタイ国の華人新聞を中心に、華人社会の商業・航運業・保険業・教育などを第二部で分析している。第二部で使用したタイ国で出版された華字新聞はすべて、タイ国国立図書館に所蔵されるものである。特に、1925—1935 年にタイ国で刊行された華字新聞すなわち中国語新聞に注目し、タイにおける華人社会の諸相を明らかにした。

各章の内容は以下の通りである。

第一部は、清代中国とタイ国との交渉における華人の貢献を検討するものである。第一章は、17世紀以前における中国・暹羅国の往来を中心に、古代中国は暹羅国との通商状況及び明代中国と暹羅国の朝貢貿易と華人の配役を解明することである。明代華人移民の増加は、17世紀末形成した暹羅国の華人社会の形成に基礎になった。第二章は、清代中国に來航した暹羅国使節団の朝貢規定、貿易活動、使節待遇などを中心に、清代中国と暹羅国の往来状況の問題を明らかにしている。第三章は、清代中国と暹羅国の朝貢貿易を中心に、朝貢船に載せられた朝貢貨物と圧艙貨物の状況及び貿易を参加する華人について検討した。第四章は、17世紀中葉から18世紀中葉における、暹羅国船による中国との蘇木貿易を中心に、清代中国と暹羅国の民間貿易の一面を明らかにした。第五章は、雍正六年における暹羅国華人通事と呂宋船難民の救助を中心に、清代中国に來航した暹羅国の華人使節の状況を検討したものである。

第二部は、タイ国国立図書館に所蔵された華字新聞を中心に、近代タイ国における華人の活動と社会現状を検討する。第一章は、1925年-1935年にタイ国の華字新聞に掲載された約500例の中国商品の公告を中心として、当時タイ国における中国商品の販売状況・居住中国人の消費習慣及び中国商品広告の特徴などを明らかにした。第二章は、華字新聞に見る汽船広告、航路通知などを中心に、20世紀前葉の中タイ航路、汽船会社などを究明した。第三章は、20世紀前葉においてタイ国に進出した華商系保険会社の状況や特徴などを明らかにする。第四章は、20世紀前葉のタイ国の華人学校広告、教育評論などの記録を中心に、当時創立された数多くの華人学校ならびに華人子弟の教育実情を考察した。第五章は、20世紀前葉にタイ国政府の強迫教育条例下の華人教育、華人学校の実情、及びタイ国政府の条例に対する華人の抵抗について検討している。第六章、20世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業を検討した。

結論は、以上第一部、第二部の総括として17-20世紀前葉においてタイ国における華人の中国とタイとの交渉にいかに関与したかをまとめた。

第一部 清代中国とタイ国との交渉における華人の活動

第一章 17世紀以前における中国・暹羅国の往来と華人

はじめに

暹羅国は、東南アジアにおける海の重要航路としてインドへの航路とを結ぶ東西航路の中継地として優れた地理的条件にあり、東南アジアにおける貿易の重要な拠点の一つとなった。現在のタイ国国境には、古代に若干の小国が出現した。1238年に、スコータイ王朝が成立し、スコータイ王朝は建国後に、勢力を拡大し、14世紀30年代になると、国土はマレーシア半島の南側まで拡大し、中南半島の大国になった。²⁹それと同時に、スコータイ王国の南側の羅斛国はチャオプラヤ川に位置し、農業の生産量が豊富のため、日に日に強大になった。1347年、スコータイ王国の属国ウートー国(Utong)の国王は、疫病が発生したため見捨てたチェンセーン(Chiangsaen)からアユタヤ(Ayudhya)へ移住してきた。都城をアユタヤに建設した。1349年ウートー国の国王はアユタヤ王朝を建立した。

本章は、17世紀以前における中国・暹羅国の往来を中心に、古代中国と暹羅国の通商状況及び明代中国と暹羅国との朝貢貿易と華人の役割を解明するものである。

第一節 古代の暹羅における華人移民と往来

中国と暹羅国の人々は、いつから往来したか、定説はないが、三国両晋南北

²⁹ 汪大渊『島夷志略』、遼寧教育出版社、1996年、108-109頁。

朝時期から隋唐時期において、暹羅国境内の盤盤国・狼牙修国・赤土国などは、ほぼ中国封建王朝と友好的な外交関係を保持した。漢朝劉安が編集した『淮南子』に、

秦皇挾録圖，見其傳曰：“亡秦者，胡也。”因發卒五十万，使蒙公、楊翁子將，筑修城。西属流沙，北擊遼水，東結朝鮮，中国内郡挽車而餉之。又利越之犀角、象齒、翡翠、珠玕，乃使尉屠睢發卒五十万，為五軍，一軍塞罽城之岭，一軍守九疑之塞，一軍处番禺之都，一軍守南野之界，一軍結余干之水³⁰。

とあり、紀元前 214 年、秦始皇帝は「秦を滅亡させるのは胡人」とする書を得て、「胡人」すなわち中国の北方や西域の少数民族からの侵攻を防御するために、50 万人の兵士を派遣し、長城を建造した。さらに、秦始皇帝は「越地」すなわち中南半島の「犀角」すなわちサイの角、「象齒」すなわち象牙、「翡翠」すなわち翡翠、「珠玕」すなわち真珠などを獲得するため、さらに 50 万人の兵士を派遣した。これによって、紀元前には華人は暹羅国がある中南半島の往来していたことがわかる。現在、残されたタイ国の史料には古代の中暹往来に関する記録があまり見られないが、中国の史料において若干の記録が見られ中暹往来の根拠が知られる。

その後、『梁書』卷五十四、列卷四十八「海南諸国」の「盤盤国」に、

盤盤国、宋文帝元嘉，孝武孝建、大明中、並遣使貢獻。大通元年、其王使使奉表曰、「揚州閩浮震旦天子…今奉薄獻、願垂哀受。」中大通元年五月、累研遣使貢牙像及塔、并獻沉檀等香数十種。六年八月、復使送菩提国真舍利及畫塔、并菩提樹葉、詹糖等香³¹。

とあり、現在タイ国南部のバンドン湾に位置する「盤盤国」が、朝貢を始めた

³⁰ (漢) 劉安『淮南鴻烈解』卷第十八、15 丁 ab、四部叢刊本による。

³¹ 『梁書』第 3 冊 (全 3 冊) 中華書局、1973 年 5 月、793 頁。

のは南朝の宋の文帝時期（424-453）であったことがわかる。そして、梁時代の大通元年（527）、と中大通元年（529）、六年（534）には梁国に朝貢し、その時の献上品として象牙、仏像なども記録された。

宋代中国は、南海諸国と積極的に貿易を行っていた。特に、南宋後期になると、宋朝は財政が緊迫し、国庫の金銀を充実させるため、海外交通を展開し、海外貿易を発展させた。当時、タイ国境内には主に三国すなわち、羅斛・真里富・丹流梅があった。『宋史』列傳二百四十八、外国五「丹眉流」に、

丹眉流国…咸平四年，国主多機遣使打吉馬、副使打臘、判官皮泥等九人来貢。木香千斤、瑜鑑各百斤、胡黄连三十五斤、紫草百斤、紅氈一合、花布四段、蘇木萬斤、象牙六十一株。召見崇德殿，賜以冠帶服物。及還，又賜多須機詔書以敦獎之。

とあり、咸平四年(1001)に、丹眉流国の国王多須機は自国の使節九人を派遣し、特産の木香、紫草、紅毡、胡黄连などを宋朝に献上した。宋皇帝は、朝貢品を受納すると同時に、丹眉流国の使節に冠帯など豊富な賞与を授けた。

さらに、宋代の『攻媿集』卷八十六に、

真里富国大商死于（明州之）城下、囊赀巨萬、吏請没入。王曰、遠人不幸至此、忍因以為利乎、為具棺斂。屬其徒護喪以歸。明年金人致謝曰：吾国貴近亡没、尚籍其家。今見中国仁政、不勝感慕、遂除籍没之例矣。³²

とあり、乾道元年（1165）に、現在のタイ国尖竹汶（Chanthaburi）に位置する真里富国から来た富商は、現在の寧波で死亡したことがわかる。真里富国の商人は、寧波で亡くなり、巨額の遺産を残った。宋の官吏は真里富国商人に親戚がないという理由で、真里富国商人の遺産を没収しようとしたのであった。宋皇帝は、真里富国商人が遠方から来航したため、富商の遺体のみならず、遺

³² 『攻媿集』卷八十六、影印四庫全書本による。

産も返却することを命じた。そして、翌年（1166）に、真里富国の国王は宋皇帝に書簡を送り感謝の意を表した。その内容は、真里富国の富商が最近中国で死亡し、遺産が没収される場所であったが、宋皇帝の仁政により遺産の没収が免れた。そこで、真里富国もこのような政令を廃止するとしたのである。

このことから、タイ国境内の商人が、中国の江南地方に貿易のために訪れたことがわかる。当時中国の華商やタイ国境内の商人との貿易の往来があったことは明らかである。

さらに、海外貿易の拡大のため、宋代に中国商人が海外へ移民する記録があった。宋代の朱彧の『萍洲可談』に、「此人過海外、是歲不還者、謂之住番。…廣人舉債總一倍，約舶過回償，住番雖十年不歸，息也不增。³³」とあり、宋人は海外へ渡海し、一年間以上帰国されないため、「住番」すなわち海外華人と呼ばれた。

貿易経営のため海外に居留した商人は居たが、当時南宋の政治混乱を避け、タイ国に移民した華人もいた。そして、1238年に、タイ族は「真臘」の統治を滅ぼし、現在のタイ国の北部においてスコータイ王朝(1238-1583)を建立した。（萬曆）『廣東通志』七十二卷之卷六十九「番夷」に、

暹羅，本暹與羅斛二地，古生赤土及婆羅也。在占城極化南北，直廉州循海北岸連交大業。三年屯田主事常駿，自南海郡乘舟至赤土后，更稱曰為暹。

明其非赤眉種也，暹土瘠不宜樹藝，羅斛土田平衍而多稼，暹人巖仰給之。

元元貞初，人常遣使入貢至正間，暹始降與羅斛，而合為一，號暹羅斛国。³⁴

とあり、暹羅国は、暹国と羅斛両国とにより合併された国であった。暹国は、羅斛国の南に位置し、羅斛国より田畑が瘠せているため、国は富裕ではなかつ

³³朱彧『萍洲可談』、卷二による。

³⁴（明）郭棐『萬曆廣東通志』七十二卷、『四庫全書存目叢書』史部、第一九八冊、日本内閣文庫藏明萬曆三十年刻本。

た。そして、元朝の惠宗年間（1341-1368）に、暹国は羅斛国に投降し、両国は合併された。³⁵

スコータイ王朝と、中国との朝貢関係は元世祖から始まる。至元二十九年（1292）、スコータイ王朝は使節を派遣し、中国の廣東地方に来航した。スコータイ王朝の使節が齎した「金冊文書」は廣東の地方官に渡された。³⁶さらに、成宗の元貞元年（1295）、スコータイ王朝は、金字表を献上し、元代中国と正式の朝貢関係を建立した。元時代において、スコータイ王朝からの元朝への朝貢は11回があった。³⁷

元朝周達観の『真臘風土記』貿易に、

国人交易、皆婦人能之、所以唐人到彼、必先納一婦人者、兼亦利其能買賣故也。³⁸

とあり、さらに流寓に、「米粮易求、婦女易得、屋室易辦、買売易為」³⁹とある。

真臘の婦人は貿易を得意とし、華人が来航すると、当地の婦人と通婚したことで、華人は貿易を有利にしたと言われた。さらに、渡来した華人は当地に移住し、当地の米穀は富裕で、婦人も華人男性が好きで、住居も安く手に入り、貿易も繁栄していた。真臘国は、カンボジアの前身であるが、国土は現在のベトナムの西南、タイ国の東南地方まで及んでいた。『真臘風土記』に描写された真臘の華人は、一般的に当地の婦人と通婚し、貿易に従事すると同時に、当地に定住した。これによって、当時タイ境内の華人も当地の婦人と結婚した人も少なくないと推測される。スコータイ王朝において、貿易に来航したのは華商

³⁵ 柯劭忞『新元史』卷二五二、列傳一四七、外国四、緬暹羅。

³⁶ 『元史』卷十七、本紀十七、第376頁。

³⁷ 黄素芳、「17-19世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」、『華僑華人歴史研究』第2期、2007年6月、66-74頁。

³⁸ (元)周達観『真臘風土記』、中外交通史籍叢刊、『真臘風土記校注、西遊録、異域志』、中華書局、2000年4月、146頁。

³⁹ (元)周達観『真臘風土記』、中外交通史籍叢刊、『真臘風土記校注、西遊録、異域志』、中華書局、2000年4月、180頁。

のみならず、多くの中国人技工などもおり、元代中国の技術をタイ国にタイ国に伝播した。⁴⁰

1238年において、タイ国のスコータイ王朝(1238-1583)が建立した後に、アユタヤ王朝(1351-1767)やトンブリー王朝(1767-1782)、現代のバンコク王朝(1782-現在)を経るが、タイ国は、東南アジアにおいて唯一の王朝によって統治された国であった。

暹羅国は13世紀に建国されて以来、国内外の貿易はほとんど暹羅国王を始めとする王族によって独占されていた。暹羅国王は、貿易を順調に進めるため、当地の華人を雇い、自国の輸出入貿易を依頼している。さらに、当地の華人は、暹羅国王の国内貿易にも協力している。彼らは、海上貿易の主役のみならず、中暹関係にも重要な位置にあった。そして、13世紀から19世紀末まで、暹羅国における華人の活動と発展は、主に暹羅国王の独占貿易と深く関係があったと言える。

第二節 明代の暹羅における華人と往来

明朝初年、朱元璋は、倭寇の防止と統治体制を強固にするため、民間の海上往来に対して厳しい海禁政策を採用した。1372年に、明朝は「禁瀕海民私通海外諸国」すなわち、民衆は海外との通商を禁止され、沿海の漁師も海に出ることを禁止された。しかし、外交面では対外政策について、明朝中国は、完全に逆の態度を取った。対外通交において施策が機敏で、内容が豊富であり、さらに、通訳を育成する機関四夷館を設置し、外国使節を応待する会同館も設置した。明朝は外国との往来には積極的な態度を保持したと言えるであろう。

⁴⁰湯開建・田渝「明清時期華人向暹羅的移民」、『世界民族』、2006年第6期、53-63頁。

1383年、明朝は「勘合」政策を採用する。「勘合」は、明朝と朝貢国間の正式の来貢、来朝使節や朝貢船であることを証明するために明朝が発行した割符であった。明朝への朝貢国は、定期、不定期に明に来貢し、朝貢品などを齎した。明朝の統治者は、「薄来厚往⁴¹」の政策を実施し、朝貢国と来貢使節と随員を優待し、齎した朝貢品以外の貨物も買付けた。明朝統治者によりこの方法で、上層の統治者との独占貿易を保護し、民間貿易を束縛し、統治者の地位を強固にしたとを考えられる。

暹羅国は明朝との朝貢関係を重視していた。暹羅国と中国の関係は、明初から見られ、明代の萬曆45年（1617）には中国に来貢した暹羅国の使節がもたらした進貢品の詳細が明らかにされている。⁴²明朝への初めての朝貢は洪武四年（1371）であった。『大明会典』卷一百五礼部六十三、朝貢一、「東南夷」に、

暹羅国，国濱海。本暹與羅斛兩國。後併為一。洪武四年。其国王參烈照昆牙遣使奉金葉表文來朝。貢方物。賀元旦。六年。參烈寶昆牙復遣貢，併獻其国地圖。十年。遣人齊詔及印往賜之。十六年給文冊。永樂元年。遣使。乞量衡為国中式。自後定三年一朝貢。貢道由廣東。萬曆年。遣使具表金葉表文入貢。⁴³

とあり、洪武四年（1371）、暹羅使節は「金葉表文」を齎し来貢した。同年（1371）暹羅国王は、再び使節を派遣し、自国の地図を献上し、明朝朝貢国となることを要求した。洪武十年（1377）明皇帝は、「暹羅国王之印」を授与し、暹羅国は正式的名義で明代中国の朝貢国になった。さらに、明朝は暹羅国が三年ごとに一回の朝貢を規定し、朝貢の航路は廣東に限定した。

⁴¹中国には「厚往薄来」という言葉がある。「贈り物は薄くても、厚く持って往かせる」という意味である。

⁴² 松浦章「万曆四十五年暹羅国遣明使—明代朝貢形態述論」、『明清時代東亞海域的交流』（鄭潔西等訳）、南京・江蘇人民出版社、2009年11月、78—92頁。

⁴³（明）李東陽撰、申明行修『大明會典』卷之一百五、禮部六十三、朝貢一、東南夷。

洪武十六年（1383）に、明朝は「海禁政策」を強固するため、各国の朝貢規定を定めた。暹羅国は明の朝貢国として、最初の明太祖から「勘合」を授与された。『大明会典』卷一百五、礼部六十三、朝貢一、「朝貢通例」に、

凡各處夷人貢到方物。例不給價。朝鮮国常貢馬匹。亦不給價。凡勘合號簿。

洪武十六年始給暹羅国。以後漸及諸国。每国勘合二百道。號簿四扇。如暹羅国暹字號勘合百道及羅字號底簿各一扇俱送内府。羅字勘合一百道及暹字號簿一箱扇。發本国收填。羅字號簿一扇。發廣東布政司收。比余国亦如之。

每改元。則更造換給計有勘合国分。⁴⁴

とあり、暹羅国の「勘合」は、暹字勘合・暹字号簿・羅字勘合・羅字号簿と分けられた。暹字勘合と羅字勘合は、各百道があり、暹字号簿と羅字号簿は各二扇があった。さらに、暹羅国の暹字勘合一百道と暹字勘合、羅字号簿各一扇は、明朝の内府に收藏され、羅字勘合一百道と暹字号簿は暹羅国が持ち返った。残された羅字号簿は、廣東布政司により収納された。次回の朝貢のときに、暹羅国の国王は先に持ち返された羅字勘合に、国王名・朝貢使節名・来航年月、朝貢品物などを記録する方法であった。そして、朝貢船は廣東に着くと、廣東布政司は、先に使節が齎した「勘合」を確認し、皇帝に報告する。萬曆四十五年（1617）に、来航した朝貢船は相応の勘合を提供できなかったため、審察されたている。⁴⁵

萬曆『廣東通志』、卷六十九、「番夷」の記載によれば、洪武、永樂年間の間に、暹羅国の朝貢活動は以下のようにである。

公元	中国曆	遣使者	使者	貢物
1371	洪武四年九月	国王參烈昭昆牙	昭宴狐蠻	貢馴象，六足龜及方物，昭賜其王錦綺及使

⁴⁴ (明) 李東陽撰、申明行修『大明會典』卷之一百五、禮部六十三、朝貢一、朝貢通例。

⁴⁵ 松浦章「萬曆四十五年暹羅国遣明使」、『明清時代東亜海域的文化交流』江蘇人民出版社、78-92 頁。

				者幣帛有差
1371	洪武四年十二月	同上	李思俚齊刺 職悉替	賀元旦，賜大統曆、綵幣
1372	洪武五年一月	暹羅斛国	寶材賦	貢黑熊、白猿及方物
1373	洪武六年十月	国王姊參列思蒙		進葉表文，貢方物，卻之
1373	洪武六年十月	暹羅斛国	昭委直	
1373	洪武六年十一月	国王姊參列思蒙	萊文思嘑	貢方物，卻之
1373	洪武六年十一月	暹羅斛国	李思俚齊刺 職悉替	国王交替
1373	洪武六年十二月	国王參烈寶昆邪思 哩多羅祿	李昭纏哆嘑	新国王謝恩，亦有獻，帝不納
1373	洪武六年十二月	同上	婆坤岡信	賀明年元旦，貢方物，且獻本国地圖
1374	洪武七年三月	暹羅斛国	沙里拔	言去年舟次烏豬洋，遣風壞舟，漂至海南。 帝疑其番商，命卻之。
1374	洪武七年十一月	世子蘇門邦王昭祿 群膺	昭悉里直	貢方物。上箋於皇太子。
1375	洪武八年一月	暹羅斛国		
1375	洪武八年一月	暹羅斛国	婆坤岡	
1375	洪武八年十一月	舊明臺王世子羅局	李暴崙	
1377	洪武十年九月	暹羅斛国国王	皇子昭祿群 膺	帝喜。賜【暹羅国王之印】及衣幣、道里費。 其国遵朝命，始稱暹羅。
1378	洪武十一年三月	暹羅斛国	昭直班	
1378	洪武十一年十二月	暹羅斛国		
1379	洪武十二年十月	国王參烈寶昆邪思 哩多羅祿	亞刺兒文智 利	
1382	洪武十五年六月	暹羅国	班直三	
1383	洪武十六年一月	暹羅国		賜勘合文冊及文綺、瓷器、與真臘等。
1384	洪武十七年一月	国王參烈寶昆邪思 哩多羅祿	昭祿奈靄觀	
1384	洪武十七年八月	暹羅斛国		
1385	洪武十八年一月	暹羅国		
1386	洪武十九年一月	暹羅国		
1387	洪武二十年七月	暹羅国		貢胡椒一萬斤、蘇木一萬斤。帝遣官厚報之。
1388	洪武二十一年八月	暹羅国		貢象三十，番奴六十。
1389	洪武二十二年一月	世子蘇門邦王昭祿	冒羅	

		群膺		
1390	洪武二十三年	同上		貢蘇木、胡椒、降香十七萬斤。
1393	洪武二十六年	国王參烈寶毗牙	李三齊德	
1395	洪武二十八年	世子蘇門邦王昭祿 群膺		告父喪。帝命中官趙達等往祭，刺世子嗣王位。
1397	洪武三十年八月	暹羅国		
1397	洪武三十年十月	暹羅国	奈斯勿罗	
1398	洪武三十一年一月	蘇門昭祿群應哆羅 諦刺	李必	
1403	永樂元年	国王昭祿群膺哆囉 諦刺		成祖即位，賜暹王駝紐渡金銀印。暹王遣使謝恩。
1404	永樂二年十一月	同上		有番船漂至福建海岸，乃暹羅與琉球通好者。帝曰：所司其舟給粟，俟風便遣赴琉球。故暹王遣使來謝。
1405	永樂三年七月	同上	曾壽賢	
1405	永樂三年十一月	同上	李婆郎直事 刺	
1406	永樂四年九月	同上	虎都葡的毛 那那	
1407	永樂五年十月	同上	李婆郎直事 刺	
1408	永樂六年十二月	同上	虎都無霞昧	中官鄭和使其国，其王遣使貢方物，謝前罪。賜烈女傳。
1409	永樂七年十月	同上	坤文琨	祭仁孝皇太后。
1410	永樂八年十一月	同上	曾壽賢	
1411	永樂九年十一月	同上	李義使	
1412	永樂十年十二月	同上	坤文琨	
1416	永樂十四年五月	三賴波磨刺扎的賴	李世賢	告之父喪。帝命中官郭文往祭，封其子為王。
1417	永樂十五年十二月	同上	李叫	謝恩
1420	永樂十八年四月	同上	李靄納	
1421	永樂十九年四月	同上	李懷	
1422	永樂二十年七月	同上	坤思利	
1424	永樂二十二年二月	同上	坤梅貴	

洪武四年（1371）から永樂二十二年（1424）までの53年間に、暹羅国は明代

中国への朝貢は 50 回あった。規定の朝貢の他に、暹羅船は、皇帝に新年祝い、誕生祝い、訃報、謝恩などで来航している。例えば、洪武六年（1373）十一月、暹羅国王が交代し、新暹羅国王は明皇帝の認可をもらうため、使節を派遣した。新暹羅国王は認可された後に、謝恩使を派遣した。さらに、洪武六年（1373）、七年（1374）に、暹羅国王の王子と王女も使節を明朝に派遣し、洪武二十八年（1395）、暹羅国王が去世し、暹羅国は訃報使を派遣した。貢使制度は、暹羅国の統治者によって、政治面と経済面ともに有利であった。任意的な暹羅国王或はその統治家族は、貢使制度を利用し、統治地位を強固とするのみならず、中国産品を中国から得たのである。そのため、中南半島のアユタヤは、直ちに中国商品の貿易交換地になった。

洪武初年から、来航した暹羅国使節の中に華人がいた。彼らは最初に、通訳の身分で出現した。『明太祖実録』によると、洪武五年（1372）の来航使節李清と洪武十四年（1381）の陳子仁は華人であった。⁴⁶その後、永楽三年（1405）と八年（1410）の曾壽賢及び宣徳八年（1427）の黄子順は正朝貢使の身分で来貢した。これらの華人は、暹羅語と中国語とに堪能で、暹羅国と明朝の交流の橋渡しになった。華人使節は主に早期の華人移民であり、成化十三年（1477）の暹羅使節謝文彬は、「汀州士人謝文彬者以販塩下海，飄入暹羅，因仕回国。后充貢使至，留都，為從子瓚于途，為織錦綺貿易。」⁴⁷とあり、福建汀州の出身地であり、塩を販売するため、海難により暹羅国に漂着したが、その後、貿易の為に、朝貢通事の身分でまた中国に来航した。さらに、弘治十年（1497）の通事奈羅は福建清流人であり、大風で暹羅国に漂着した。⁴⁸明朝前半期は、海禁政策が厳しかったが、嘉靖年間から、沿海地方の中国華商は密かに東南アジアに渡

⁴⁶ 『明太祖実録』卷七十一、中華書局、1981年、1314頁。

⁴⁷ 張燮『東西洋考』、卷二、暹羅による。中華書局、1981年、第33頁。

⁴⁸ 『明孝宗実録』卷一二九、中華書局、1981年、2277頁。「弘治十年九月辛丑條」による。

海し、貿易に従事したものがいた。さらに、暹羅国の朝貢活動は、明朝が規定した三年一貢よりかなり超えていたと言える。萬曆『廣東通志』卷六十九、「番夷」に、

洪武二十八年，遣内使趙達等往祭其先王。兼賜其嗣蘇門邦王昭祿群膺及其妃綺幣莫絲布有差。⁴⁹

とあり、洪武二十八年（1395）に、暹羅国王子は父王の訃報のため、使節を派遣した。明皇帝は、内使趙達を暹羅国へ派遣し、さらに、新暹羅国王と王妃などに賞賜を与えている。

通常の褒美の他に、洪武四年（1371）四月に、明朝皇帝は、当時先進な天文曆法『大統曆』を与え、永楽六年（1408）十二月に、暹羅国に『列女傳』を褒美とした。『大明会典』卷一〇一、礼部六十九、給賜二、「給賜番夷通例」に、

年間定番国進貢内国王王妃及使臣人等附至貢物。以十分為率。五分抽分入官。五分給還價值。⁵⁰

とあり、明弘治年間において、暹羅国が齎した圧艙貨物に対し、半分を朝貢品として納入し、半分は貿易として明政府が購入したことがわかる。暹羅国の朝貢品は、主に香料・動物・木材などであり、明朝から下賜されたのは精緻な磁器と絹織物などであった。磁器と絹織物は当時最も人気の高い貿易品であり、暹羅国は東南航路貿易の中心地として、明朝からの磁器と絹織物をヨーロッパ・東南アジア国と交換し、豊富な利益を得た。明代後期の『東西洋考』によれば、華商の東南アジア進出は広範囲におよんだことがわかる。中暹両国の朝貢往来は、暹羅国に対して経済利益を齎し、明朝にとって国威宣揚となった。

⁴⁹（明）郭棐『萬曆東通志』卷七十二、『四庫全書存目叢書』史部、第一九八冊、日本内閣文庫藏明萬曆三十年刻本。

⁵⁰（明）李東陽撰、申明行修『大明會典』卷一百一十一、禮部六十九、給賜二、給賜番夷通例。

暹羅国が華人通事を派遣したが、明朝側は暹羅通事を育成する機構を設置した。

永樂五年（1407）に、明朝政府は京都応天府（現在の南京）皇宮の東安門衢の南側に、中国において初めての通訳を育成するため四夷館を建立し、翰林院に属した。四夷館は、外交文献を処理する核心機構であるのみならず、外交人材の養成も担当した。明朝が建立した四夷館は、明朝が外国との往来を重視する姿勢を表示し、明朝が強大帝国になる雄心を暗示した。

『大明会典』卷一百九、礼部六十七、賓客、「各国通事」に、

計四夷一十八處額設通事六十員名。

七員名：達達（成化十九年添一名）、回回（成化十九年添一名）、女真（成化十九年添二名）

六員名：雲南、百夷

五員名：朝鮮国、西番（成化十九年添一名）

四員名：日本国

三員名：暹羅国、占城国

二員名：琉球国、安南国、爪哇国（後俱不補）、畏兀兒

一員名：真臘国（成化二十年添一名後以空閑俱不補）、蘇門答臘国（後不補）、滿刺加国⁵¹

とあり、明朝における四夷館は、八館に分かれていた。四夷館は、翻訳人材の育成のため厳しい待遇規定があったが、翻訳の人数も配分した。回回館と緬甸館は、東南アジア国語の通訳を養成する機構であった。回回館は、ペルシア語を中心に、真臘（カンボジア南部とベトナム南部）語・占城（ベトナム中南部地方）語・爪哇（インドネシア）語なども教えていた。正徳六年（1511）、八百館（タイ国の北方地方）を開設した。暹羅国との往来の増加につれ、萬曆七年

⁵¹（明）李東陽撰、申明行修『大明會典』卷之一百九、禮部六十七、賓客、各國通事。

(1579)、暹羅館を開設した。暹羅館の語学教師は、萬曆五年（1577）暹羅国が明朝の要求で中国へ派遣した通事であった。⁵²当時四夷館において、暹羅通事三名を含めて61名の通事がいたことがわかる。暹羅通事の人数は多くないが、明朝と暹羅との往来に対して大きく貢献した。暹羅使節は、来貢したとき、よく暹羅館に宿泊し、生徒に暹羅語を教授した。暹羅国は明朝との関係を重視のみならず、明朝も暹羅国との外交関係に熱心であったと思われる。暹羅国は、明朝の朝貢国として、積極的に明朝との関係を保持していたと言えるであろう。

おわりに

暹羅国と中国の往来は長い歴史をあった。宋代前に、華人が暹羅国へ移民した記録が見つからないが、しかし、タイ国境内の諸国は積極的に中国と友好な関係を持った。さらに、タイ国境内の真里富国商人は、宋の寧波まで通商に来た。それと同時に、華人は貿易か、政治遭難などの原因で暹羅へ渡海し、一部分は当地に定住した。元代から、中国と暹羅国の関係はもっと緊密なり、貿易、経済、政治、朝貢のみならず、技術上の交流もあった。元代周達観の『真臘風土記』によると、当時当地に定住した華人の状況を描写し、多くの華人が当地婦人と通婚したことがわかる。朝貢上の貿易を除く、中国沿海地方の住民と暹羅国も民間貿易をやり、貿易の発生につれ、ある華人は暹羅国に移民した。

洪武四年（1371）から明王朝に朝貢した。

明朝の海外貿易は二つ階段を分けられ、1371年-1566年と1566年-1644年であった。1371年-1566年に明代中国は海禁政策を制定するため、外国との往来に対して逆に積極的な態度を維持し、朝貢貿易のみ許された。1567年-1644年

⁵² 張文徳「从暹羅館的設立看明朝後期与暹羅的文化交流」、『東南亜纵横』、2009年第11期、116-122頁。

に明代中国は解禁したため、朝貢貿易が衰弱され、民間貿易が活発になった。暹羅国は、明朝の最初の「勘合」をもらった朝貢国として、中国と友好的往来を保持している。暹羅国は、海路を経由し、広州から入貢したが、来航した朝貢船は明王朝への朝貢品以外に、多くの貿易品も齎した。さらに、暹羅国は、明朝の海禁政策を対応するため、多くの朝貢船と華人通事、華人使節を派遣した。暹羅国は朝貢の順調で華人を雇い、華人も生存のため暹羅国へ移民した。ちなみに、華人は中暹両国の貿易に貢献があり、その貿易による利益は暹羅国王室の経済と潤したことは確かであろう。

第二章 清代中国に來航した暹羅国の朝貢

はじめに

清順治元年（1664）九月、清世祖が北京で皇帝に即位するとともに、この清国が強大化するにつれ海外各国から來航する朝貢船の数もますます増えた。北京から沿海及び全国までの外交形勢も大きく変化したのである。

特に東南アジアの暹羅国は、康熙・雍正・乾隆・嘉慶・道光・咸豊にわたり朝貢国として、広東の廣州から入貢した。暹羅国と中国との関係は、明代万曆四十五年（1617）に暹羅国の使節団が派遣されたことから始まるが、暹羅国が清朝に朝貢した最初は順治九年（1652）のことであった。順治九年（1652）十二月、暹羅国の使節が廣州に來航し、中国への朝貢の願望を明らかにした。その順治九年から咸豊二年（1852）の最後の朝貢まで、約二百年間にわたり暹羅国から正式な朝貢は約40回を数える。暹羅国は朝貢の利便を活用して、様々な貨物を中国に運び貿易していた。

日本と中国の学界において中国と暹羅国の往来史についての先行研究⁵³は多くの研究成果が出されたが、しかし、主に暹羅国の華人移民史、中暹両国の米穀貿易史に集中している。中国と暹羅国の使節來往に関する研究は多くない。

⁵³ 范麗萍「19世紀中暹海上民間貿易的市場運作」『廣西師範大學學報』2004年4月、133-139頁。

黃素芳「17世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」『華僑華人歷史研究』2007年6月、66-74頁。

蘭雪花「略論清前期暹羅與福建的大米貿易」『韶關學院學報』2008年10月、74-78頁。

蘭雪花「略論清前期中暹大米貿易的作用及其影響」『黔南名族師範學院學報』2008年第5期、21-25頁。

湯開建・田渝「明清時期華人向暹羅的移民」『世界名族』2006年第6期、53-63頁。いずれも中国と暹羅国との通交関係などを中心としたもので、朝貢行事などの詳細について述べていない。

とりわけ暹羅国使節の来華時の待遇に関する研究は殆ど行われていないのである。⁵⁴

そこで、本章では、暹羅国から広州に来航した使節団の朝貢規定、貿易規定、使節待遇などを中心に、清代中国と暹羅国使節の往来状況の問題を明らかにするものである。

第一節 清朝の暹羅国に対する朝貢規定

暹羅国は、中国と東南アジア各地との貿易の一つの中継地の国として、優れた位置にあり、東西貿易の重要な拠点の一つであった。暹羅国の地理的位置について、『清史稿』列伝、暹羅国の条に、

暹羅、在雲南之南。緬甸之東、越南之西、南瀕海湾⁵⁵
とあり、暹羅国は雲南の南、緬甸の東、越南の西に位置し、南は海と隣接している。暹羅国が清朝に朝貢した最初は康熙二年（1663）のことである。『清史稿』列伝、暹羅国の条に、

清康熙二年、暹羅正貢船、行至七洲海面。遇風漂失、護貢船一至虎門。仍令駛回。三年七月、平南王尚可喜奏、暹羅來餽礼物。卻不受。其年。議准暹羅進貢。正貢船二艘、員役二十名。補貢船一艘。員役六名来京。並允貿易一次。⁵⁶

とある。清康熙二年（1663）に、暹羅国が派遣した正貢船は海難に遭難して不明となり、副貢船だけが広東虎門に到着したが、清朝はその船による暹羅国の朝貢を認めなかった。そのため副貢船は帰帆するしかなかった。

また康熙三年（1664）七月に、暹羅国は再び正朝貢二隻と副貢船一隻そして二十名員役を派遣し中国に朝貢してきた。

⁵⁴ 序章、第三節参照。

⁵⁵ 『清史稿』第七冊、列傳三百十四、属国四、暹羅、5779 頁。

⁵⁶ 『清史稿』第七冊、列傳三百十四、属国四、暹羅、5779 頁。

清朝の康熙『大清会典』をはじめとする會典類に暹羅国は一貫して朝貢国として記載されている。

暹羅国、本海南暹與羅斛兩國後并為一。順治十年、請貢。康熙三年、進貢。貢期三年一次、貢道由廣東。⁵⁷

とあるように、暹羅国は古くからの暹と羅斛という両国を合わせ一国となった。康熙帝は、貢期を三年ごとに、貢道は広東すなわち広州から上京するとの朝貢規定を定めたのである。

また、梁廷枏の『粤海關志』に暹羅国に関することとして次のように見られる。

暹羅、在占城国西南順風十晝夜可至。隋唐赤土国後分為羅斛暹二国、暹土瘠不宜稼、羅斛地平衍種多穫、暹仰給焉元元貞初、暹人常入貢至正間、暹降於羅斛合為一國。⁵⁸

とあるように、暹羅国の位置はベトナムの南部に位置する占城国からは西南の順風で十日間ほどの旅程にあった。この暹羅国が清朝中国の朝貢国として広州に來航して来るのである。

暹羅国は、中国との朝貢関係を重視し、明朝が潰滅した後に、新王朝と同じように明朝からの朝貢関係を持続したいことを清朝に求めた。清朝と海外諸国の通交関係は朝貢規定に見える。康熙『大清会典』には、貢道、貢船、貢使について以下の規定が見られる。

貢道崇徳二年定朝鮮貢道由鳳凰城、順治八年議準琉球貢道由福建、十三年議準荷蘭貢道由廣東、康熙元年議準緬甸貢道由雲南、四年議準安南貢道由廣西太平府、六年議準西洋貢道由廣東、又議準暹羅貢道由廣東、二十五年

⁵⁷『大清会典』(康熙朝)、卷七十二、禮部三十三、朝貢通例による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3731頁。

⁵⁸『粤海關志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1531頁。

覆準荷蘭貢道改由福建、雍正二年議準嗣后安南貢使來京令廣西巡撫填給勘和由湖廣江西山東等處水路進京回日兵部照原勘和換給由水路歸國永為例。

四年議準蘇祿貢道由福建。七年議準南掌貢道由雲南。⁵⁹

凡進貢員役、每次不得過百人。入京員役、止許二十人。餘皆留邊聽賞。凡貢使到京、所貢方物、會同館呈報禮部。⁶⁰其進貢船不得過三隻。每船不得過百人。⁶¹

順治初年定外國船非正貢之故、無故私來貿易者、該督撫即行阻遂。又定正貢船未到護貢探貢等船不許交易。⁶²

清朝は、朝貢国の地理的位置を考慮して入貢地を定めた。たとえば朝鮮国は東北地方のため現在の延邊に位置する鳳凰城から入貢するように、琉球国は東南のため、福建省から入貢するように、オランダや西洋国は西方に位置しインド洋を経て来航するため、広東省から入貢するようにと定められた。また南アジアに在る暹羅国は、同様に広東から入貢し、安南国は広西から入貢ことが規定されたのである。

さらに朝貢団の来朝人数は百人を超えず、使節団のうちの北京に赴く上京人数を20人に限定するとの朝貢規定が定められた。その船団の来貢の貢船は三艘を超えず、正貢船より護貢船あるいは探貢船がいち早く到着した場合は、もたらした貨物は全部販売できなかった。朝貢船ではない外国船が沿海で到着した場合は、即時に送り返すことなどが規定されていた。

さらに、『大清会典』には、暹羅国の朝貢規定についても詳しく記載された。

⁵⁹ 『欽定大清会典則例』卷九十三、禮部、朝貢上、『四庫全書』第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、902頁。

⁶⁰ 『大清会典』(康熙朝)、卷七十二、禮部三十三、朝貢通例による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3702頁。

⁶¹ 『大清会典』(康熙朝)、卷七十二、禮部三十三、朝貢通例による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3702頁。

⁶² 『欽定大清会典則例』卷九十四、禮部、朝貢下、『四庫全書』第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、932頁。

康熙四年議準暹羅正貢船二、令員役二十人來京、補貢船一、令六人來京。

六年覆準暹羅國進貢不得過三船、每船不得過百人、來京員役二十二人、存留邊界、稍目給與口糧、其接貢探貢等船概不許放入。⁶³

とあるように、康熙四年（1664）の規定によって、暹羅國は正貢船は2艘の派遣が認められ、使節団の20人が上京できたのであった。さらに暹羅國は補貢船1艘が許可さ、そのうちの6人が上京できた。康熙六年（1666）に、康熙四年の規定を更新し、暹羅國からの貢船は3艘とし、1艘には100人まで、そのうち、北京に赴く上京人数を22人に限定するとの朝貢規定が定められた。正貢船以外の暹羅國船の来航が禁止された。

⁶³ 『欽定大清會典則例』卷九十三、禮部、朝貢上、『四庫全書』第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、902頁。

第二節 清朝に対する暹羅国の朝貢活動

この清代における暹羅国からの朝貢団の状況は表1のようになる。

表1：清代における暹羅国の朝貢状況

西暦	中国暦		暹羅王名	使節名	出典
1652	順治九年	十二月	帕拉塞通		『世祖實録』 ⁶⁴
1659	順治十六年		昭法猜		『大清会典・康熙朝』 ⁶⁵
1663	康熙二年	十二月	那菜	握坤司咨喇耶低邁礼	『広東通志』 ⁶⁶
1667	康熙六年	六月	那菜	握坤司咨喇耶低邁礼	『広東通志』 ⁶⁷
1672	康熙十一年	三月	森列拍臘照古龍拍臘馬 呼陸坤司由提呀菩挨	握坤司咨喇耶低礼	『聖祖實録』 ⁶⁸
1684	康熙二十三年	六月	森列拍臘照古龍拍臘馬 呼陸坤司由提呀菩挨	王大統・坤亨述列瓦提	『聖祖實録』 ⁶⁹
1708	康熙四十七年	二月	帕昭蘇	坤七那阿□一	『聖祖實録』 ⁷⁰
1721	康熙六十年	十月	帕昭泰薩	郭奕達	『聖祖實録』 ⁷¹

⁶⁴ 『清實録世祖黄帝實録』卷七十、中華書局、1985年8月、555頁。

⁶⁵ 『大清会典・康熙朝』卷七十二、礼部、朝貢一、暹羅國。近代中国史料叢刊第三編、第七十二輯、文海出版社、1992年、3731-3735頁。

⁶⁶ 郝玉麟等監修、魯曾焜等編纂、乾隆『広東通志』、卷五十八、『四庫全書』564冊、上海古籍出版社、649-657頁。

⁶⁷ 郝玉麟等監修、魯曾焜等編纂、乾隆『広東通志』、卷五十八、『四庫全書』564冊、上海古籍出版社、649-657頁。

⁶⁸ 『清實録聖祖仁黄帝實録』、卷三十八、中華書局、1985年8月、511頁。

⁶⁹ 『清實録聖祖仁黄帝實録』、卷一一五、中華書局、1985年8月、202頁。

⁷⁰ 『清實録聖祖仁黄帝實録』、卷二三二、中華書局、1985年8月、380頁。

⁷¹ 『清實録聖祖仁黄帝實録』、卷二九五、中華書局、1985年8月、864頁。

1724	雍正二年	十月	帕昭泰薩	徐寬	『大清會典·雍正朝』 ⁷²
1729	雍正七年	七月	森列拍	郎微述申黎噶	『世宗實錄』 ⁷³
1735	雍正十三年	八月	波隆摩閣	朗三立哇提	『雍正朝漢文硃批奏摺』 ⁷⁴
1736	乾隆元年	五月	參立拍照慶拍馬呼六神 司尤提菩埃	朗三立哇提	『高宗實錄』 ⁷⁵
1749	乾隆十四年	六月	森密拍照廣勅馬呼陸坤 司尤提雅菩埃	郎呵派呱提	『明清史料』 ⁷⁶
1753	乾隆十八年	二月	森密拍照廣勅馬呼陸坤 司尤提雅菩埃	郎思吞呱沛	『明清史料』 ⁷⁷
1757	乾隆二十二年	四月	森密拍照廣勅馬呼陸坤 司尤提雅菩埃	郎嵩統呵沛	『明清史料』 ⁷⁸
1762	乾隆二十七年	五月	森密拍照廣勅馬呼陸坤 司尤提雅菩埃	朗備彩呱提	『明清史料』 ⁷⁹
1766	乾隆三十一年	四月	森密拍照廣勅馬呼陸坤	丕雅蒿統呵沛	『明清史料』 ⁸⁰

⁷² 『大清會典·雍正朝』卷之一百六、禮部五十。近代中國史料叢刊第三編、第七十八輯、文海出版社、1992年、7117-7120頁。

⁷³ 『清實錄聖祖仁皇帝實錄』卷八三、中華書局、1985年8月、113頁。

⁷⁴ 『雍正朝漢文硃批奏摺』第二十八輯、中國第一歷史檔案館編、江蘇古籍出版社、927頁。

⁷⁵ 『清實錄高宗純皇帝實錄』卷十九、中華書局、1985年8月、476頁。

⁷⁶ 「禮部副奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、518頁。

⁷⁷ 「禮部題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、520頁。

⁷⁸ 「為禮科抄出本部題」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、524頁。

⁷⁹ 「為禮科抄出本部題」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、530頁。

			司尤提雅菩埃		
1781	乾隆四十六年	九月	鄭昭	朗呷彩悉呢霞握撫突	『明清史料』 ⁸¹
1784	乾隆四十九年	十月	鄭昭	滑里那突	『明清史料』 ⁸²
1786	乾隆五十一年	七月	鄭華	丕雅史滑里遜通那突	『明清史料』 ⁸³
1789	乾隆五十四年	三月	鄭華	帕史滑里遜通亞排那赤突	『明清史料』 ⁸⁴
1790	乾隆五十五年	八月	鄭華	拍簪令思遠那末納剝禿	『明清史料』 ⁸⁵
1796	嘉慶元年	正月	鄭華	丕雅梭挖粒巡段押墘辣昭突	『明清史料』 ⁸⁶
1809	嘉慶十四年	十二月	鄭華	拍簪變史藩擺乞哪車突	『明清史料』 ⁸⁷
1810	嘉慶十五年	十月	鄭華	丕雅梭圪里巡取押派潑喇突	『明清史料』 ⁸⁸
1812	嘉慶十七年	十月	鄭華	拍册圪里巡段亞排哪車突	『明清史料』 ⁸⁹

⁸⁰ 「為禮科抄出本部題」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、535 頁。

⁸¹ 禮部「為本部奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、540 頁。

⁸² 「為內閣抄出廣東巡撫孫士毅奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、541 頁。

⁸³ 「為內閣抄出廣東巡撫圖薩布奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、545 頁。

⁸⁴ 「廣東巡撫圖薩布奏殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、547 頁。

⁸⁵ 「廣東巡撫郭世勳殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、555 頁。

⁸⁶ 「禮部題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、561 頁。

⁸⁷ 「為內閣抄出兩廣總督百齡等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、563 頁。

⁸⁸ 「為內閣抄出兩廣總督百齡等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、564 頁。

⁸⁹ 「為內閣抄出兩廣總督蔣攸銘等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、566 頁。

1815	嘉慶二十年	十月	鄭佛	丕雅梭圪粒巡吞押撥棘昭突	『明清史料』 ⁹⁰
1819	嘉慶二十四年	十一月	鄭佛	丕雅梭滑里巡段亞排哪車突	『明清史料』 ⁹¹
1822	道光二年	十月	鄭佛	白沾暖梭藩哪挖臘車突	『明清史料』 ⁹²
1827	道光五年	十月	鄭福	丕雅梭挖里巡段呵排臘車突	『明清史料』 ⁹³
1830	道光八年	正月	鄭福	丕雅沾煖舒攀哪叭臘車突	『明清史料』 ⁹⁴
1832	道光十年	四月	鄭福	丕雅煖滑里巡収呵人騰車寅	『明清史料』 ⁹⁵
1836	道光十四年	十一月	鄭福	丕雅梭滑里巡収呵人騰車突	『明清史料』 ⁹⁶
1839	道光十七年	七月	鄭福		『明清史料』 ⁹⁷
1852	咸豐二年				

この表1のように順治朝から咸豐朝まで合わせて35回の朝貢が見られ、基本的に5年ごとの朝貢であったことがわかる。これは康熙三年（1664）に定められた朝貢規定「定暹羅貢期三年一次」とは差があった。さらに康熙二十三年（1684）から次の朝貢まで約二十年間も空白があり、暹羅国からの朝貢は一度しかなか

⁹⁰ 「為本部奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、568頁。

⁹¹ 「兩廣總督康紹鏞殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、568頁。

⁹² 「兩廣總督阮元殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、569頁。

⁹³ 「兩廣總督阮元題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、576頁。

⁹⁴ 「兩廣總督李鴻賓殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、580頁。

⁹⁵ 「為內閣抄出兩廣總督李等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、583頁。

⁹⁶ 「為內閣抄出兩廣總督盧坤等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、583頁。

⁹⁷ 「為內閣抄出兩廣總督鄧等奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歴史語言研究所編、中華民國四十九年九月、585頁。

った。その原因について考えるに康熙二十四年（1685）に、暹羅国那萊王が没し、暹羅国の朝廷内において王位争奪の事件が発生したためと考えられる。このため中国への朝貢も遅延したと思われる。康熙六十年（1722）に、康熙帝は30万石の大米の暹羅国からの輸入を認めた。しかし、暹羅国から米穀を積んだ朝貢船が中国に到着したのは康熙帝が没して後の雍正二年（1724）のことであった。中暹の米穀貿易を促進するため、雍正時代から暹羅国の米穀船は一年に2艘の来航が知られる。⁹⁸さお、乾隆五十一年に、華人は暹羅国王が即位になるから、暹羅国からの朝貢次回は頻繁になった。通常の朝貢の他に、中国皇帝の壽誕のお祝いまた謝恩などの理由によっても朝貢している。たとえば、乾隆五十一年（1786）に、新暹羅王が即位したため朝貢した。乾隆五十三年（1788）に、暹羅国朝貢船は中国皇帝が新暹羅王を承認したことへの謝恩の理由で来航した。嘉慶十四年（1809）と道光二年（1822）とに、中国皇帝に祝壽誕のために朝貢船を派遣した。さらに、以前に広州に来航した暹羅朝貢団はいつも正貢使たちは北京に朝貢する時は、ほかの使節は広州で交易を行った。しかし、道光二年（1822）の朝貢は、道光二年（1822）十月に暹羅朝貢船は広州に着いて、正貢使らは十月の末頃に上京したが、朝貢船は急ぎ広州で販売をして同年十二月末ころに帰国した。⁹⁹理由は来年の夏に朝貢船は再び中国に行って、上京した使節を迎えるということであった。しかし、本当の理由は暹羅国王はできるだけ中国との貿易を多く行いたいと考えていたと思われる。

暹羅国から中国にもたらされた貨物は基本的には暹羅国当地の特産物で構成されていた。暹羅国は地域が中国よりはるかに小さいが、特産品の種類は極め

⁹⁸湯開建・田渝「雍乾時期中国與暹羅国的大米貿易」、『中国經濟史研究』2004年第一期、經濟研究雜誌出版社、2004年、81-88頁。

⁹⁹「兩廣總督阮元殘題本」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、569頁。

て多かった。暹羅国からの朝貢船に積載された貨物には、一部分は朝貢品として北京へ進呈する貨物であり、一部分は船の安定を計るための「圧艙貨物」¹⁰⁰として運ばれて発売した貨物であった。朝貢船で輸入した貨物は免税品の取り扱いを受け、事実「圧艙貨物」は暹羅国の朝貢貿易の計画の中ではかなり大きな比例を占めていた。

各国からの朝貢品の管理及び朝貢貿易に関して以下の規定が見られる。

順治間定、凡外国朝貢來京。頒賞后、在會同館開市。或三日。或五日。惟朝鮮琉球。不拘期限。¹⁰¹康熙二十四年議準、外国貢船。所帶貨物。停其收稅。其餘私來貿易者。準其貿易。聽所差部臣、照例收稅。又議準、凡貿易番船回国。除一應禁物外。不許搭載內地人口。凡番船貿易完日、外国人員、一并遣還。不得久留內地。凡貢船回国。帶去貨物。免收其稅。¹⁰²

とあるように、順治年の規定によって、外国からの来華した朝貢団は、皇帝の恩賜を受けた後に、北京の会同館で自国の貨物を発売できた。国によって交易期間日数は異なった。康熙二十四年に、規定が更新し、外国朝貢船が来航した貨物が免税とされただけではなく、自国から中国産貨物も免税になった。来航した朝貢船は帰国するときには中国人を搭乗することが禁止されていた。

さらに朝貢船がもたらした「圧艙貨物」の発売についての規定がある。

起貨通事船主先期將壓艙貨物呈報廣州府轉報委員、查明其貨物數目斤兩、冊彙同表文方物由司詳候督撫、會疏題報俟題允日招商發賣、其應納貨餉候

¹⁰⁰ 松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林、2003年10月、193-196頁。
王竹敏「康熙・雍正時代の中暹朝貢貿易に見る圧艙貨物」、『千里山文学論集』、関西大学大学院文学研究科、第86号、2011年、1-14頁。

¹⁰¹ 『大清会典』（康熙朝）、卷七十三、禮部三十四、外國貿易による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3764頁。

¹⁰² 『大清会典』（康熙朝）、卷七十三、禮部三十四、外國貿易による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3764頁。

奉部行分別免征。¹⁰³

康熙四十七年覆準暹羅国進貢馴象船、其壓船貨物願自出夫力帶來京城貿易者、聽如欲在廣東地方貿易、著該督撫委官監視其交易、貨物數目及監視官職名造冊報部壓船貨物照例停其徵稅。¹⁰⁴

とあり、暹羅国の貢船が広東に到着すると、最初に通事や船主は貨物の明細を広東省の総督や巡撫に報告し、その後、地方官は明細書によって貨物を調べ上げ発売することが認められた。もし、貢使が貨物を北京へ運ぶ場合は、貢使の負担で輸送費を払うことも認められた。

さらに、清政府は貿易品の禁令品も規定している。

雍正九年、奉旨鐵器不許出洋貨賣律有明禁、乃聞粵東出產鐵鍋、凡洋船貨賣向未禁止夷船出口、每船所賣鐵鍋少者百連至二三百連不等、多者買至五百連并有至千連者、每連約重二十斤不等、五百連約重萬斤、千連者每連約重二萬斤、計算每年出洋之鐵為數甚多、誠有關繫、嗣後鐵鍋應照廢鐵之例、一概嚴禁、無論漢夷商船均不許貨賣出洋。又覆準一切廢鐵、除內地販賣聽從民便毋庸禁止、如有將廢鐵潛出邊境及海洋貨賣、立即弩究照例治罪、該管官知情故縱者革職、受賄者革職提問。¹⁰⁵

貢使京旋廣州府、即諭令各船修葺、俟風訊順便回國所買回國貨物、一切違禁物件不許買帶外、其應買貨物俱照定例聽其買回、應委官一員監督盤運下船、并即令護送該船出口、俟其揚帆回報。¹⁰⁶

とあり、雍正九年（1731）に外国から来航した商船への鉄器の売買が禁止され

¹⁰³ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹⁰⁴ 『欽定大清会典則例』卷九十四、禮部、朝貢下、『四庫全書』第 622 冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、932 頁。

¹⁰⁵ 『欽定大清会典則例』卷一百十四、兵部、關禁、『四庫全書』第 623 冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、404 頁。

¹⁰⁶ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

た。使えない鉄器も輸出禁止であった。しかし『大清会典』によると、暹羅国朝貢団が鉄器を売買した記録が見られる。

是年暹羅国貢使稱銅器自奉禁后、彼国乏用懇許其赴粵採辦、奉旨、該国呈稱銅鑿造福送寺之用、部議照例禁止固是令特加恩賞給八百斤、後不為例。¹⁰⁷とあり、暹羅国は寺院を建設するため、中国から建設用の銅線を購入したいことを、広東総督を通じて雍正帝に報告したところ、雍正帝は暹羅国に銅線八百斤の賞与を命じている。このことから暹羅国と中国との関係は良好であったことがわかる。暹羅国は中国との朝貢関係を利用し大きな利益を獲得したのみならず、中国も暹羅国の朝貢関係で中華としての虚栄心を満足したと考えられる。

第三節 暹羅国使節の来華の朝貢待遇

中暹両国の貢賜往来は、暹羅国によっては経済利益、清王朝によっては国威宣揚であった。そして、清王朝は来航した朝貢船に厚往薄来という朝貢貿易を行わせた。すなわち来航した朝貢船の朝貢品は薄くても、恩賜した賞品は厚くした品々を持って帰らせたのであった。各地方官から北京まで各使節に随行している。

凡貢使來京、提督官處該督撫報文、查點正從人數。移付精膳司、照例支送飲食等物。咨工部、應付鋪墊傢伙等項。查照牲畜數目。咨戶部、給發草料。咨兵部、撥官兵看守。傳該館通事序班官生等、赴館伺候。該館大使將進官時日、貢使人員數呈報本部。該国表文章奏。提督官於到館次日、率貢使賚

¹⁰⁷ 『欽定大清会典則例』卷九十四、禮部、朝貢下、『四庫全書』第622冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、939頁。

至本部呈堂。公同折閱。歸儀制司具題。如有兩國通事進貢、一住館中。一咨工部。另行安排。¹⁰⁸

貢使が北京に到着すると、督撫は人数を確認して、関係する部に報告した。精膳司は規定により食物を支給し、工部は上朝用の服を支給し、朝貢団の役畜などにも便宜を与え、管理・世話する人員も派遣した。

暹羅国に関する「會驗暹羅国貢物儀注」によれば、来華した暹羅国の朝貢船の貢使の儀礼に関しても記録されている。

是日辰刻南海番禺兩縣委河泊所、大使赴驛館護送貢物、同貢使通事由西門進城至巡撫西轅門、安放貢使在頭門外帳房俟立、俟兩縣稟請巡撫開中門、通事行商護送貢物先由中門至大堂簷下成列。通事復出在頭門外、兩縣委典史請各官穿公服至巡撫衙門、通事引貢使打躬迎接候、巡撫開門升堂、督撫各官正坐、司道各官傍坐、通事帶領貢使由東角門報門進至大堂簷下、行一跪三叩禮、賜坐、賜茶。各官即起坐驗貢、畢將貢物仍先從中門送出、西轅門通事引貢使由西角出至頭門外、立候送各官回將貢物點交通事、行商貢使同送回驛館貯放。¹⁰⁹

とある。この「會驗暹羅国貢物儀注」は、暹羅国の朝貢品に関して広州府の衙門における検査の状況を詳細に記録している。

暹羅国から暹羅国船によって広州にもたらされた朝貢品が到着すると、南海縣と番禺縣では暹羅国からの朝貢品の保管を「河泊所」に委託していたと考えられる。清国の外交代表が派遣され、暹羅国の貢使が住んでいる「驛館」に赴いて、朝貢品を広東「巡撫衙門」へ護送した。清国の外交代表は、暹羅国の貢使と通事と共に広州府城の西門から入城し、「巡撫衙門」がある西轅門附近まで

¹⁰⁸『大清会典』(康熙朝)、卷七十三、禮部三十四、會同館による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3766頁。

¹⁰⁹『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550頁。

赴く。到着する貢使を「頭門」外の「帳房」で清国の外交代表が立ち迎える。清国の外交代表は通事と行商と共に朝貢品を「中門」の奥にある「大堂」まで運ぶ。また公服を着用した広州の地方官も「巡撫衙門」の中で待ち受ける。その後、通事は「頭門」に戻って、外で待ち受ける貢使を伴い「東角門」から「大堂」まで進む。貢使は、広州に居る両広総督や広東巡撫等に「一跪三叩」という中国の伝統的な礼儀を行い、督撫から着座を指示され「椅子」に坐り、「お茶」を供用される。その後は、広州の地方官が貢物を検査する。検査が済むと地方官は貢物を「中門」より持ち出す。通事は貢使を率いて、「西角門」より「頭門」に赴く。各地方官が帰ると貢使は通事と行商と共に朝貢品を「驛館」に贈呈すると規定されていた。

朝貢品は、「巡撫衙門」の「大堂」まで運ばれる「中門」を経由する道筋と、貢使が大門へ赴く際に「東角門」を通り、帰る時には「西角門」を通過した道筋とは同一ではない。すなわち朝貢品は、中華の皇帝に献上するため、皇帝と同等な扱いを受けた。しかし暹羅国使節は、外国使節としてそれよりも位が低い扱いを受けていたことがわかる。これが中華帝国の伝統的な朝貢儀礼の一端であり、「會驗暹羅国貢物儀注」にはこの実態が具体的に描かれていると言えるであろう。

さらに、暹羅国の使節が中国皇帝に拝見する礼儀や様子も記録に残された。

琉球、安南、暹羅等国差來若系該国王兄弟、世子來朝者、自應如朝鮮之例。複查、聖祖仁皇帝時、亦有召見各国使臣者、不過于便殿召見、如引見官員之例、只待侍衛等侍立令其跪聆慰問單、即引出賞賜茶飯、并無御前賜座賜茶。今臣等酌議得暹羅国貢使朗三立哇提等召見之日、皇帝御乾清宮寶座應、入班之内大臣侍衛等照例排班侍立、臣部堂官二員引該国來使等穿伊国公服、隨帶通使一員、由乾清門西門如至丹墀下西邊、行三跪九叩頭禮。禮畢、臣

部堂官由西塔引至乾清宮中門外跪、通史在來使西邊稍后跪、臣部堂官二員兩旁伺立、皇上慰問單畢、臣部堂官引出候旨、賜茶或賜飯畢引至午門外謝恩。其議政大臣等齊集坐班賜坐賜茶。¹¹⁰

とあり、乾隆元年（1736）に、暹羅国からの貢使が中国皇帝の接待を受けたことがわかる。乾隆皇帝は「乾清宮」の「寶座」に座わり、大臣と侍衛などが両側に立っていた。使節は暹羅国の公服を着用して、通事とともに「乾清門西門」を経て、「丹墀下西邊」で「三跪九叩」礼を行った。後に、使節は「西塔」を経て、「乾清宮中門」の外で跪づいた。その後は、中国皇帝の「慰問單」を聞いてから戻っている。このように、実際に暹羅国貢使は北京皇城で朝貢儀礼を行ったが、中国皇帝の顔を見ることはなかったということである。この儀式当日の記録によって、外国使節のなかで、一番重視されたのは朝鮮使節であり、他の安南使節と暹羅国使節とはともに同じ程度の待遇であった。

1) 上京の行程

暹羅国の来華貢使が広東に到着すると、朝貢規定によってその一部分の貢使は北京に赴いた。交通手段や沿道の環境のため、広東から北京へ赴く行程は片道でも数月間を要した。この途中の旅費などの支出はどのようであったろうか、『大清會典』から見てみたい。

外藩外国進貢。并差來人員到京。由該衙門行文至禮部。俱給下程。回時復給路費。禮部移會光祿寺支送。¹¹¹

海外から来華した朝貢使節団の上京の旅費は、全て清朝の禮部から支給され

¹¹⁰ 「禮部副奏」、『明清史料』庚編、第六本、中央研究院歷史語言研究所編、中華民國四十九年九月、518頁。

¹¹¹ 『大清會典』（康熙朝）、卷七十七、禮部三十八、下程路費による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3861頁。

た。そして、その際の暹羅国使節は途中でどのような待遇を受けたのであろうか。『粵海関志』には、

貢使進京、令通事先將啟程日期報府、轉報上司、預行取辦祭江豬只、吹手、禮生應用。¹¹²

貢使入京、通事將起程日期具報廣州府、轉報布政司、移會按察司、頒發兵部勘合一道、驛傳道路牌一張。¹¹³

とあり、暹羅国使節は上京の日時を通事から広州府知府に申請する。知府は広東布政司に報告し、さらに広東按察司にも報告され、兵部から朝貢使節に身分と行程が証明できる「路牌」通行証等が支給された。広東の督撫は使節らが出発の前に、朝貢順調を祈りの祭祀を挙行している。その後、督撫は官員と通事を派遣して、使者を護送し随行した。

『粵海関志』には、護送途中の各種待遇も詳しく記録している。

督撫委送官三員隨同伴送將進京貢使人員廩給口糧、夫船數目填注勘合内、經過沿途州縣按日辦應。其在省看守貢船人等、以奉旨準貢日移明、糧道每名每日支米八合三勺。¹¹⁴

貢使入京伴送、文職應委道府大員、武職應委參將大員并委丞倅一員隨往長途護送。自省啟程前抵韶州府、例委分巡。廣州府之督糧道、護送彈壓自韶州府南雄州度嶺、應委南韶連道護送彈壓出境、仍飾各屬照例應付、議準絲毫濫應、京旋之日一體辦理。¹¹⁵

康熙二十三年諭 暹羅国進貢員役回国有不能乘馬者、官給夫轎從人給舁夫、

¹¹² 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹¹³ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹¹⁴ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹¹⁵ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

欽此。又覆準除護送來京官外、特差本部司官筆貼式各一人伴送。¹¹⁶

とある。朝貢使節が来華の際には中国に上陸地から北京までの間の往復に清朝の官吏が随行し、それを伴送と呼称されたことは、琉球国の例から明らかである。¹¹⁷

暹羅国の朝貢の際にも広州府は毎回の上京に護送官三人を派遣し、そのうち、一人は文職の通事、一人は武職、もう一人は兵士であった。広州府は行程の日付と人数により食料を支給している。もし馬に乗れない使節がいれば、地方官は「轎子」という旧時に箱型の籠に棒をわたし、その前後を人が担ぐ交通工具を準備している。「轎子」が担ぐ人員も配慮された。

2) 使節団の食料

暹羅国使節が広州から出発して後の沿道の地方官は規定によって食料が支給された。

順治八年定凡外国貢使、及定額従人來京。沿途口糧、驛遞夫馬舟車。該督撫照例給發、差官伴送、及兵丁護送來京。回日沿途口糧、驛遞夫船。兵部給與勘和。其留邊人役、該地方官照例給與食物、嚴加防守、貢使回時同送出境。¹¹⁸

広東の地方官は、上京使節に食料を支給したのみならず、広州に滞在している使節にも食料を支給された。食料品の詳細に関して『大清会典』に見える北京において支給された食料品名が参考となるであろう。

凡暹羅国來使。康熙三年議準。暹羅朝貢正使副使辦事幹事官、毎日共給牛乳一

¹¹⁶ 『欽定大清会典則例』卷九十四、禮部、朝貢下、『四庫全書』第 622 冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、929 頁。

¹¹⁷ 松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』関西大学出版部、2011 年 10 月、52-78 頁。

¹¹⁸ 『欽定大清会典則例』卷九十四、禮部、朝貢下、『四庫全書』第 622 冊、史部、陸錫熊、孫士毅編纂、上海古籍出版社、929 頁。

鯪、毎二日給羊一隻、毎五日蘋果五十個、梨五十個、鮮葡萄五觔、棗五觔、沙果七十五個。正副使、毎日共鷺一隻、雞一隻、魚一尾、茶一兩、面二觔、豆腐二觔、椒一錢、清醬六兩、醬六兩、香油六錢、各樣菜蔬三觔、酒十壺、燈油一種。辦事幹事官、毎日各豆腐一觔、茶五錢、面一觔、椒五分、清醬四兩、醬四兩、香油四錢、酒一壺、菜一觔、燈油一鐘。通事官、毎日肉二觔半、茶五錢、面一觔、豆腐一觔、花椒五分、清醬四兩、醬四兩、香油四錢、酒一壺、菜一觔、燈油一種。從人、毎日各給肉一觔半、面半觔、菜二兩、鹽一兩、共酒十壺、燈油五鐘。正使、副使、辦事、幹事、通事、從人、俱給米。移咨戶部支發。¹¹⁹

康熙三年（1664）の規定によって、暹羅国使節が北京に到着したら時点で、使節に牛乳、羊肉、りんご、なし、魚、鳥肉、豆腐などを含めて約 20 種類の食物が贈られた。もし使節が 20 人として計算すると清皇帝から支給された食品はかなり多かった。日常の食物の支給の他に暹羅国使節は宴会の供応を受けた。

凡貢使來京、賜宴於禮部。令本部堂官待宴…康熙四年、暹羅国遣使進貢來京、朝見后、在部筵宴二次。回廣東日、在布政司給酒飯一次。¹²⁰

貢使京旋、委員自京護送。敕書大典回廣船到河下迎請、安奉懷遠驛館、遵奉筵宴一次、候風訊便日起程。¹²¹

又定貢使京旋回国、在廣東筵宴一次、額支銀一十七兩五錢。其守候船隻梢目水手等、額支口糧於奉旨準貢之日起、支貢使回廣之日住。支伴送之委員自省赴京往回額、給盤費銀五十兩、均於廣東存公銀內并地丁項、下額支米

¹¹⁹ 『大清会典』（康熙朝）、卷七十七、禮部三十八、下程路費による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3901 頁。

¹²⁰ 『大清会典』（康熙朝）、卷七十六、禮部三十七、筵宴二による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3861 頁。

¹²¹ 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

内動支。¹²²貢使人到省、委員備辦牛酒米麥筵席等項、俟起貯表文方物、后前赴犒賞。¹²³

凡貢使歸國。例差司賓序班一員。給勘合。由驛遞伴送。沿途防護促行。不許停留騷擾。及交易違禁貨物。交明該撫即還。該督撫照例送出邊境。¹²⁴

暹羅の使節は、北京に到着すると皇帝から宴会が用意された。使節が北京から広州に戻ると、地方官も宴会を開催し、使節の苦勞を慰問したのである。もちろん暹羅国使節らが帰国するときにも宴会を開催している。

3) 北京の宿泊所

清代は、専門的に外国使節の宿泊所を設置していた。その有名なものは北京の會同館であった。使節の住居を考慮したのみならず、使節の馬にも専門の馬館を設置した。

住所

凡會同館夫役。分南北館。南館二十人。伺候貢人到京。抗運貨物。北館二十名。伺候外藩公主及賓客等。挑水供應。搬運桌張氈單等項。別衙門并該司大使等官。不許佔用。

馬館

凡貢使馬駝、設一館於安定門。設三館於通州（一在城內、二在城南）。通州三館、設筆貼式一員、馬法二名。安定門館、設筆貼式一員、馬法一名、分撥餵養。又設二場、主夏秋放牧、一在海子之西、一在良鄉縣之東。其雇夫牧養、撥官兵防護等事、仍系主客司職掌。各館馬駝牧養、每十匹、雇一

¹²² 『粵海關志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹²³ 『粵海關志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1550 頁。

¹²⁴ 『大清會典』（康熙朝）、卷七十二、禮部三十三、朝貢通例による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3705 頁。

夫、令其鋤草挑水。安定門館夫、毎日給銀七分。通州館夫、給銀八分。其煮料豆、添草、飲水、打掃等差、禮部另撥閑丁十一名承值。

とあるように、会同館は南館と北館に別れ、各館ごとに役人 20 人を設置していた。役人の職務も明確に分かれていた。さらに、使節のために設置した馬館も力所あり、馬館の役人も数名いた。清潔、運送、養馬など専門の役人のように細分化されていた。

4) 使節が病気になった場合

来華各国使節は長距離にわたる旅程の辛労などにより使節のなかに病気になったものもいた。もし上京の途中で病気になりすぐに治療が必要となった場合がある。そのため清朝は以下の処置方法を規定していた。

凡入貢員役有疾、提督官移付祀祭司。轉行太醫院。取醫生調治。¹²⁵

凡外国貢使。或在途病故、禮部具題令内院撰祭文。所在布政司備祭品。遣堂官致祭一次。仍置地塋立石封識。若同來使臣。自願帶回骸骨者聽。若到京病故。給棺木紅緞遣祠祭司官諭祭。兵部應付車輛人夫。其應賞衣服緞疋等物。仍付同來使臣領回頒給。若進貢從人、在京病故者。給棺木紅紬。在途病故者。聽其自行埋葬。¹²⁶

外国使節が北京で病気になった場合、皇室の「太病院」の医者が派遣され治療された。「太病院」は皇族専用の医院であり、全国の最高医術を有する医師が集まる医院であった。

来華使節が途中で病死した場合、禮部は棺と紅緞などの葬儀用品を使節等に贈った。もし北京で病死した場合も棺と紅紬などを送いる。暹羅国使節の具体

¹²⁵『大清会典』(康熙朝)、卷七十三、禮部三十四、会同館による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3766 頁。

¹²⁶『大清会典』(康熙朝)、卷七十二、禮部三十三、朝貢通例による、『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯、文海出版社、3704 頁。

实例は『粤海關志』に見える。

嘉慶六年、聖諭暹羅国第二貢使帕窩們孫咩哆呵叭突在廣州南海地方、患病身故情殊可憫、現已飭地方官妥為照料、著加恩再賞銀三百兩、遇有該国便穿、即令先行帶回、將銀兩給伊家屬、不必等候。此次貢船回国轉致稽緩嗣後、如遇有此等外国使臣在內地身故之事、著照此例辦理。¹²⁷

嘉慶六年（1801）に、暹羅国からの使節は広州の南海地方で病死した。地方官の支援の他に嘉慶帝は銀 300 両を送っている。暹羅国の来航使節は衣食住などの援助を受けるのみならず、病気の際にも当時の最高級の医師の治療を受けるなど慰問金などの恩恵に預かったのである。

おわりに

清朝の朝貢国であった暹羅国は、中国との関係が良好であった。暹羅国から広州に来航した朝貢船からもたらされた貨物は、皇帝に進呈する朝貢品以外に、大量の貿易品も運んできた。その貨物は朝貢船の貨物が免税という特権を利用して、暹羅国王に大きな利益をもたらした。同時に、朝貢船が中国で購入した貨物も免税とされ、暹羅国は帰国するときも多く中国物産を購入し、暹羅国に帰帆して他国に転売している。そして、広州に来航した暹羅朝貢船は、名目上は朝貢であったが、実は貿易の比重が大きかった。

明清時代の中国は、一貫して外国使節に善良な対応をしている。朝貢船が広州港に入港すると広州の地方官は招待宴を開き、上京の際にはその途中に伴送官も随行している。使節が北京に到着すると礼部から役人を派遣し、使節の飲

¹²⁷ 『粤海關志』卷二十一、貢舶一、暹羅による、（『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社、1594 頁。

食、居住などの接待も行った。そのほか使節の役馬は専門の馬館で飼育された。使節が朝貢旅程の途中で不幸にも病死した時は、清政府は棺などの配慮だけではなく慰問銀も贈呈している。

以上のように清朝中国は、暹羅国王に精緻な下賜品を与えたのみならず、暹羅国使節を待遇することに周到であった。これは清皇帝にとって周縁諸国に柔遠の心を示す一環であったと思われる。

第三章 清代中国と暹羅国の朝貢貿易における華人の参与

はじめに

暹羅国は朝貢の利便を利用して、様々な貨物を中国に運び貿易していた。その積荷の一部は帆船の安定を計るための「圧艙貨物」¹²⁸として運ばれ発売した。「圧船は特殊なことばではなく船脚を安定させるために普遍的に行われてきた」¹²⁹とされるように、暹羅から中国への帆船航運を順調にするための安定した荷重であった。

暹羅国は中国との貿易を重視だけでなく、ヨーロッパとの貿易も積極的に行った。16世紀にポルトガル人はマラッカ海峡に到着すると、暹羅国と外交関係を発展していた。¹³⁰ポルトガル人の足跡に従って、西欧諸国は暹羅国に来られた。¹³¹暹羅国はこのように西欧と貿易を行っていた。清初から、雍正十三年（1735）まで暹羅国から清朝中国への正式な朝貢は11回行われている。これに対して中国と暹羅国との民間貿易の回数はこの度数を遙かに越えている。その典型な例として中国と暹羅国との間に行われた米穀貿易は中暹貿易の重要な部分であった。

さらに、当時の暹羅国の朝貢貿易では、華人は朝貢使節と朝貢通事を担当した。暹羅国の華人は最初的には商人の身分で暹羅国へ赴いた。それでは、華人が暹羅国の対外貿易の代表者になった。

¹²⁸松浦章「清代中琉貿易における封舟圧鈔貿易—那覇における評価貿易—」、松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林、2003年10月、191-204頁。

¹²⁹松浦章「清代中琉貿易における封舟圧鈔貿易—那覇における評価貿易—」196頁。

¹³⁰湯開建・田渝「16-17世紀在暹羅的葡萄牙人」、『世界民族』、2005年第3期、51-62頁。

¹³¹湯開建・田渝「16-17世紀在暹羅的葡萄牙人」、『世界民族』、2005年第3期、51-62頁。

そこで本章は、清代中国と暹羅国の朝貢貿易を中心に、朝貢船に載せられた朝貢貨物と圧艙貨物を通じて、清代における中国と暹羅国との間に行われた朝貢貿易の形態及び貿易を参加する華人に関して検討したい。

第一節 暹羅国に対する貿易規定と免税政策

暹羅国は、清朝から正式な朝貢制度が制定されると、朝貢に伴い中国との朝貢貿易も盛んになった。暹羅国からの朝貢船に積載された貨物の中には、北京の皇帝に進呈する朝貢品と、そして帆船である朝貢船の荷重と安定さを確保するために「圧艙貨物」と呼ばれる二種類の貨物があった。朝貢船は廣州に到着すると、貢使らは皇帝への献上品である貢物とともに北京に赴いた。廣州に残った舵工や水手らは、使節等が廣州に戻ってくるまでの期間を利用して「圧艙貨物」を売却した。

暹羅国の朝貢に際して、暹羅国の圧艙貨物に対する政策を行ったのは順治帝である。

起貨通事船主、先期將圧艙貨物、呈報広州府、轉報委員、查明其貨物数目斤兩、冊彙同表文方物、由司詳侯督府会疏題報、俟題允日、招商発売、其応納貨餉、侯奉部行、分別免征。¹³²

とあり、順治帝は暹羅国が初めて清に朝貢したときにこのような規定を定めた。来航した朝貢船に載せられた圧艙貨物の重さと品名を廣州で報告しなければならなかった。また、順治帝は圧艙貨物に対して免税政策を実施させた。

しかし、順治十六年(1659)に順治帝の指令によって、暹羅国探貢船の圧艙貨

¹³² 『粵海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅国、12頁。

物に関して収税政策を実施することになった。¹³³さらに、『粤海関志』によれば、

[康熙二十四年] 外国進貢船只所帶貨物、一概収税、于柔遠之意未符…応將
外国進貢定船数三只内、船上所携帶貨物、停其征税。

とあり、康熙二十四年(1685)に、康熙帝は中華皇帝として諸外国への「柔遠」の姿勢を示し、康熙帝も暹羅国の圧艙貨物に対する免税政策を実施した。康熙四十七年(1708)に、康熙帝は圧艙貨物を廣州で発売しても免税にすると定めた。

さらに、暹羅国が来航した民間の貿易船においても免税の優待を受けた場合があった。『海国四説』に、

雍正七年六月、該国載米船艘、因風漂泊。其撈回圧船貨物、並免其税。¹³⁴

とある。雍正時期に暹羅国から米穀を運んで来た場合は免税とするが、貿易船の大米以外の貨物に対しては税金を徴収することになっていた。この雍正七年(1729)六月に来航した貿易船は、主に米穀を積んでいたが、大風により遭難したのであった。その引き上げた圧艙貨物には免税の方策が実施された。

これによって、順治帝以後の清の皇帝は暹羅国の圧艙貨物に基本的に免税政策を実施した。中暹の間に行われた米穀貿易ではあったが、米穀による交易の利潤は少なかった。そして暹羅国の使節らは、朝貢の機会に、大量の圧艙貨物を載せ、中国へ来航した。暹羅国は「探貢船」・「補貢船」・「正貢船」・「副貢船」・「接貢船」等をはじめとして8～16種類の朝貢船を派遣し、皇帝の誕生日や特別な場合は、20隻ほどの朝貢船が派遣された。¹³⁵

このため圧艙貨物に占める積載量の比重は益々増大した。これらの貨物は船

¹³³ 『粤海関志』卷二十一、貢舶一、暹羅国、十五頁。「順治十六年、題準暹羅国探貢船圧艙貨物抽丈納税」による。

¹³⁴ 梁廷枏『海国四説』、清代史料筆記、中国書局、183頁。

¹³⁵ 黄素芳「17-19世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」、『華僑華人歴史研究』第2期、2007年6月、66-74頁。

の安定航行を確保するのみならず同時に暹羅国の貿易に重要な役割を果たした。

第二節 暹羅国朝貢船の朝貢貨物

暹羅国の朝貢品は基本的に特産物で構成されていた。暹羅国は地域が中国より遙かに小さいが、特産品の種類は極めて多かった。康熙六十一年（1723）五月十一日付の康熙帝の第七皇子である胤祐の奏摺によれば次のようである。

[胤祐] 問之、爾等有何種禽獸。有虎乎。又以何法捕殺、圍獵乎。

[暹羅国使節郎威樹申里胡勞叶圖] 告稱、我處虎・熊・豹・鹿・麋子・獐子・兔・野豬・孔雀・雉・鶯鶯・巴鶯・斑鳩・鷓鴣・鶴鶩皆有。我王騎象圍獵。此圍獵若獸遠、則用鳥槍・弩弓。若相距近、則用矛。倘若獵象、放家養之象、同野象結群。此圍獵若獸遠、則用矛。倘若獵象、放家養之象、同野象結群、堵截圍捕之等語。…

[胤祐] 問、爾等耕種何種糧食？有何種樹花？

[暹羅国使節郎威樹申里胡勞叶圖] 答稱、我處有稻子・高粱等糧食、播種各色豆類、惟無麥子、有鐵犁・紫檀・烏木・蘇木等樹生長、鐵犁・紫檀・烏木開花。梔子・茉莉花甚多。

[胤祐] 問、爾處是否養馬・鷹・狗。

[暹羅国使節郎威樹申里胡勞叶圖] 告稱、我處有馬、官員家方養之。鷹・狗亦養之。放鷹・孔雀和雉。養狗用於捕獵、看家犬亦養之。¹³⁶

とあり、胤祐の質問に対して、暹羅国使節郎威樹申里胡勞叶圖が代表して答えている。彼の答えから暹羅国には、虎・熊・鹿・兎などの動物だけでなく、鐵

¹³⁶『康熙朝滿文朱批奏摺全訳』、中国第一歴史档案館編、中国社会科学出版社、1996年、1501-1502頁。

犁・紫檀・烏木・蘇木等の植物も産出していたことがわかる。農作物といえば、米穀、高粱などのほかに豆類も多く、中国と異なる点は麦が無いことであった。

① 献上品

暹羅国から中国へ運ばれた朝貢品は、ほとんどが暹羅国自国の産物であった。その朝貢品は龍亭・象牙等の貴重品だけでなく、龍涎香・胡椒・豆蔻・烏木・蘇木等も含まれていた。乾隆『広東通志』¹³⁷と『明清史料』の記載によって、康熙・雍正年間において暹羅国から中国に献上された朝貢品を種類別に分類した表を作成した。

表 1 : 暹羅国朝貢品に見る献上品

中国歴 朝貢品 (単位)	康熙年間												雍正年間					
	二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年三月 (1672)		二十三年六 月(1684)		四十七年二 月(1708)		六十年十月 (1721)		二年十月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)	
	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后
金葉表文(道)	1		1		1		1		1		1				1		1	
龍亭(座)			1		1				1		1				1			
宝劍(尊)															2			
水晶食器(個)									3									
鑲金鳥槍(門)									2									
碗石	斤			1	0.8	1	0.8	1	0.8	1	0.5							
幼鑲石											1				1	0.8		

この表 1 から暹羅国が廣州に来航しもたらした朝貢品の中には、康熙四十七年(1708)の鑲金鳥槍・水晶食器と、雍正七年(1729)の宝劍のような献上品が含まれていた。これは貴重品であったようで進貢の数量が少なく、進貢年数も不確定であることから暹羅国の自国において出産した物品の可能性が少ない

¹³⁷ 郝玉麟等監修、魯曾焜等編纂、乾隆『広東通志』、卷五十八、『四庫全書』、564冊、649-657頁。

と考えられる。その理由として、1511年にポルトガルのインド総督 Afonso de Albuquerque が Duarte Fernandez を暹羅国に派遣した。その後、ポルトガル人の足跡に従って、西欧諸国も暹羅国に貿易に来航した。暹羅国はこれ以降において西欧諸国と貿易を行っていた¹³⁸。その後も暹羅国とヨーロッパの交流が発展していった。このような状況から考え、鍍金鳥槍や水晶食器や宝剣などは暹羅国に来航したヨーロッパ諸国からの舶来品と思われる。

② 動物類

暹羅国は中国への毎回の朝貢には、各種類の生きた動物と動物製の皮革品も持ち込んだ。暹羅国は年々気温が暑く、象などの動物の生存環境に適しているため象と象牙の量も多かった。そして、よく見られる朝貢品の一つとして象と象牙がある。康熙から雍正まで暹羅国からもたらされた動物類の朝貢品は表3に示した。

表3によって、暹羅国が清朝皇帝に献上した動物は主に6種類である。康熙年間に、暹羅国は象と象牙を除き、孔雀や六足亀も進貢した。「六足亀」というのはどのような動物であったか詳細は不明である

が、珍奇な亀と思われる。翠鳥と孔雀の毛は美妙的な装飾品として、ほぼ毎年のように朝貢品に加えられている。

¹³⁸湯開建・田渝「16-17世紀在暹羅的葡萄牙人」、『世界民族』、2005年第3期、51-62頁。

表3：暹羅国朝貢品に見る動物類

中国歴 朝貢品 (単位)	康熙年間												雍正年間					
	二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年三月 (1672)		二十三年六月 (1684)		四十七年二月 (1708)		六十年十月 (1721)		二年十月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)	
	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后
孔雀			4	2	4	2	4	2										
六足龜			4	2	4	2	4	2										
犀牛											1							
猿類							2		1									
馴象			1		1		1		2		2				3			
犀角(座)			6	3	6	3	6	3	6	3	6	3			3	3		
象牙(斤)	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150		
孔雀尾(屏)			10	5	10	5	10	5	10	5	10	5			10	5		
翠鳥毛(張)			600	300	600	300	600	300	600	300	600	300			600	300		

また、暹羅国から特別な動物が進貢された例として乾隆『広東通志』に見える。

(康熙) 四十七年七月、添進皇上方物馴象二隻・金絲猴二隻。¹³⁹

(康熙) 六十一年七月添貢皇上方物犀牛一隻。¹⁴⁰

とあり、康熙四十七年(1708)と六十一年(1721)に、暹羅国は前年の朝貢の添進として、金絲猴・馴象・犀牛を進貢した。この添進とは、おそらく前年に決められた朝貢定額に差があったため、再度朝貢して進貢したものと考えられる。

¹³⁹ 郝玉麟等監修、魯曾焜等編纂、乾隆『広東通志』、卷五十八、『四庫全書』564冊、656頁。

¹⁴⁰ 郝玉麟等監修、魯曾焜等編纂、乾隆『広東通志』、卷五十八、『四庫全書』564冊、656頁。

③ 織布

暹羅国の朝貢品として織布がある。中暹両国の朝貢貿易において重要な物品である。表 4 から明らかなように、暹羅国よりもたらされた織布にはさまざまな種類があった。暹羅国の自国で製造した鮫絹布・紅撒喇哈喇布・花色布・金頭加紗等があるだけでなく、ヨーロッパから暹羅国への舶来品としての大荷蘭毯もあった。このことから暹羅国が、中国とヨーロッパの交流の媒介になったと言えるであろう。

表 4：暹羅国朝貢品に見る織布

中国歴 朝貢品 (疋)	康熙年間												雍正年間					
	二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年三月 (1672)		二十三年六 月(1684)		四十七年二月 (1708)		六十年十月 (1721)		二年十月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)	
	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后
鮫絹布			6	3	6	3	12	6										
花色布			16	8	16	8	6	2			6							
縵天			6	2	4	2	10	4	22	8	10					5		
紅撒喇哈喇布			6	3	6	3												
花縵			4	2			6	3										
西洋布			10	5	10	5	10	5	32	15					16	11		
西洋緞	6	4									3							
金頭加紗									12	6	12	6			12	6		
大荷蘭毯							2		4		2				2			
織金大版帯															3			
紅布			1	5	10	5	6	5			10	3						

④ 薬草と香料

香料と薬草は、暹羅国の朝貢品の重要な部分を占めていた。香料の中でも、一部分は香料だけでなく、薬草としても使えた。典型的な例として、龍涎香は珍しい香料または薬草として好まれ、暹羅国の毎回の朝貢品になった。薬草とし

ての龍涎香について『本草綱目遺拾』の条に、

活血，益精髓，助陽道，通利血脈。¹⁴¹

とあり、龍涎香は神経や心臓の病に効果のある漢方薬としても使用されていた。また、香料としては、龍涎香は明初から暹羅国の中国への朝貢品の中に加えられ「諸香中最为貴重」¹⁴²とされ、皇帝の「万歳香餅」¹⁴³を製造されたことから明らかなように龍涎香は中国にとって珍しい香料でもあった。

康熙から雍正まで暹羅国が中国にもたらした朝貢品としての香料と薬草については表5・表6にまとめた。表5と表6によれば、暹羅国からの香料と薬草は種類も多く数量も多かった。香料の中には、沈水香と龍涎香などは数量が少ないため純粋な献上品と思われる。

ところが速香・安息香・胡椒などは一部分に朝貢品として進貢していたが、大部分のものが「圧艙貨物」として大量に運ばれてきたものと思われる。

¹⁴¹ (清) 趙学敏『本草綱目遺拾』卷十、鱗部、1765年。

¹⁴² 李飛「龍涎香与葡人居澳之關係考略」『海交史研究』、2007年第2期、109-126頁。

¹⁴³ 李飛「龍涎香与葡人居澳之關係考略」『海交史研究』、2007年第2期、109-126頁。

表 5 : 暹羅国朝貢品に見る香料

中国歴 朝貢品 (斤)	康熙年間												雍正年間					
	二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年三月 (1672)		二十三年六月 (1684)		四十七年二月 (1708)		六十年十月 (1721)		二年十月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)	
	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后
龍涎香	1	0.8	1	0.8	1	0.8	1	0.8	1	0.5	1	0.8	1	0.5	2	0.8		
安息香			300	150	300	150	300	150	300	150	300	150			300	150		
速香	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150		
金銀香	300	150											300	150				
降香			300	150	300	150	300	150	300	150					300	150		
樹膠香			100	50	100	50	100	50							100	50		
沈水香			2	1	2	1	2	1	2	1	1	1			2	2		
黄檀香			100	50	100	50	100	50	100	50	100	50			100	50		
降真香									300	150	300	150						
丁香皮									100	50								
桂香											100	50			100	50		
蠟											100	50						

表 6 : 暹羅国朝貢品に見る香料

中国歴 朝貢品 (単位)		康熙年間												雍正年間						
		二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年三月 (1672)		二十三年六 月 (1684)		四十七年二月 (1708)		六十年十月 (1721)		二年七月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)		
		皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	
藤黄	斤	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150			
豆蔻		300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150			
大楓子		300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150			
樟腦				100	50	100	50	100	50	100	50	100	50			100	50			
硫磺				100	50	100	50	100	50	100	50	100	50			100	50			
兒茶				100	50	100	50	100	50	100	50	100	50			100	50			
紫梗				100	50	100	50	100	50	100	50	100	50			100	50			
大冰片				1	0.8	1	0.8	1	0.8	1	0.5	1	0.8			1	0.8			
中冰片				2	1	2	1	2	1	2	1	2	1			2	1			
草撥													100	50			100	50		
胡椒				300	150	300	150			300	150	300	150	300	150	300	150			
胡椒花				100	50	100	50	100	50	100	50									
蔷薇露 (罐)				60	30	60	30	60	30	60	30			60	30					
油片 (瓢)				20	10	20	10	20	10	20	10	20	10			20	10			

⑤ 木材

蘇木と烏木は暹羅国の産物であり、基本的には毎年の朝貢品であった。また、表7によって、蘇木の数量も朝貢品の中では最も多い。

表7：暹羅国朝貢品に見る材木

中国歴 朝貢品 (単位)	康熙年間											雍正年間						
	二年十二月 (1663)		六年六月 (1667)		十一年六月 (1672)		二十三年六 月(1684)		四十七年二月 (1708)		六十年十月 (1721)		二年七月 (1724)		七年七月 (1729)		十三年八月 (1735)	
	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后	皇帝	皇后
蘇木	3000	1500	3000	1500	3000	1500	3000	1500			3000	1500	3000	1500	3000	1500		
烏木	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300	150		
棧									100	50								
紅木(担)									30	15								

康熙・雍正時期における暹羅国の朝貢船に積載された朝貢品を見れば、香料・薬草・材木の重さは朝貢品の総重量において大きな比重を占めていた。康熙六十年（1721）の積載品を例として分析すると、重量の多いものは次の薬草・約2600斤、香料・約2100斤、材木・約4950斤であり、この三種類のみで朝貢船の積載品は約9550斤になる。これは、現在で言えば約5.7t。さらに、中国へ齎された朝貢品の内、献上品の動物や織布を含め、斤数のわかる物の総重量は11,000斤になる。このことから、薬草と香料そして材木の割合は90%を占める。その他に、二頭の象と一頭の犀牛、そして約100名が乗船し、朝貢船の積載量はおよそ20数トンであったと考えられる。このことから薬草や香料や材木が圧艙貨物として朝貢品の中の三分の一以上を占めていたと考えられる。そのほか、象牙と翠鳥皮は以上の三品より遥かに少なく、相対的に貴重品のため、圧艙貨物とは考えられないであろう。

第三節 暹羅国朝貢貿易に参加した華人

華人が暹羅国に移民して以来、彼らが展開した貿易能力が暹羅国王に注目された。17世紀末になると、華人は暹羅国の対外貿易にとって重要な役割を担っており、暹羅国王からも信頼されていた。朝貢貿易の進展にともない、華人は徐々に王室の貿易体制に吸収され、暹羅国の貿易に重要な役割を果たした。朝貢貿易では、華人は朝貢使節と朝貢通事を担当した。

暹羅国の華人は最初的には商人の身分で暹羅国へ赴いた。それでは、なぜ華人が暹羅国の対外貿易の代表者になれたのであるうか。

1) 西欧諸国の進出により暹羅国の勢力が衰退

17世紀初年、暹羅国においてはもっとも勢力が強かった外国人は日本人であった。1632年、暹羅国における日本人の首領であった山田長政は、暹羅国王位の争奪争いに介入したため、新国王に殺された。当時、アユタヤの日本人町は新暹羅国王に燃され、暹羅国の日本人勢力が弱体化した。さらに、17世紀初になると、暹羅国と通商していたポルトガル人は貿易の中心をマカオに転移し、暹羅国での影響力が小さくなった。イギリス人は1612年に、暹羅国のアユタヤに進駐したが、しかし、イギリス商人は暹羅国のオランダ人と衝突し、1632年に暹羅国市場から退却した。オランダ人は華人と暹羅国の海外貿易を争奪したが、しかし、1688年暹羅国王の入れ替わるにつれ、新暹羅国王は暹羅の独占貿易を強化するため、王室の貿易が華人に依頼した。そして、オランダ人は暹羅においてける貿易地位が弱体化し、17世紀末にオランダ人はじょじょに暹羅国の貿易より撤退した。¹⁴⁴

2) 華人の優勢

¹⁴⁴ Virginia Thompson, *The new Siam in the seventeenth Century*, London, 1890, p426.

暹羅国に赴いた華人は主に廣東・福建の出身であり、航海と造船の技術が先進的であった。華人はよく暹羅国と中国との間を往復し、中国の商品経済に十分に熟知し、中国語も堪能であった。15世紀-17世紀において東南アジアの海上貿易は、主に華人が主導的地位を占め、中国商船、中国商品、中国市場は東南アジアの海上貿易に深い影響を与えた。そして、17世紀中期以降になると、福建地方の海商は言語と文化の差異が少なくなったことで、中国と暹羅国との間の貿易が進展した。

さらに、John Anderson の *English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century* の *Report on the Trade of Siam written in 1678*¹⁴⁵に、

King's shippes yt sail from Tanassary to Meccow and Bengall and his
ffact:yt, reside in those partes to negotiate his Affaires who in order to
gratify their ambition are adorned wth: y^o:title of Embassadors in this
city indiach here are many merchants

Yearly send one or two Somahs to Japan and Canton, and sometimes to
Amoy, But the King only sends every yeare one to Manilah, those affaires
both maritime and Mercantine are managed by Chyneses as well here, as
abroad y^o:ffact:ware housekeeper; and Accompatants being all y^t; cheifest
belonging to y^o; King is a p[']son of gret Quality intituled Vphrah Sivepott.

The other vessels of this Port are most owned by Chyneses
except:2:or:3:y^t:belong to other Merch^{ts}.

とあり、康熙十七年（1678）当時、暹羅国の国王¹⁴⁶の船はアンダマン海¹⁴⁷から南

¹⁴⁵ John Anderson, *English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century*, London: Kefab Paul, RrebcgmTrybner and Co., 1890, P426.

¹⁴⁶ 森列拍臘照古龍拍臘馬呼陸坤司由提呀菩挨（ラーマティボーディー3世）と思われる。

¹⁴⁷ アンダマン海（英語: Andaman Sea）とはインド洋の縁海で、マレー半島とアンダマン諸島、ニコバル諸島との間の海。

海地方へ出発した。国王の野心を満足するため、国王は多くの都市で自分の使節を派遣した。そして、国王は毎年のように、一二隻の Somahs 船を日本と中国の廣州やアモイに派遣して、まだ、マニラには一隻のみ派遣していた。さらに、暹羅国王の貿易船の運航者や商人や船員などはほとんどが中国人であったことがわかる。国王が信頼する運航者は暹羅国から高い職員のを与えられた Vphrah Sivepott であった。彼は暹羅国に居住する華人の代表者の一人であったことは確実である。国王が保有する二三隻の大型船を除き、他の大型船は暹羅国の華商が所有していたとされている。

暹羅国の王室と貴族は直接商品の販売を参与していないであり、完全に暹羅国の華人に依頼した。もし、華人は暹羅国に移民せず、暹羅国へ貿易をしない、特に対華貿易をしなければ、暹羅国の海上貿易はそれほど繁栄できないと思われる。

おわりに

中国と暹羅の貿易形態には二種類があった。いわゆる朝貢貿易と民間貿易とである。清朝初期の貿易は朝貢貿易を中心に行われ、暹羅国が中国への献上品をもたらし清朝皇帝に献上した。この他に朝貢船が同時にもたらした貨物は許可された地域で発売された。しかし康熙末期に中国の東南沿海地域における米穀供給に不足の事態が出現¹⁴⁸すると、清朝政府は中暹間の米穀貿易を奨励し、同時に中暹両国の民間貿易も活発になった。

暹羅国からの朝貢船は通常的に二種類の貨物を廣州にもたらした。一つは北

¹⁴⁸張維屏「粵食」、『廣東文征』第五冊、香港中文大学出版社、1978年、418頁。

京へ輸送して清朝皇帝に進呈する朝貢品であった。もう一つは、朝貢船の重さと安定を確保するための「圧艙貨物」と呼ばれた貨物である。朝貢船が広東に到着すると、貢使らは北京へ出発し、残った舵工や水手などが廣州において「圧艙貨物」を発売した。暹羅国の「圧艙貨物」は、ほとんどが暹羅国の特産で占められ、さまざまな種類があった。これらの貨物は、表面上は船舶の運航を安定させるための重石的な役割を有していたが、実際は中暹貿易の重要な交易品となったのである。さらに雍正帝が「圧艙貨物」に対して免税の政策を実施したことから、廣州に来航する暹羅船は、常に多くの「圧艙貨物」を搭載したとされる。¹⁴⁹

清の皇帝は暹羅国の朝貢品を受納すると同時に返礼として暹羅国王に豊富な賞与を授けた。例えば、雍正二年（1724）に来貢した暹羅国の朝貢品は、龍涎香・西洋閃金緞・象牙・胡椒・臘黄などであった。これに対して暹羅貢使らが雍正帝から下賜された賞与には、緞・紗・羅・織金緞・織羅などがあった。¹⁵⁰

暹羅国にとって、清代中国が広い市場と豊富な商品があった。さらに、暹羅国の朝貢貿易を参与したのはほぼ華人であった。暹羅国王の貿易船の運航者や商人や船員などはほとんどが華人であったことがわかる。暹羅国王が信賴する華人は自国の使節として中暹貿易をやっていた。さらに、華人が暹羅国使節としては、清朝との交流も便利し、清朝皇帝に受容やすかった。さらに、華人の参与のため、暹羅国と清代中国の貿易はもっと順調なり、暹羅国王に豊富な利益を齎した。そして、暹羅国と清代中国の緊密関係は、華人の作用が無視することができないと考える。華人が積極的に暹羅国の貿易に参与したため、移民の進行を推進のみならず、中国と暹羅国の貿易に貢献した。

¹⁴⁹梁廷柅『海国四説』、清代史料筆記、中国書局、182頁。「其圧船随帯貨物、本当照例徴税、但該国王既能輸誠向化、冒険遠来、此次応輸税銀、著一概免徴。」による。

¹⁵⁰『海国四説』、清代史料筆記、中国書局、182頁。

以上のように暹羅国は、清朝皇帝から恩賜を授かったが、さらに民間貿易の利益も得たことから明らかなように暹羅国は中国への朝貢からかなりの利益を受けたと言えるであろう。華人は暹羅国に移民せず、暹羅国へ貿易をしない、特に対華貿易をしなければ、暹羅国の海上貿易はそれほど繁栄できないと思われる。

第四章 清代中国と暹羅国との民間貿易

—蘇木を中心に—

はじめに

明清時代の暹羅国の輸出品は、基本的に同国の特産物で構成されていた。暹羅国から中国や日本へ輸出された最大のものが蘇木であった。¹⁵¹

蘇木は、古来より蘇方・蘇枋・蘇芳とも記され、南方の熱帯地方に産する豆科の常緑樹であり、古くから赤色の染料の材料として、また鎮痛剤などの薬剤として珍重されてきた。¹⁵²特に蘇木は赤と紫の染料とし布地や衣服の染色に使用された。

14-15 世紀の東アジアでは明朝中国・琉球・日本・暹羅の間に蘇木をめぐる貿易が見られる。琉球国は暹羅国からもたらされた蘇木を朝貢品として中国へ輸出した。また日本も琉球からもたらされた蘇木を朝貢品として遣明船で中国に輸出した。永享四年（1432）度の遣明船では 10,600 斤を輸出し、さらに宝徳三年（1451）度の場合は実に 106,000 斤の多量に達したとされる。¹⁵³

このような状況から 15 世紀の東アジアにおける蘇木貿易が注目されて

¹⁵¹乾隆『廣東通志』卷五十八。永積洋子編『唐船輸出入品数量一覽（1637-1833）』（創文社、1987年2月）を参照。

¹⁵²小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』、日本評論社、1939年1月。
田中健夫「蘇木貿易」『国史大辞典』8、吉川弘文館、昭和62年9月、662頁。

¹⁵³小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』日本評論社、1939年1月。
田中健夫「蘇木貿易」『国史大辞典』8、吉川弘文館、昭和62年9月、662頁。

きた。曾我部静雄氏¹⁵⁴は、15世紀の日本が東南アジアから琉球を経由してもたらされた蘇木が、日本からさらに中国へ再輸出された事実を解明した。金柄夏氏¹⁵⁵は、15世紀前半から日本が朝鮮に対して大量の南海産品、特に蘇木を輸出したことを明らかにした。島田竜登氏¹⁵⁶は、長崎来航の唐船来航の航路の変化によって不足した蘇木に対して近世日本では国産代替化の問題が派生したとしている。

そこで本章は、これまでの先学の成果において看過された17世紀中葉から18世紀中葉における、暹羅国船による中国との蘇木貿易を中心に、清代中国と暹羅国の民間貿易の一面を明らかにした。

第一節 暹羅船による中国・日本への蘇木貿易

暹羅国は歴代の首都をメコン川辺に設置したため、帆船が重要な交通・輸送手段であった。このことは都市を中心に統治した皇室の独占貿易に便宜を提供した。Somdet Phra Songtham王（1620–1628）が、皇室による独占貿易を確立した後に、皇室は独占品目を初期の貴重品から日常用品にまで拡大している。¹⁵⁷

暹羅皇室の独占貿易の品目は基本的には暹羅国の特産物であった。永楽年間における鄭和の航海に同行した馬歡の『瀛涯勝覧』や費信の『星槎勝覧』には暹羅の特産物が記録されている。

¹⁵⁴ 曾我部静雄「日華貿易史上における蘇木」、『文化』、東亜大学文学部編、1951年7月、11–21頁。

¹⁵⁵ 金柄夏「李朝前期における対日蘇木取引」、『大阪大学経済学』、1966年5月、17–48頁。

¹⁵⁶ 島田竜登「唐船来航ルートの変化と近世日本の国産代替化—蘇木・紅花を事例として」、『早稲田経済学研究』、1999年9月、59–71頁。

¹⁵⁷ 石維有「暹羅王室在壟断貿易中重用華僑的原因」、『東南亜縦横』、2004年5月、53–57頁。

馬歆の『瀛涯勝覽』¹⁵⁸には暹羅国の特産品として次のものを掲げている。

其国産黄連香、羅褐、速香、將真香、沉香、花梨木、白豆蔻、大風子、血褐、藤結、蘇木、花錫、象牙、翠毛等物。其蘇如薪之廣，顔色絶勝他国。

費信の『星槎勝覽』¹⁵⁹にも暹羅国の特産品に蘇木が見られる。

地産羅斛香、大風子油、蘇木、犀角、象牙、翠毛、黄蠟。

暹羅国の特産物には蘇木を含め香料・薬草などがあつた。このことから暹羅国では蘇木が大量に産出され、暹羅国のみならず各国に搬出された。その蘇木は染料として色も鮮やかであり、暹羅国以外の国々産のものよりも奇麗であつたことがわかる。このように暹羅国は蘇木を重要な輸出品として東アジア各国と貿易していた。

19世紀20年代まで暹羅国王は、錫・象牙・燕巢・胡椒・砂糖・蘇木・犀角などの七種類の商品を他国に輸出する独占貿易を展開していた。

1) 暹羅国と中国との蘇木貿易

暹羅国が中国との間で行つた貿易は、主に朝貢による貿易であり、その朝貢貿易により様々な貨物を中国へ運んだ。中国との貿易を通じて300%程に至る利益を得たとされる。¹⁶⁰そして暹羅国の朝貢船が中国に来航した際に、中国側で圧艙貨物と呼称される底荷として大量の蘇木を中国へもたらした。

暹羅国の貿易船に積載された圧艙貨物に清朝の免税政策を受けるため、暹羅国貿易船の華人は、清朝に対し朝貢貿易船の扱いを受けるように要請

¹⁵⁸馬歆『瀛涯勝覽』、中華書局、1985年、28-32頁。

¹⁵⁹費信『星槎勝覽』、廣文書局、1969年7月、16-17頁。

¹⁶⁰梭木薩・束梯羅古「泰國從封建制到資本主義」、『法政学報』1982年第六期。

した。康熙六十年（1721）、廣東巡撫楊宗仁は暹羅国からの朝貢船に福建

人、廣東人計 156 名が乗船していたことを知った。さらに、乾隆十二年（1747）、華商馬国賓と方永利が運航してきた暹羅国朝貢船には、貢使と随員 48 名のほかに華商 186 名が搭乗しており、彼らはすべて暹羅国に定住していた華人であった。¹⁶¹

表 1、清康熙・雍正年間に暹羅国が中国に輸出した蘇木

年号	中国歴	西暦	蘇木(斤)	
			皇帝	皇后
康熙	二年十二月	1663	3000	1500
	六年六月	1667	3000	1500
	十年十一月	1671	3000	1500
	二十三年六月	1684	3000	1500
	四十七年二月	1708		
	六十年十月	1721	3000	1500
雍正	二年七月	1724	3000	1500
	七年七月	1729	3000	1500
	十三年十月	1735		

乾隆『廣東通志』¹⁶²と『明清史料』に見る档案によって 17 世紀中葉－18 世紀中葉において暹羅国から朝貢貿易により中国の皇帝及び皇后に献上された蘇木の数量を表 1 に作成した。

暹羅国による清朝中国への朝貢が、康熙・雍正年間に合計 9 回が見られ、康熙二十三年(1684)や雍正十三年（1735）の記録が残されていないことを除いて、この表 1 から暹羅国から中国へもたらされた蘇木は基本的に毎次皇帝に 3,000 斤や皇后に 1,500 斤にのぼっていた。暹羅国から中国への朝貢品の重要な品目として蘇木は明代以来重要な位置を占めていた。¹⁶³

2) 暹羅国の日本への蘇木貿易

¹⁶¹ 『明清史料』庚編、中華書局、516 頁。

¹⁶² 郝玉麟等監修、魯曾煇等編纂、乾隆『廣東通志』、卷五十八、『四庫全書』、564 冊、649－657 頁。

¹⁶³ 萬曆『大明會典』卷一〇五、暹羅国、貢物条参照。康熙四年（1665）の朝貢の際の貢物として掲げられた 13 種類の中に蘇木も含まれている（乾隆『大清會典事例』卷九三参照）。

暹羅国は清朝中国へ朝貢するのみならず、中国の朝貢国でない日本へも貿易船を派遣している。暹羅国王室は華人に依頼し中国と長期安定の朝貢関係を維持するのみならず、日本との貿易にも華人が関与していたのである。その一端が、如何に述べる日本への蘇木貿易であった。

17-18世紀の長崎へ蘇木をもたらした国は、暹羅国意外に福建からの安海船やカンボジア

からの柬埔寨船そしてベトナムからの広南船などがあった。暹羅国から長崎へ来航した商船は、慶安四年(1651)年から、毎年一艘程度があった。その中には東南アジアあるいは台湾より暹羅国に貿易に赴き、暹羅国で貨物を積載

表 2、1654～1756 年に暹羅国船が日本に輸出した蘇木

日本歴	西暦	艘数	蘇木(斤)	
			総量	每艘平均量
承応三年	1654	2	6,600 本	3,300 本
明歴二年	1656	2	38,000	19,000
明歴三年	1657	3	521,645	260,823
万治元年	1658	5	817,800	163,560
万治三年	1660	4	980,000	245,000
寛文三年	1663	2	275,000	137,500
天和二年	1682	6	416,700	69,450
元文五年	1740	1	40,000	40,000
延享二年	1745	2	318,000	159,000
延享四年	1747	3	1011,250	337,083
寛延一年	1748	1	20,000	20,000
宝暦一年	1751	1	418,700	418,700
宝暦六年	1756	1	50,000	50,000

注：本表の数量は全て永積洋子編『唐船輸出入品数量一覽(1637～1833)』によった。承応三年のみ本数であるが、他は全て斤数である。

した後に、長崎へ来航した船もあり、また暹羅国に居住する華人の商船もあった。

明暦元年(1655年)に徳川幕府が糸割符制度を廃止したことにより、一時的に自由貿易が進展した。そのため長崎に来航した中国船や東南アジアからの商船も急増した。『華夷変態』によれば来航した暹羅船は毎年三艘

にのぼっている。

『和漢三才図会』によれば日本産の蘇木について次のように記録されている。

倭樹皮濃白色，葉似拔葵葉而薄，有光但葉莖長、三月有花淡紫、□生、大可麥粒結莢、狀似紫藤子、而小中有細子春種子生、然未見大木、故不知其汁染物否。¹⁶⁴

とあり、日本においても蘇木を産出したが、木の幹が細いため、染料として使用するには困難であったようである。

このため日本は南アジアから蘇木を大量に輸入した。永積洋子氏の『唐船輸出入品数量一覽（1637～1833）』¹⁶⁵によって江戸時代において暹羅国から長崎に輸入された蘇木の数量は表2のようになる。

1654～1756年の間に日本に来航した暹羅船は33艘にのぼる。表2に示したように日本に輸入された蘇木は、最大は延享四年(1747)の一隻当たり377,000余斤から明暦二年(1656)の19,000斤まで差があるが暹羅船1隻当たり最大約226トンから最小約11.4トンと、長崎来航の暹羅国船は各船最小でも10トン以上の蘇木を積載してきたことがわかる。この数量は、中国の皇帝・皇后へ献上した朝貢品としての蘇木の合計4,500斤の約2.7トンと比較しても4倍から80倍もの数量に達した。このように大きな差は、清朝中国の場合が朝貢による定額であったのに対し、日本は輸入貿易品の数量を限定していなかったことによると考えられる。

¹⁶⁴ 寺嶋良安『和漢三才図絵』、吉川弘文館、明治39年11月、1184～1185頁。

¹⁶⁵ 永積洋子『唐船輸出入品数量一覽（1637～1833）』、創文社、1987年2月、58～134頁。

第二節 中国・日本における蘇木の消費

清朝中国そして江戸日本にもたらされた蘇木が、両国でどのように使用されたかについて考えてみたい。そこで中国における有用な薬劑古典である明・李時珍の『本草綱目』と日本の百科事典として知られる寺嶋良安の『和漢三才図会』の記述から、当時の両国の人々が蘇木についてどのように理解し利用していたかについて見てみたい。

李時珍『本草綱目』¹⁶⁶

【時針曰】海島有蘇方国，其地産此木，故名。今人省呼為蘇木爾。【恭曰】蘇方木自南海、昆侖來，而交州、愛州亦有之。樹似庵羅，葉若榆葉而無澀，抽條長杖許，花黄，子生青熟黑。【珣曰】按徐表南州記雲：生海畔。葉似絳，木若女貞。【時珍曰】按嵇含南方草木。壯雲：蘇木樹類槐，黄花黒子，出九真。其木蠹、之糞名曰紫納，亦可用。暹羅国人賤用如薪。【氣味】幹，咸，平，無毒。

寺嶋良安『和漢三才図会』¹⁶⁷

蘇方，樹木の名。熱帯地方に産する常緑木の名。豆科植物。蘇坊樹類槐、黄花黒子、出九真。

とあり、蘇木は又小蘇方とも言われ、東南アジアつまり熱帯地方に産した。蘇木は槐と似ていて花は黄色いで果実は生青熟黒であつたとされる。

この蘇木が中国と日本でどのように消費されたのであろうか。

1) 蘇木の中国における消費

¹⁶⁶ 李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」による。

¹⁶⁷ 寺嶋良安『和漢三才図会』、吉川弘文館、明治39年11月、1184—1185頁。

15 世紀初から 16 世紀前半に明朝と日本との間で展開された朝貢貿易があり、日本の朝貢使節が蘇木・胡椒・香蠟等を大量に舶載し明朝へもたらした。各国からもたらされた蘇木は、明朝では胡椒・蘇木は一種の貨幣として、また賞金や俸給などとして支給された。『諸官識掌』¹⁶⁸に、

奏及賞賜胡椒・蘇木・銅錢等項、亦如之其在外、如有欽。依賞賜官軍及賑濟饑民等項。

とあり、蘇木は官員や武人への賞金として支給された。しかしこのような支給方法は 15 世紀後半に蘇木に代わり綿布を支給することで見られなくなった。¹⁶⁹

清代中国において蘇木は主に薬剤として使用された。『本草綱目』に蘇木の薬剤としての効用や制法について詳しく説明している。

李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」に、

凡使去上粗皮並節。若得中心横如紫角者，號曰木中尊，其力倍常百等。

須細銼重搗，拌細梅樹枝蒸之，從巳至申，陰乾用。煎之忌鐵器，則色黯。¹⁷⁰

とあり、製薬人は蘇木の粗皮を剥いて、節を折る。中心が「紫角」に似ている木が最高の蘇木と考え、薬性も普通の蘇木より百倍にのぼる。蘇木の細かい枝が「銼」で強く押しつぶして、梅の枝と混ぜて蒸したあとに、陰干しするとされた。また、蘇木を煎じるときに鉄製器の使用が禁止された。

李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」に、

産後血脹。婦人血氣心腹痛，月候不調及蓐勞、排膿止痛，消癰腫撲損瘀血，女人失音血噤，赤白痢，並後分急痛。虛勞血癖氣壅滯，産後惡

¹⁶⁸ 『諸官識掌』戸部、度支課、経費、賞賜による。玄覽堂蔵書、第十二冊、国立中央図書館、15 頁。

¹⁶⁹ 中島楽章「永楽年間の日明朝貢貿易」、『史淵』140 輯、2003 年 3 月、51-99 頁。

¹⁷⁰ 李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」による。

露不安，心腹絞痛，及經絡不通，男女中風，口噤不語。破瘡瘍死血，產後敗血。¹⁷¹

蘇木性涼，味微辛，發散表裡風氣，宜與防風同用。又能破死血，產後血腫脹滿欲死者宜之。蘇方木乃三陰經血分藥。少用則和血，多用則破血。¹⁷²

とあり、蘇木は主に婦人が妊娠後の血脹・心腹痛・生理不調や腫れて痛む・鬱血・中風など症状によって、血液の流れを促進させ、また止痛薬として使用された。

『本草綱目』¹⁷³によって蘇木の薬方について整理し次の表3を作成した。

表3、蘇木に関する薬方

症状	薬方
産後氣喘	用蘇木二兩，水兩碗，煮一碗，入人參末一兩服，隨時加減
破傷風病	蘇方木為散三錢，酒服立效
脚氣腫痛	蘇方木，鴛鴦藤等分，細銼，入定粉少許，水二鬥，煎一鬥五升，先熏後洗。
偏墜腫痛	蘇方木二兩，好酒一壺煮熟，頻飲立好
斷指及刀傷	用真蘇木末敷之，外以蠶繭包縛完固
産後血運	蘇方有木三兩，水五升，煎取二升，分再服。
中風	並宜細研乳頭香末方寸匕，以酒煎蘇方木，調服。

表3から蘇木は各種類の症状によって、蘇木を加工し朝鮮人參あるいは鴛鴦藤などと調合し、酒あるいは水で煮たことがわかる。

中国では蘇木を染料として使用方法するは『本草綱目』にはあまり説明

¹⁷¹李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」による。

¹⁷²李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」による。

¹⁷³李時珍『本草綱目』三十五卷、木部、「蘇芳木」による。

されていないが、

【恭曰】其木，人用染絳色。

とあり、蘇木は絳色の染料として用いられていたことは確かであろう。

2) 蘇木の日本における消費

14～15 世紀において明朝は海禁政策を実施したことで、東アジア各国との間における民間の貿易による往来が見られなくなった。琉球国は暹羅国からの輸入貨物として蘇木等の産物を自国の朝貢物に充当し、日本や中国へ輸出した。日本も蘇木を輸入した後に、朝貢品として中国へ再輸出した。このような貿易形態は、明朝の 16 世紀後半の明朝嘉靖後期に暹羅貨物が減少するにつれ、最終的には無くなった。¹⁷⁴そして、14～15 世紀に日本が輸入した蘇木が、自国の使用のみならず、中国への朝貢品にも充当されたのであった。

蘇木は日本の最古の輸入染料しかも藍草と楊梅と共に江戸時代の最も重要な染料として、紅花染および茜根染の代用として広く利用されていた。また江戸時代になると、蘇芳は貴族の染料だけでなく、庶民の染色になった。¹⁷⁵日本の最も早い百科事典としての『和漢三才図絵』には、明代の『本草綱目』と反対に、蘇木が染料としての利用を詳しく説明している。

『和漢三才図絵』には蘇木の染料としての効用について次のように見られる。

すはう。其の皮を紅色の染料に用ひる。南人以染績、漬以大庾之水、則色愈深…本網南海島有蘇芳国、其地産此木、故名。今人呼為蘇木。

再崑崙・交趾・暹羅多有。特暹羅国、賤如薪、其樹類槐、葉如榆葉、

¹⁷⁴小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』、日本評論社、1939 年 1 月。

¹⁷⁵山川隆平、後藤捷一『染料植物譜』、民芸織物図鑑刊行会はくおう社、151-155 頁。

而無澀柚、條長丈許、花黃子青熟黑、其木煎汁染絳色、忌鉄器、則其
色黯其木蠹、之糞名曰紫納…按蘇方暹羅、咬留吧、交趾、東京、六甲、
柬埔寨等之南方多、將來之、煎汁雜帛、及紙絳色、次幹紅花。¹⁷⁶

とあり、日本では南アジアに産した蘇木がもたらされ、その皮を煎じて、
絳色・紅色の染料として紙及び絹織物に使用されていた。しかし、蘇木の
染色の質は紅花より劣ると言われた。

日本の古代の律令制度では官員の身分が服色により表示されていた。8
世紀に編纂された『延喜式』には、蘇木の染色の調合法も記録されている。
『延喜式』卷十四、「縫殿寮・雑染用度」の条には、蘇木をどのように調
合すれば服地の色合いを出せるかが詳しく記されている。

深蘇芳 稜一疋。蘇芳大一斤。酢八合。灰三斗。薪一百二十斤。

中蘇芳 稜一疋。蘇芳大八両。酢六合。灰二斗。薪九十斤。

浅蘇芳 稜一疋。蘇芳小五両。酢一合。灰八升。薪六十斤。

黄櫨 稜一疋。櫨十四斤。蘇芳十一斤。酢二升。灰三斛。薪八荷。

とあり、蘇芳は赤だけでなく、紫色にも染めることができた。また、他の
染料と併用して茶色に類似する色にも染めることができた。それは、染色
の程度につれて、材料の使用量を変えると、深蘇芳は浅蘇芳より使用量が
多く、何回も繰り返すことで可能であったと考えられる。「蘇芳」色と「黄
櫨」色の染色の差異は、櫨の有無と使用量の相違によっていたことがわか
る。

田中健夫氏は、蘇木の詳しい染色方法が次のように指摘されている。

蘇芳、幹の心材は黄色いだが、空気にさらすと酸化して赤褐色になる。

そのため、木工芸品の素材にもされてきたが、心材を煮沸して得た煎

¹⁷⁶寺嶋良安『和漢三才図絵』、吉川弘文館、明治39年11月、1184—1185頁。

汁は木材・布帛・紙などの染色に用いられてきた。その経果、蘇芳は色名にもされてきた。また檜材をこれにて染めた赤漆小櫃も正倉院に現存している。幹材はその後にも調度品の素材に用いられていたようであり、煎汁は染色液として重用されていた。明礬で赤、灰汁で紫赤、鉄塩で暗紫に発色するように、媒染剤を替えることによって、また黄の下染で緋に、藍に上染することで紫色を呈するところから、利用度がおおかった。江戸時代、蘇芳染は赤染に代わるものとして、また青との交染や鉄媒染によって、紫根染の代用として、衣服の染色に多用されていた。¹⁷⁷

このように蘇木が染色の原材料として重用されたことと蘇芳染の使用方法がわかる。

蘇木を薬草として使用した記録は、『和漢三才図絵』に次のようにある。

木甘鹹、破血治産後血尿及月経不調、排膿止痛、消腫撲損瘀血、乃三陰経血分薬、多用則活血，少用則破血，凡使去上粗良並節。金瘡接指凡指斷及刀斧傷者。蘇芳末熬之，外以□□包紮，完固数日。¹⁷⁸

とあり、基本的に李時珍の『本草綱目』から引用されている記述であり、薬草としての使用方法があまり説明されていないことから、同時代の中国とは反対に、江戸時代の日本は蘇木を薬草としての使用することが少なく、17～18世紀の日本では蘇木が主に染料として使用されたと考えられる。

また、江戸時代に輸出された暹羅蘇木の発売状況がどんな様子であったかについて、『長崎オランダ商館の日記』には次のように見られる。

一六四一年九月十三日

本日、蘇芳木、水牛の角、黒砂糖、白砂糖を賣りに出したところ、

¹⁷⁷田中健夫「蘇芳」『国史大辞典』8、吉川弘文館、昭和62年9月、51頁。

¹⁷⁸寺嶋良安『和漢三才図絵』、吉川弘文館、明治39年11月、1184－1185頁。

多くの人が見に来たが、買う人がなかった。また商人らは、商品を入札によらず、任意に少量ずつ買受ける許可を、奉行から得た。この方法が悪いと思うが、試みとして実行せねばならぬ。¹⁷⁹

一六四一年九月二十二日

正午頃、入札により台湾鹿の皮、カンボジアにくずく、雌黄、土茯苓、ガリガ、蘇枋木の一部、砂糖、丁子および胡椒を賣ったが、皆甚だ廉価であった。¹⁸⁰

一六四一年九月二十七日

シヤム蘇枋木、鹿の皮、トンキン織物の一部、水銀、犀の角などを賣盡し、昨日着いた平戸からの船の積荷を卸し、夕刻商務員ルカス宛の書翰を託して再び平戸に遣わした。¹⁸¹

一六四二年九月五日

最初の試みとして蘇枋木十万斤、シヤム鹿の皮二万六千枚、黒漆四千八百斤、水牛の角二千六百本、プーチョコク二千斤、カチョウ三千斤、胡椒七千五百斤とにくずく末三千斤を展示し、明朝入札で賣ることにした。¹⁸²

蘇木が販売された 1641 年 9 月 13 日から 9 月 27 日までほぼ 2 週間が経過した。しかし、最初は見物者が多いが、買手が一人もなかった。一週間後に、蘇木の一部は売れ出したが、値段が安かった。二週間後に、やっとすべての蘇木が売却できた。1642 年 9 月 5 日に、大量の蘇木・胡椒などの商品は入札で販売されている。また、文献には販売された蘇木は暹羅から輸入した貨物を明確に指摘していないが、1641 年 9 月 27 日の「シヤム蘇

¹⁷⁹村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯、岩波書店、昭和 31 年 1 月、95 頁。

¹⁸⁰村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯、岩波書店、昭和 31 年 1 月、100 頁。

¹⁸¹村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯、岩波書店、昭和 31 年 1 月、101 頁。

¹⁸²村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯、岩波書店、昭和 31 年 1 月、186 頁。

枋木」によって、これが暹羅国の蘇木と考えられる。17世紀に長崎にもたらされた蘇木は、量が多くしかも安価であったことがわかる。

文政三年(1820)に編纂された『舶載藥物録』に、江戸時代に輸入された唐薬の記録がみられ、蘇木は染料として丹柄・礬金などの伝統染料と同様に紹介されている。¹⁸³

おわりに

以上のように、17世紀における暹羅国の最も重要な対外貿易、すなわち中暹貿易と日暹貿易はすべて暹羅国王の命で派遣された華商によって行われた。華人は暹羅国の貿易船の船長や水手などとなって、貿易船を運航していた。

17-18世紀の暹羅国は、蘇木を自国の特産物として海外へ輸出していたが、中国とは朝貢による皇帝・皇后への献上品であった。清朝の朝貢規定のため、1663年から1735年まで中国へ来航した暹羅国が中国へ朝貢したのは11回があった。蘇木の量は基本的に每次皇帝に3,000斤や皇后に1,500斤に限られた。他方、1655年に徳川幕府は糸割符制度を廃止したことで一時的に自由貿易が進展したため、毎年日本に来航した暹羅船はほぼ3艘となった。蘇木も中国の皇帝・皇后へ献上した数量より何倍もの数量にのぼった。

暹羅国から中国と日本へもたらされた蘇木の使用方法は、同一ではなかった。李時珍の『本草綱目』に見られるように、中国では蘇木が主に漢方

¹⁸³羽生和子「江戸時代における輸入唐薬について」、『江戸時代漢方薬の歴史』、清文堂、2010年7月。

薬として使用されていた。しかし日本では蘇木は、永らく主に染料として重視されていた。

このことから明らかなように、暹羅国から中国へもたらされた蘇木は重要な薬剤として使用され、日本へもたらされた蘇木は、主に重要な染料として使用されていたことがわかる。

第五章 清代中国に來航した暹羅国の華人使節

はじめに

海上貿易の発展につれ多くの中国商船が東アジア海域の島嶼部に赴いた。しかし当時の造船技術や航海技術の問題や天候の予測が困難であったためか、多くの船舶が中国沿海地方に漂着している。中国は当時アジアの大国として、これらの漂流民らを故国、郷里へ護送した記録もよく見える。¹⁸⁴しかし問題になるのは漂流民らと言葉がよく通じないことであり、通事の役割はきわめて重要であった。¹⁸⁵

さらに、暹羅国の王室が直接海外貿易に参加しないで、華人が自由に貿易を運営していたため、17-20 世紀における中国は暹羅国の最も重要な商品交易地となり、暹羅国王の朝貢貿易や私人貿易もほぼ華人によって運営され、暹羅国の朝貢船の運航者や商人や船員などはほとんど華人が占めていた。

そこで本章では、清代中国へ來航した暹羅国船に搭乗していた通事がどのように通訳の業務を行ったかについて、漂流難民を通訳した記録をもとに検討し、清代中国に來航した暹羅国の華人使節の情況¹⁸⁶について究明するための試論としたい。

第一節 清代中国に來航した暹羅国の米穀貿易

華人は最初に商人として暹羅に來航した。移民した華人は中国への貿易を行なうが、一般的には、使節、水手になることが唯一合法的な方法であった。清

¹⁸⁴松浦章『近世東アジア海域の文化交渉』、思文閣出版、2010 年 11 月、219-231 頁。

¹⁸⁵松浦章『近世東アジア海域の文化交渉』、思文閣出版、2010 年 11 月、255-283 頁。

¹⁸⁶松浦章「明代的海外各国通事」、『明清時代東亞海域的交流』（鄭潔西等訳）、南京・江蘇人民出版社、2009 年 11 月、42-55 頁。

代中国は、広州に窓口を設け開港し、特に西欧諸国等と「一口通商」政策を実施した。清朝と外交関係がある国が増加するにつれ交流が盛んとなるが、他方中国商人による海外貿易も盛んとなった。特に華南沿海地方から多くの中国商船が海外へ向かい、海外からも商船が広州や厦門などに来航している。¹⁸⁷

清代において乾隆時代までに中国と朝貢関係があった国は、数十カ国にのぼる。¹⁸⁸海上より中国へ来航する頻度は、毎年のような琉球のほか、五年ごとの蘇禄や十年ごとの暹羅などがあった。清代中国はアジアの大国として、海外との朝貢関係が多く見られた。その暹羅国と中国との関係は、朝貢関係以外に米穀貿易があり、清代中期の雍正から頻繁になった。

中国と暹羅国との間に行われた米穀貿易は中暹貿易の重要な部分であった。¹⁸⁹その結果、中暹関係は友好的な朝貢関係が促進された。清代初期において中国の華南地方では耕地稀少や人口急増のため、米穀の供給に不足の現象が出現した。康熙後期になるとこの問題がさらに厳しくなったため、清政府は外国から米を輸入した。¹⁹⁰その中国へ米穀の供給地とされたのが暹羅国であった。暹羅国は気候や土壌の条件から米穀の産量が極めて多く、雍正時期になると中国への重要な米穀輸入国となっていた。そのため、次に述べる暹羅船も暹羅国王の命令で米穀を中国へもたらし発売する船であった。

このように暹羅国は、清朝から正式な朝貢と認められると、その朝貢の回数は多くなり、朝貢に伴い暹羅と中国の米穀貿易も盛んになった。さらに、ますます多くの中国人が暹羅へ赴いた。清末の宣統二年(1910)当時、暹羅国の人口が八百万人であったのに対して、その内中国人が三分の一に到達する¹⁹¹とまで言われるようになったのである。

¹⁸⁷松浦章『清代海外貿易史の研究』、朋友書店、2002年1月。

¹⁸⁸『明史』外国傳、『清史稿』外国傳による。

¹⁸⁹高崎美佐子「十八世紀における清タイ交渉史」、『お茶の水史学』第10号、1967年12月、18-32頁。

湯開建・田渝「雍乾時期中国興暹羅国的大米貿易」、『中国経済史研究』2004年第一期、経済研究雑誌出版社、2004年、81-88頁。

¹⁹⁰張維屏「粵食」、『広東文征』第五冊、香港中文大学出版、1978年、418頁。

¹⁹¹『清史稿』第七冊、列傳三百十四、属国四、暹羅、5783頁。「宣統二年…人口八百万。中国人占三分之一。」による。

第二節 雍正六年における暹羅国華人通事と呂宋船難民の救助

清朝中国へ来航した暹羅国の使節団の華人通訳が、どのように通訳したかについて、雍正六年（1728）十二月に、外国から海南島に漂着した船の乗員の通訳に際して、暹羅国の通事に関係した事例を中心に検討したい。

1) 暹羅国王の命で中国へ赴いた雍正六年の暹羅貿易船

諸外国のうちで、米穀の輸出国として、中国と最も密接な関係が持っていた国は暹羅と思われる。朝鮮からも米穀が輸入した事実が存在したが、それがほぼ宮廷の祭祀用に供するに過ぎた。この問題に関して、安部健夫の「米穀需給の研究—『雍正史』の一章としてみた」¹⁹²において、雍正時期に各地方の米穀の需給や各省間米穀の流通することに明らかにされている。

さらに、暹羅国の米穀の輸入状況について、王慶雲『熙朝紀政』「紀海舶米糧」に、

（康熙）六十一年。暹羅国人言。地饒稻米。一石直銀二三錢。諭令販運三十万石於閩、粵、寧波。免其稅。雍正二年。米至粵。得旨。暹羅国王不憚險遠。進獻稻種果樹。恭順可嘉。令地方照時價發售。特免壓船貨稅。其後至各省。免米稅如例。時以閩浙產米不敷。弛南洋之禁。令民得往貿易。¹⁹³

とあり、暹羅国は米穀が大量に産出する国として、康熙六十一年（1722）の皇帝の免税諭令によって、一石ずつ二三錢の値段で、閩すなわち福建、粵すなわち廣東、そして浙江の寧波へ発売していた。雍正二年（1724）に、米の商船が粵すなわち廣東の港がある広州に到着した。さらに、雍正帝は暹羅国王が海難を恐れないとして、暹羅船がもたらした蘇木、鉛錫、海參、烏木などの貨物も免税し発売することを許可した。

このように雍正期前後の清朝は、外米特に暹羅米の輸入に積極的な政策を取り入れていたことは明らかである。さらに、康熙六十一年（1722）から雍正時期

¹⁹² 『雍正時代の研究』東洋史研究会、同友舎、1982年2月、120-215頁。

¹⁹³ 王慶雲『熙朝紀政』卷八による。

の間に、暹羅米船の来航は多く一年に二艘が見られた。¹⁹⁴

雍正六年(1728)に、暹羅国王の命により中国に来帆した暹羅船は、清朝の免税政策の対象となった船である。しかし、この暹羅船は、雍正六年(1728)八月十三日に、海南島の崖州營¹⁹⁵榆林港¹⁹⁶に漂着した。この漂着に関して雍正六年(1728)九月二十二日付の広東瓊州総兵官駐筭瓊州府城施廷専の奏摺に記述が見られる。

茲雍正六年(1728)九月初五日、奴才、据崖州營遊擊范釋呈報、八月十三日、有暹羅国洋船、收到該營、榆林港、查收該船彝商具单報称、暹羅国王船主陳宇、財副何晃既癸卯年押紅皮船往廣東、查探貢二船不回暹羅情由者、宇等該国王令着押紅皮船、運米到厦門発売…因七月二十七日在洋把風□□收到榆林港所報是実等情…於雍正六年六月十八日在暹港開行、不料于七月二十七日在洋把風貸渴貨物丟水無算不知多少。至八月十三日飄泊榆林港、舵水七十九名、番厮八名俱各平安、桅舵□好風帆破□、今船要住榆林港修整得好、明年三月間南風盛。發復往厦門…¹⁹⁷ (□：判読不明文字)

とあり、海南島にあった崖州營の遊擊范釋の報告によれば、雍正六年(1728)八月十三日に、暹羅国の船が崖州營榆林港に漂着した。船主陳宇は暹羅国王の命で厦門へ米を輸送し発売するつもりであったが、しかし、七月二十七日に大風により遭難し、貨物のほとんどを海水に投げ捨て、八月十三日に榆林港に漂着した。船には舵工や水手合わせ全員で79名いたが、これらの人はおそらくかなりのひとが中国人であったと思われる。ほかに外国人が8名いた。この船は榆林港で修理され、翌年三月の南風の季節の時期に厦門へ向かうことになった。榆林港は海南島東南部にある港口である。右の崖州榆林港地図¹⁹⁸参照。

¹⁹⁴湯開建・田渝「雍乾時期中国興暹羅国的大米貿易」、『中国經濟史研究』2004年第一期、經濟研究雜誌出版社、2004年、81-88頁。

¹⁹⁵ 崖州とは、光緒『瓊州府志』卷十八上、海黎志、海防に「崖州、三亜港東接萬州、西達昌化、東南風発、前代時有大泥諸番、沿海登岸搶掠、最宜防守」とある。確かに、萬州縣と昌化縣の間であった。そのほか、崖州營は外国人がよくここに着岸し財物を強奪するため、設置された海防機関であった。

¹⁹⁶ 榆林港とは、光緒『瓊州府志』卷四上、輿地志、山川に「三亜港又名臨川港、在城東一百六十里、受三亜水入海、北有榆林港」とあり、確かに三亜港の北の港口であった。

¹⁹⁷ 『雍正朝漢文硃批奏摺』第十三編、江蘇古籍出版社、1991年3月、526-527頁。

¹⁹⁸ 光緒『瓊州府志』卷首、序、崖州輿圖による。

陳宇の船は、雍正六年(1728)八月十三日に榆林港に漂着したあと翌年の三月まで海南島に在住している。彼等が海南島に滞在している時に、たまたま雍正六年(1728)十二月初七日に彌尼喇(マニラ)からの船が瓊山県に漂着した。陳宇らの出身地について、雍正七年(1729)三月三日の廣東瓊州總兵官瓊州府城の奏摺に、

暹羅国船主陳宇財副柯晃奉該国王令，運米前往廈門發賣。在洋被風飄泊至榆林港。據崖州營呈報，隨即行回查明船主財副口通船艙人等，是否俱暹羅国人，其中有無中国人民…覆稱，據陳宇柯漢聞艙水七十九名俱系中国人。

惟小廝八名系暹羅人並據陳宇等單報…¹⁹⁹

とあり、暹羅国船主陳宇は、暹羅国王の命で米穀を積載し、廈門へ齎した。そして、崖州營の役人は、この船の船長陳宇を含め華人が79名、暹羅人8名の構成であると判明した。

2) 雍正六年の暹羅国朝貢船

陳宇の船とは別に雍正六年(1728)九月初に暹羅国の船が中国の広州に到着した。この暹羅国の船が中国へ来航した理由について、雍正六年(1728)十月初八日付けの王士俊の奏摺に、

雍正五年八月内、有暹羅国葉舜徳船隻、装載米石往浙閩發賣。被風飄至廣東虎門前、署撫臣阿克敦指称新米船隻、遣莊耀索銀六百兩。本年正月前撫臣楊文乾自閩回粵、訊明原委、將銀照數給還葉舜徳領回。今暹羅国王感激皇上加恩外番至意、遣使進貢。…本年九月二十八日、據暹羅国貢使朗徹述申黎噶等赴臣衙門具呈稱使等奉命入貢、臨行之時、偃朗朱歷面付稟呈併土物七色令使等賣來叩謝巡撫都察院楊大老爺…²⁰⁰

とある。雍正五年(1727)八月に、暹羅国葉舜徳は、暹羅国王の命で米を輸送し、浙江省か福建省に赴いて発売するつもりであったが、途中で大風に遭難し広東の虎門に漂着した。地方官の阿克敦は莊耀を派遣し、新米を輸送するとの理由で葉舜徳に銀六百兩を要求した。しかし同年(1727)十二月に、撫臣楊文乾が福

¹⁹⁹ 『雍正朝漢文硃批奏折』第十四編、江蘇古籍出版社、1991年3月、763頁。

²⁰⁰ 『宮中檔雍正朝奏折』第十一輯、故宮博物院、1978年9月、498-499頁。

建から戻り、この事件を究明して葉舜徳に銀両を返還した。この事件の処理に感謝した暹羅国王が、謝恩のため中国へ朝貢船を派遣したのである。その朝貢船が雍正六年(1728)九月に広州に来航したのである。

3) 海南島に漂着した呂宋船

雍正六年(1728)十二月初七日に、外国人5人が乗った小船が瓊山県に漂着した。²⁰¹

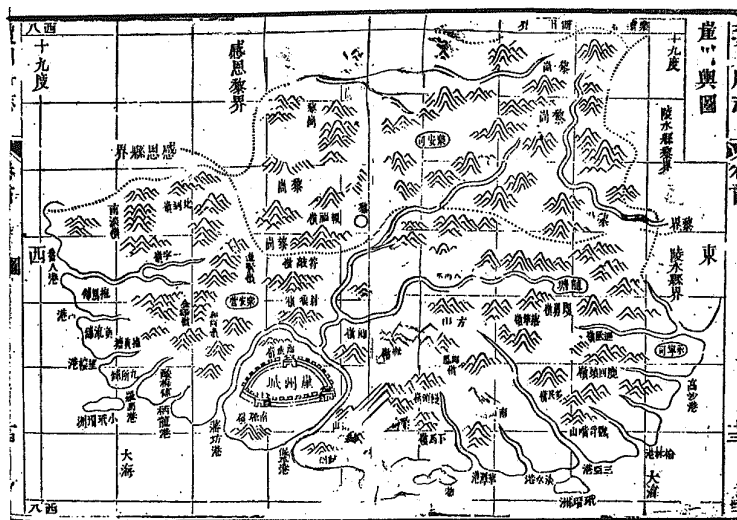
雍正七年正月十六日、
□前往広東総督孔(不明)批、據瓊山県申詳為押送事称、雍正六年十二月初十日、蒙本府信牌本年十二月初九日、准瓊州鎮差委千総曹国標

押送彝人五名、到府合行發訊備牌仰県、即将發去彝人五名、火速訊明係何国人名、于何年月日、其船作何漂流、至何処港口登岸。作速訊明口供具交通報、該県仍支給口糧、加意撫恤、毋致失所、事幹外国人氏毋得遲延等因。

²⁰²

とあり、雍正七年(1729)正月十六日、広東省総督孔氏の批文により、瓊山県から呂宋国漂流民の事を報告してきた。この報告によって、雍正六年(1728)十二月初九日に、瓊山鎮の曹国標は呂宋国漂流民らを瓊州府に押送した。雍正六年(1728)十二月初十日に、瓊州府は即ちに漂流民らの出身国、何時どこで漂着したか、どこに着岸したかについて尋問した。事情が判明した後に、瓊州府は漂流民らに食糧を支給し、住居を提供することになった。

この5人は最初に村人に食料を求めた。その船には積荷が一切なかった。さ



崖州榆林港(右下部分に榆林港名が見える)

²⁰¹ 漂着した外国小船は、雍正六年(1728)十二月に大風に遭遇して海南島の瓊山県に漂着した。「雍正六年十二月内被風漂到瓊山県地方」(『明清史料』庚編第六本、509頁)による。

²⁰² 『明清史料』庚編第六本、509頁。

らに言葉が通じなかったので、たまたま雍正六年(1728)に暹羅国王の命で中国へ来航する予定が海南島に漂着し滞在していた暹羅国の陳宇と水手林宣が召喚された。この二人が通事として外国人5人に質問して事情を聞いている。

その具体的な応答の様子が雍正八年(1730)五月十四日付の「広東総督掲貼」に残されている。

隨據文林都²⁰³保長張奇陳報稱、本月初七日有小艇番船一隻、番人五名、上村討食、船上貨物據無、不知何番人士何具報明等情。隨喚通事暹羅国番陳宇、船上水手林宣。

問、這五個人是那一国的人、
叫甚麼名字、
那一月日在那里地方、
開船要往何処、
到那地方被風打破的。

(据通事林宣轉問番人、据林宣供)

供、嗅隴嗎林兩個是西洋莫来由人、又伊口哥安迤密喀兒三個是西洋彌尼喇人。

自彌尼喇開船要往獺喇吧、去約有十天遭風打破、如今又有一月多了。

飄到這里不曉得什麼地方。

問、你船上共有多少人口、
船主水手叫甚麼名字、
如今都在那裏呢。

供、船上共有三十五人、

船主叫做噓哈礎、死了三十個、只存小番水手五人、死的姓名不記得了。

問、你這五個人怎麼上得岸呢。

²⁰³文林都については、康熙『瓊山県志』卷一、疆域志、廂都に、「外義豊郷在縣東領都暘二十四」とあり、その中の一つとして「文林都原小林二」とある。確かに、瓊山県の廂都の一都であった。

供、小番五個□□、隨大船の脚船上隨流飄到這里、北洋墩地方登岸、
問、船上有什麼貨物没有呢。

供、只有黃藤海參是船主的、別貨都没有、船破總漂棄無存。

問、有客人没有呢。

供、没有客人。

問、你如今這小船也好駛回本国去麼。

供、小番們這船小駛不回国。

問、你這船小駛不回国怎麼樣呢。

供、小番們情願賣這船繩有銀子買些衣裳穿等。²⁰⁴

応答の内容を日本語に翻訳すると以下のようになる。

問、この五人の出身国はどこで、名前は何と言うか。

答、嗅嚨と嗎林の二人は西洋莫来由人であり、また伊□哥、安迪、密
喀兒という三人は西洋彌尼喇（マニラ）人です。

問、何時どこから出帆してどこへ行ったのか。どこで大風を受けて遭
難したのか。

答、彌尼喇から鴉喇吧（カラパ）へ行く予定でしたが、出帆後のおよ
そ十日後に遭難し、今まで一ヶ月ぐらい過ぎました。どこで漂着
したかわかりません。

問、船には、何人が乗船していたのか。船主と水手の名は何と言うか。
彼等はどこにいるか。

答、船には35人搭乗していましたが、30人が溺死し、生き残ったの
は水手5人だけです。船主の名は噓吟礎で、他の人の名前は覚えて
いません。

問、5人はどのような方法で着岸したのか。

答、私たち5人は、本船に乗せていた小型船で北洋墩²⁰⁵地方に漂着しま

²⁰⁴ 『明清史料』庚編第八本、506頁。

²⁰⁵ 北洋墩とは、康熙『瓊山県志』卷一、疆域志、山川に「北洋港、在縣東三十里興仁都、港東立墩臺、有兵防首」とある。さらに、民国『瓊山県志』卷十、経政十四、兵制に「沿辺墩臺八所、白沙墩、沙上墩、大林墩、北洋墩、北港墩(以上属左營)、鹽壯沙上墩、小英墩、白廟墩(以上属右營)」とある。確かに、北洋港の東側における沿辺墩臺八所の一つ墩臺で

した。

問、船には貨物があつたのか。

答、船主の積荷として黄藤と海參がありましたが、他にはありません。

しかし船が遭難したので積荷は一切なくなりました。

問、乗客はいたのか。

答、いません。

問、この船で本国へ帰ることができるか。

答、この船では小さいので帰国できません。

問、それでは帰国できない船をどうするのか。

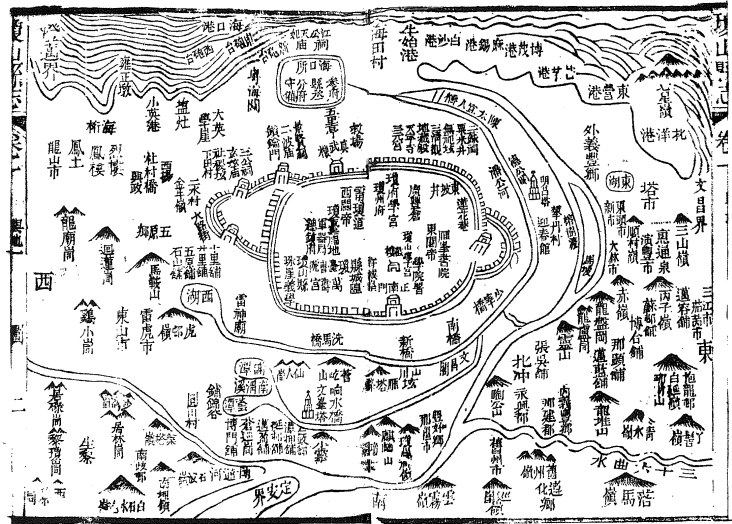
答、私たちの船と船の縄を売ってお金を得て、服を買いたいです。

以上のように通事となった暹羅国の陳宇や水手林宣は、正確に両者の意思を伝えたことがわかる。地元の文林都保長であつた張奇は、暹羅国通事の陳宇や水手林宣の通訳によって、この遭難者の情況がほぼ理解できた。

この外国人5人に対する処理方法は、以下のような記録が残されている。

逐日按名給與口糧、但瓊南属在天末、該番水土不服、慮有疾病之慮。並念番人情性不馴。並非地方官能約束。合將該番差役解赴、仰懇裁奪、發遣歸国。²⁰⁶

とあり、地元の張奇は外国人5人に食糧を支給したが、彼等は中国の気候に適応できず病気になるかもしれないと心配した。そのほか張奇は、この外国人は性格や習慣が違うので、管理しにくいと考えた。そして雍正七年（1729）正月に張奇は、この外国人等を瓊山県から廣東省の南海県に護



北洋港（左上部分に北洋港名が見える）

あつた。右頁地図参照。この地図は咸豊七年『瓊山縣志』巻一、輿地志、輿圖による。

²⁰⁶ 『明清史料』庚編第六本、506頁。

送した。

南海県官では、張奇の報告に基づいて再度この 5 人に質問した。南海県の調査から、漂流民の嗅籠と嗎林の二人は西洋莫来由人ではなく、実は呂宋人であることが判明した。²⁰⁷また南海県においてもこの外国人の帰国についての処置を以下のように行っている。

据南海県訊明供称、本国並無船隻到、只有暹羅可能搭回本国等語、経詳明俟遣暹羅、船開行附搭復飭、南海県按名支給口糧養贍、于雍正七年二月初四日附搭暹羅国船長魏鳴岐副貢船、開行回暹、転搭帰国。²⁰⁸

南海県から彌尼喇（マニラ）への直行の船がないため、先に暹羅に行き、そこから帰国することになった。そしてこの 5 人は、雍正七年（1729）二月初四日に、暹羅国の船に搭乗して、先に暹羅国へ赴きその後、本国へ帰国することになったのであった。

外国人が搭乗した船とは先に広州に来航していた上述の雍正六年九月に中国へ朝貢に赴いた暹羅国の朝貢船である。

おわりに

清朝が康熙後期から外国米の輸入政策を進めるにともない、特に暹羅国から輸入外米の数量がますます増えてきた。清代における暹羅国からの米穀の免税措置は、暹羅国との貿易を促進した。その一環として雍正六年（1728）六月に暹羅国王の命で中国厦門へ米穀を発売する予定の陳宇や林宣が乗船した船が暹羅国から出帆した。しかし、洋上の大風で同年八月に海南島の渝林港に漂着した。その船とともに、暹羅国は雍正六年（1728）九月に謝恩のために派遣された朝貢船も偶然に広東虎門に到着していた。そのような時期の雍正六年（1728）十二月に、呂宋からの外国人五人が海南島の北洋墩に漂着した。彼等は十一月

²⁰⁷ 『明清史料』 庚編第六本、506 頁。「據南海県詳称訊、據難番嗅籠嗎林供係莫来由人、伊□哥、安迺、密喀兒供係呂宋人、不是西洋彌尼喇人。」による。

²⁰⁸ 『明清史料』 庚編第六本、509 頁。

に呂宋から出帆し咬留巴（カラパ）へ貿易に赴く予定が、出帆後の十日後に海難に遭難し海南島に漂着した。しかし言葉が通じないため、たまたま海南島に滞在していた暹羅国の陳宇や林宣が通事となり遭難者の話を通訳し、遭難者の状況をほぼ理解することができた。その後に漂流民五人は南海県に護送された。南海県では漂流民を再び調査し、彼等は帰国の方法を得たのである。

暹羅国の船が米穀貿易を行ったが、この事件が順調に解決できたのには、外国語に通じた通事が重要な役割を演じている。

暹羅国の船主の陳宇や水手の林宣が通事として記録されていることから、その船は華人が運航していたことがわかる。彼等は中国人であり長きにわたり中国と暹羅国との貿易に従事し、外国語を理解する能力を持っていたと思われる。

このように、雍正六年（1728）に海南島に漂着したマニラからの漂流民の事件から、中国語通事の業務の一端ではあるが具体的に明らかにすることが出来たと言えるであろう。

第二部 近代タイ国における華人の活動

第一章 20世紀前葉タイ国における中国商品の流通

はじめに

中国沿海部の広東省の潮州は古くから海外への移民の習慣があり、「海があるところは、華僑の足跡がある」ように象徴的に語られてきた。²⁰⁹特に、17世紀から20世紀初まで潮州人の多くが移民した国がタイ国であった。そのタイ国では1890年頃に総人口732万人に対し、タイ国に居住している華人は約60.8万人であった。²¹⁰その後も、華人人口の増加につれ、1917年には約90.6万人の華人がタイに定住していた。華人の比率はタイ国総人口923,2万人に対し、9.8%であった。²¹¹タイ国の華人華僑は各時期、各分野において貢献し、時代の変遷につれ発展し、華人人口の増加にともない華人社会も益々発展していた。

海外華人社会の重要な支柱に商業活動があり、艱難辛苦による創業過程を経験している。彼等の商業活動の一部分に広告活動があり、華商の貿易業の動向に関する貴重な資料と考えられる。華人が経営した工商業の発展にともない、バンコクで泰華進出口商会、華僑銀信局会、泰国中華総商会などが漸次誕生した。²¹²これらの商会は主に福建や広東地方の華商によって香港や上海の貿易商会と合作し、中国産品を泰国へもたらした。輸入品の中にはヨーロッパ産の酒類タバコ類があったが、香港産・上海産の商品は80%以上を占めていた。このように在タイ国華商の商業活動が活発化すると、欧米商品・欧米洋行の独占地位

²⁰⁹朱傑勤「近代東南亞華僑」、『華僑史』、廣西師範大学出版社、2011年、95-191頁。

²¹⁰GW. Skinner: *Chinese Society in Thailand: An Analytical History*, Cornell University Press, 1957, 60-61頁。

²¹¹GW. Skinner: *Chinese Society in Thailand: An Analytical History*, Cornell University Press, 1957, 60-61頁。

²¹²洪林「泰國華校史補充材料」、『泰國華僑華人研究』、香港社會科学出版社、589-623頁。

は崩壊した。時代の趨勢により華商商会は何度も改名するのみならず、華商の団結と中泰の貿易交流の促進を堅持し、中泰関係の発展につれ、重要な地位を占めたのである。²¹³

そこで、本章はタイ国国立図書館に保存されている 1925-1935 年にタイ国で刊行された華字新聞すなわち中国語新聞に注目し、それらに掲載された約 500 例の中国商品の広告を中心に検討するものである。そのため広告の商品主・広告内容、広告戦略、広告特徴など、さらに当時タイ国において中国商品の販売状況、居住中国人の消費習慣及び中国商品広告の特徴などを明らかにするものである。

第一節 タイ国における中国商品の販売状況

19 世紀末期において中国が対外開放を進める過程で、中国とタイ国との民間経済は大きく変化した。1911 年 12 月 12 日に上海で中国国貨維持会が成立すると、タイ国に居住している華商らもバンコクで華僑商会、暹京中華総商会などを成立させた。タイ国の華商らは中国国貨維持会と合作し、中国商品をタイに輸入して販売した。

1920年11月16日付の『申報』に、「国貨維持會歡迎暹羅華僑紀」が掲載されている。

中華国貨維持會昨日下午二時、在九畝地高墩路該會會所開會、歡迎旅暹華僑商會代表蔣忠杰、暹羅採辦国貨公司經理陳欣木兩君、來賓甚衆、由該會副會長王介安君主席致歡迎詞、次陳欣木君演說發展国外貿易之重要、暹京

²¹³張映秋「泰國華人社團模式的演變」、『潮学研究』（第3輯）、汕頭大学出版社、1995年。

中華總商會代表蔡俊卿君演説国貨與国家之關係、華僑聯各會前總董許冀公君報告赴暹接洽情形、爪哇三寶壟華僑代表唐伯瑚·望加錫華僑代表王蔭喬·華僑學生會會長謝碧田君等相繼演説、沈卓吾君復代表小呂宋華僑李清泉戴正中二君演説請各工廠贈各處華僑代表以貨樣末由馬樹周君演説主席致謝詞四時散會聞今日（十六）上午九時、由沈卓吾君陪蔣君等參觀厚生紗 晚六時由各工廠公請在馬玉山公司會餐云。²¹⁴

1920年11月15日、中華国貨維持会は、上海にタイ国の華僑代表、暹羅採辦国貨公司、暹京中華總商會代表などを招待した。タイ国の華僑らは中国商品をタイへ輸出するために上海に渡来した。さらに、タイ国の華僑は中国商品が順調的にタイ市場へ流入するため、タイで「国貨標本館」を設置し、中国商品の展覧場所を建造したのであった。1922年2月11日付の『申報』に、「提倡国貨之銷路南洋游歴團之發起」によって、

暹羅駐滬採辦国貨公司許冀公演説略謂暹羅僑民有四百餘萬需用国貨爲數必巨新得若干同志共謀傳播国貨并設立国貨標本陳列所以引起僑民觀感現在陳列標本已有八百餘種²¹⁵

とあるように、タイ国に在暹羅採辦国貨公司が設置された国貨標本館は約 800 以上の種類の中国商品を陳列した。この国貨標本館はタイ国に滞在する華僑に人気であった。

上海に来て中国商品を調査したのは、在タイ国の中華商会のような華商団体のみならず、個人の商人もあった。1927年3月18日付の『申報』よれば、

各公司歡送華僑陳河清君返暹 暹羅僑商陳河清君去年冬由暹來滬調查国貨、並接洽推銷暹羅俾旅外僑胞易於採購、現已竣事、定期本月十九日、偕同神

²¹⁴第 18401 号、『申報』第 132 冊、上海書店影印、1983 年 10 月、347 頁。

²¹⁵第 18402 号、『申報』第 132 冊、上海書店影印、1983 年 10 月、367 頁。

州影片公司鄭應時君、取道回汕返暹。²¹⁶

とあるように、タイ国に居住する華商陳河清は、1926年の冬に上海へ渡来し中国商品を考察し、約半年後に商品の取引を行い帰国した。

それでは、タイ国の暹羅中国總商會はどのように中国商品を収集し、タイ国の華商に紹介したかについて検討したい。『申報』1929年、1930年の記事から見てみることにする。

1929年9月12日

暹羅中国總商會從集国貨陳列品託上海機聯會通告上海国貨各工廠，如欲推銷出品於国外者，可將陳列品逕寄暹羅該商會云。²¹⁷

1929年9月30日

暹羅華僑將開国貨展覽會 代表林中川現已抵滬

暹羅華僑、號稱二百餘萬、倘以血統關係者算、當佔暹羅国民之半、然中暹間向無国交、無公使領事以資保護、專賴中華總商會爲聯絡機關、現該地華商、深感欲圖救国、當以推銷国貨爲要着、故擬於本年十二月初、新會所正式開幕時、舉行国貨展覽會、特派林中川返国、徵求国貨、林君曾先向香港廣州二商會接洽、結果極爲完滿、聞廣州總商會擬以現陳列於西湖博覽會之貨品、轉運赴暹展覽云、林君已由香港乘法郵抵滬、寓大東酒店、昨曾向本埠商整會常委王曉籟先生有一度接洽、甚稱滿意、但林君以西湖博覽會開幕之期已近、故擬一日先赴杭一行、後再返滬、向各企業家接洽、林君係中暹貿易有限公司司理、此行兼有採辦国貨之任務、且国内商家、如在暹未有代理者、所付貨品、可由該公司負責陳列展覽、而於展覽後、仍可由該公司代爲推銷云、中華瑛瑯等之搪磁、立成、民興、新大陸、替天、粹成、等綢傘紙傘花蓆等、各種出品、備受該處僑胞歡迎、必能逐漸暢銷、現由陳列所

²¹⁶第 19401 号、『申報』第 232 冊、上海書店影印、1983 年 10 月、367 頁。

²¹⁷第 20286 号、『申報』第 262 冊、上海書店影印、1984 年 7 月、335 頁。

分函各廠家、檢選出品送交該所、俾彙轉暹羅云。²¹⁸

1929年11月15日

暹羅徵求國貨樣品

暹羅中華國貨陳列館、迭次函致本埠商品陳列所略稱、該館以介紹國貨於暹地、俾達逐漸發展爲目的、茲聞該館函到、將各廠號及出品開單指明、託由商整會商品陳列所、代徵各種國貨樣品、運往陳列作樣、藉廣推銷、遇有要件、如需價欸、自能按價匯奉云云、廠號名單、如三友實業社、中國內衣廠、三星廠、光華廠、一新廠、信大廠、申新公司、鴻裕公司、厚生、三新、三益、永安、公利、求精、震康、月華、元通、振華、新太、五和、益美、廣益、三民、宜彰、華茂、中國第一毛絨等之布疋毛巾十字布印花布紡洋布帆布等、三發、泰華、久和、光華、美倫、三聯、進步、大東、東方、鴻興、聯璧等之札帶絲襪線襪等、天孫、王義豐、錦成、裕和、悅來、等之綢緞、自求、醒心、通運中國海球等之鈕扣、鑄豐、益豐。²¹⁹

1930年9月9日

暹羅國貨陳列所徵品

市商會昨接暹羅中華總商會函、爲提倡並介紹國貨起見、特於會所旁邊、附建國貨陳列所、現在建築業經完成、並擬定簡章、廣行徵集海內外國貨出品、爲長期之陳列展覽、藉備僑衆參觀研究特函送徵集簡章、出品說明書等、囑爲轉政各國貨廠家、檢寄貨樣多種、寄交該國貨陳列所陳列、以期推廣銷路云云、聞市商會已交付提倡國貨委員會討論辦法矣。²²⁰

以上のように、1929-30年頃においてタイ国に居住している華僑と後裔は約200万人にのぼった。これらの華商は「深感欲圖救国、當以推銷國貨爲要着」の

²¹⁸第20304号、『申報』第262冊、上海書店影印、1984年7月、881頁。

²¹⁹第20349号、『申報』第264冊、上海書店影印、1984年8月、389頁。

²²⁰第20626号、『申報』第274冊、上海書店影印、1984年9月、221頁。

ため、中国商品をタイ国へ輸出したいと考えた。さらにタイ国に在住する華人人口が多く、中国商品の市場が拡大すると考えた。そのため1929年9月に、上海機聯会は暹羅中国總商會から依頼され、上海の工場に「暹羅へ販売したいものがあれば、暹羅中国總商會へ郵送する」と通知した。1929年11月、多くの中国工場では自社産の商品を暹羅国貨陳列館へ郵送した。衣料類のみでも、45社以上の工場から商品が集まった。1930年9月9日、暹羅国貨陳列所の建物が完成したため、再び中国国内で中国産の商品を募集したのである。

暹羅国貨陳列館が竣工した二年後の1932年12月23日付の『申報』によって、暹羅国国内の中国商品の販売状況が知られる。

暹羅華商注意推銷国貨 請減国貨售價以廣銷路 徵求国貨商標俾便辨別
市商會昨接暹羅中華總商會函云、逕啓者、頃據本會會員同泰昌號東陳河清函稱、近來暹羅市場、日貨銷路激增、尤以棉紗爲最、国貨幾無人過問、查由国貨價格太高所致、爲挽回利權推銷国貨起見、應請轉達滬商、將價格減低、俾易競售、等由前來准此、查国貨銷路不暢、固由於定價太昂、同時僑胞對国貨日貨不易識別、不免任意購買、致令日貨銷路日增爲此應請貴會轉達各商家推銷海外貨物、務祈價格低廉、俾易競賣、並請代爲分別查購国貨及日貨商標一覽、指示僑胞、以便辨別等云、該會以暹羅華僑注意推銷国貨、昨已將來函分函本市綢緞·棉絨·麵粉·洋燭·草呢帽·化妝品·針織·呢絨工廠電機絲絨·皂業·捲烟廠·橡膠製品·陽傘業·等公會、剴切勸導同業、務將售價設法低減、以便競銷、一併徵求同業商標裝訂成本、以便轉寄辨認。²²¹

当時のタイ国市場は中国の商品のみならず、日本産商品も大きく進出していた。暹羅中華總商會は、上海市商会にタイ国の中国商品の販売状況に関する意見を提示した。それは、第一には中国商品の販売価格を廉価にすること。第二

²²¹第21450号、『申報』第299冊、上海書店影印、上海市印刷七場、1984年12月、627頁。

には、中国産ということを商品の上に強調して「国貨」を全面に表示して消費者を引き付けることであった。

第二節 タイ国における中国商品の広告

清末民初におけるタイ国の華人社会には多くの種類の華字新聞が出現した。新聞の特徴は言論の伝播であり、当時の華人新聞は主に革命派と「先進思想」を持つ知識人によって創立された。彼らは海外から自由民主の思想を受け入れ、南洋において革命を宣伝した。そして、当時の新聞は主に政治関係のことを報道していた²²²。最初の華字新聞は1903年創刊の『漢境日報』であった。1906年に『漢境日報』と同じ政治立場の『美南日報』も創刊された。さらに、康有為をはじめとする保皇派は、タイ国において新聞を創刊し、革命派と対立した。²²³ ついで、『湄南公報』、『啓南日報』、『聯僑報』、『華暹日報』などの「保皇宣伝」の新聞が出現した。²²⁴

1920—1930年代に、タイ国の華字新聞業はおよそ28種類の新聞が出版された。しかし、当時の中国語新聞は、創立後に資金の不足や経営方針などの混乱のため短期間で停刊されたものも多かった。1923年に、タイ国において国民党人林銘山は『暹京日報』を創刊したが、経営不振のため、1年以内に廃刊された。『国民日報』は1927年2月7日に創刊され、創刊者は孫中山の同士呉玉波であったが、1939年に廃刊された²²⁵。当時の華字新聞は、毎部10「士丹」(1バーツ=100士丹)で、タイの貨幣で毎月2-3バーツ(銖)であった。当時の華工の多くは

²²²王竹敏「20世紀前半のタイ国華字新聞に見る華人教育」、『或問』第24号、近代東西言語文化接触研究会、83-96頁。

²²³洪林「泰国華人報簡史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、643-677頁。

²²⁴洪林「泰国華人報簡史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、643-677頁。

²²⁵洪林「泰国華人報簡史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、643-677頁。

教育水準が低く、月給が 10 バーツに達しなかった²²⁶。そのため当時の華字新聞の読者は、主に中国商人および華人学校の関係者などの知識人であった。彼らはタイ国に住んでいたが、中国の政情に関心が高く、さらにタイ国へ輸入される中国の上海また香港において流行していた華字新聞の掲載された上海また香港において流行する贅沢品にも強い関心を示した。華字新聞は、華人経済の発展を促進し、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会における重要な知識の情報源となった。さらに華人社会において重要な情報伝達手段としての華字新聞は、自然的に中国に関する情報の宣伝の舞台の一つになったと考えられる。

華字新聞に掲載された商品広告は、主にタバコ類、薬酒類、漢方類であり、そのほかに少量の布、靴、生活用品類などがあつた。

そこで次にタイ国が輸入した中国商品の状況や商品の種類や産地について述べたい。

(一) 中国商品の産地

1920-1925 年の間にタイ国において影響力があつた華字新聞に『中華民報』、『国民日報』、『晨鍾日報』、『聯僑報』があり、それらに掲載された商品が 632 例にのぼる。その広告は、中国商品が 477 例、タイ国の商品が 75 例、ヨーロッパ商品が 80 例に分けられる。

図 1 1920-1925 年タイ国輸入品国別表

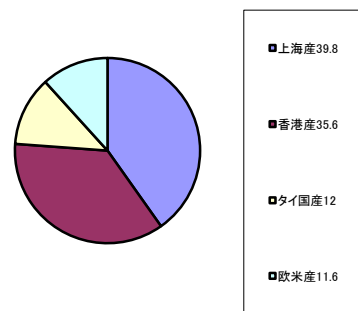


図1に示したように上海産の商品は商品総数の39.8%を占め、香港産の商品は35.6%、タイ国の商品は12%、ヨーロッパの舶来品は11.6%であった。上述のようにタイ華商は香港・上海の商会と合作し、香港・上海において流行して

²²⁶李道緝『清末民初潮州人移殖暹羅之研究』、國立政治大學曆史研究部碩士論文、1990 年。

いる商品をタイ国へ齎した。これらの商品は当地の華商やその家族の間で流行したのみならず、ヨーロッパの舶来品の独占的地位も奪取した。²²⁷

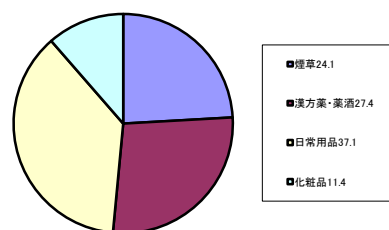
華字新聞に掲載された中国商品の広告から中国商品がタイ国市場においてどのように消費されたかは明らかではないが、華人の富裕層の消費を満足させたと考えられる。

(二) 商品種類

中国商品に関する477例の広告をしてみるに、当時タイ国で販売された中国商品は主にタバコ類、漢方薬類、化粧品類、
常用品類には服・帽子・花露水・靴・掃除用品・雨服などが含まれていた。

図2から明らかなように、タイ国へ輸入された中国製品は、主に軽工業製品であり、タバコ類と漢方薬類が大きいな比重を占めている。

図2 1920-1925年タイ国輸入商品別表



タイ国において販売されたタバコ類は、主に中国の南洋兄弟烟草会社の代理販売であり、烟草は基本的に上海から船でタイ国へ齎された。南洋兄弟烟草会社は、香港で誕生したが上海で台頭した。さらに、中国国内外において厳しい経済環境中に、海外の華人華僑の支持と中国国内の国貨運動中に発展し、当時において英米烟草会社と対抗できる唯一の民族烟草会社であった。²²⁸新聞広告からタイ国で販売されたタバコの種類は10余のブランドがあった。

²²⁷ 吳雲龍『14-19世紀暹羅華人的經貿發展研究』，臺灣成功大學歷史研究所碩士論文、2002年。

²²⁸ 段立生「泰國中華總商會簡史」、『中國與東南亞交流論集』、泰國大通出版有限公司、2001年。

漢方薬は中国の伝統的な特有な薬物として相対的な地位を占め、華人の病気治療や平日の保健にも伝統的な薬酒が愛用されていた。

化粧品はタイ国に居住していた華人の貴婦人等が、上海・香港の貴婦人等が使っていた化粧品に強い関心を示し、衣服や生活商品なども同時に上海・香港の潮流に注目していた。

このように中国商品を愛用した理由は華人家族の生活習慣による影響のみならず、愛国感情なども反映していたと考えられる。

(三) 広告特徴

広告戦略は広告主の販売成績に直接的に影響するため華商はどのように自社商品を販売し、どのように華人らの注目を引くように工夫したのであろうか。当時に使われた広告用語は時代の特徴を反映し、現在の広告用語と鮮明的に対峙している。当時の広告例の特徴は二つに分かれるであろう。

(1) 「愛国」の広告語

当時の中国商品は「愛国」を標榜する広告語を多用した。タイ国で販売された煙草には、「愛国」・「革命」・「興国」が使われ、たとえば「偉人香煙」・「興国香煙」・「総統牌香煙」などがあつた。煙草広告には、「同胞愛国，請吸国煙」・「孫大總統為中華真正總統，總統牌煙為中華国産名煙」のような広告語が好まれた。読者に対して「愛国」の煙草を買うようにと提唱した。これらの広告語は「愛国」・「国貨」などの文字に通じて、買主の注目を引き寄せ、客を招きよせたのであろう。さらに、これらの広告語は当時の海外華人の愛国思想と中華民国に対する支持の願望を示したと考えられる。

①1924年3月に『暹京日報』に掲載された「安樂汽水」の広告によると、

注意 飲中国安樂各色汽水。氣味醇芳。衛生適合。有意健康。賜名祖国。並及南洋。特訂本號。代理暹江。價廉物美。国貨之良。僑界諸君。愛国為常。

人人購飲。沁心清涼。挽回國利。永遠無疆

とあるように、安樂汽水は香港の九龍で生産され、「水房」「汽水房」と呼ばれた。初期の安樂汽水是「安樂堂」と呼ばれ、貿易の拡大につれ、1934年正式的に香港で工場を開設し、「安樂汽水場」と改名された。この「安樂汽水」は健康になる飲物と言われる。さらに広告「挽回國利」すなわちこの中国商品を「買えば中国に有益である」と伝えた。

②1925年11月に『国民日報』に「百雀」の広告を掲載された。

注意，國貨與人格一漏卮。君購一份國貨，即為國家減少一份外溢之漏卮，保存一份國民之人格，幸勿以細，故而忽之明乎。此者請吸白雀香煙。快塞漏卮，救我中國。頂上國貨。白雀香煙。中國南洋兄弟煙草公司謹啓。

この広告は、有名な中国南洋兄弟煙草会社が作成し、「國貨」、「國民の人格」「中国」等の愛國特徴などの語彙を使った。中国南洋兄弟煙草会社の台頭は中国の「國貨運動」と深く関係が有った。1917年5月3日の『申報』によれば、中国南洋兄弟が1905年に誕生され理由は「君論誠然敝公司早諗香煙係無益於民之品、顧見十年以來、外煙侵入吾國、正如水銀瀉地無孔不鑽、每歲流出金錢計七八千萬金之鉅、既不能禁吾民之不吸、而遽令利權坐逝滔滔靡窮、此敝公司所以不惜艱辛自行設廠屢蹶、唯一最大之宗旨在挽回外溢之利權、也倘使外煙不侵入人民」²²⁹と記載され、海外からの煙草商品が中国で毎年の売上は7,000万金以上であったが、しかし当時の煙草会社はほとんど英米の会社であった。南洋兄弟煙草会社は流出した売り上げを止めるために、自国の煙草工場を開設したと言われた。南洋兄弟煙草会社の広告は、他の中国商品の広告と違い、自国での広告もタイ国の広告もすべて煙草を紹介せず、「國貨」のみ強調している。

③1926年12月16日付の『中華日報』に「絲襪」・「皮箱」・「記念表」が掲載

²²⁹第15881号、『申報』第146冊、上海書店影印、1983年2月、35頁。

されている。

紅菊標絲光線襪

海中華第一針織廠（資本一千萬）為亞洲最大織襪廠。所出紅菊標絲光線襪係用最新式電機織成，針線勻密寬緊適宜。襪根堅固耐穿，雙層線口，永不散線。染色一部由留德染色專家主任，故能鮮豔光亮，經久不退，定價低廉，批發尤為公道。南洋群島現歸本公司獨家代理，暹京各大洋雜貨店均有經售。

上海真皮皮箱

本公司皮箱工廠之出品，俱係選擇精緻牛皮製造。用新式電機縫釘。堅固耐用曆久不壞，式樣優美精緻絕倫，較之紙皮及馬皮所制之家夥，勝過百倍。備有大幫現貨，軟蓋皮箱，適十八寸起至三十二寸止，硬蓋自十寸起至二十八寸止，尺寸大小任憑選擇。

孫公中山紀念表

此表機器精良，形式雅致，走時準確耐用。非常實為紀念國父之傑品，發揚民治之利器。每只定價五銖，特價三銖五十丁。各大鐘表店及洋貨店均有出售。上海中南貿易公司 上海分公司。

上海中南貿易会社に関することは管見の限り不明であるが、広告の内容から見ると、この会社は上海に集荷される中国産品の販売を代理し、タイ国へ輸出させたのである。商品には上海中華第一針織廠すなわち制服工場の靴下や上海の本革靴や当時流行していた孫中山ブランドの腕時計などが含まれていた。

④1927年1月5日付の『中華民報』に「先施花露水」の広告を掲載された。

芬芳馥鬱有益衛生，先施花露水，先施生發油。愛國諸君請為一試。暹羅埠總代理泰生源號。香港先施化妝品有限公司謹啟。

先施公司是、1911年に広州に誕生し最盛期には化粧品を含め、10社ぐらいの工場があった。その後、時局の変動によって、化粧品以外の工場は次々に閉場

された。当時に、香港で販売している化粧品は、主にヨーロッパ産であり、値段が高価で、香港の上流社会のみで流通していた。それに対して、先施会社の化粧品は、表面の贅沢ではなく実用の性能のみ注目されていた。さらに、先施会社は南洋へ進出し、「志在挽回外溢利権，与振興中華国産」の愛国標語で、速やかに人気を獲得した。

⑤1927年3月1日付の『国民日報』に広告「新愛国香烟」が見られる。

国家，吾人所應愛也。国貨。尤須愛護也。今此香煙以愛国名。固欲藉此引起同胞愛国之念而愛護此国貨。況此香煙制法。選用国産煙葉。氣味香醇。吸之使人暢快。至外表之裝潢。尤非他種白稱国貨香煙所能及。宜乎交稱贊譽。人手一枝亦。吸愛国香煙，表示我愛国。中国南洋兄弟煙草有限公司出品。

1927年3月1日付の『国民日報』に「大長城香煙」の広告

注意注意。秦築長城以禦匈奴。為吾国曆史上一大紀念。至今世界驚為偉績。此煙即取長城為名。其香醇洵駕舶來品上，顧諸君吸此国貨。毋忘神州最著之宏工焉。此煙品質甚佳。香醇可口。氣味芬芳。外表之裝潢。尤其餘事。馳名十載。遠近鹹知。以長城而禦外貨。保塞漏卮。愛国同胞吸之。吾国利源。其若長城之鞏固乎。中国南洋兄弟煙草公司出品。

1928年4月8日に『国民日報』に「愛国香煙」の広告

愛国之心人皆有之。愛国香煙請當試之。南洋煙草公司制品。吉包換贈品。吉包五十個換雙美人圖美術畫一張。吉包二百個可換四副頭美術畫一套。兌換處本公司及本埠代各代理」。

1928年4月9日付の『国民日報』に掲載された「民衆牌香煙」の広告

民衆牌。革命的民衆聯合起來請吸民衆牌香煙，廉價物美每包五丁。各家煙攤均有出售。中国南洋兄弟煙草有限公司出品。

1930年8月8日付の『国民日報』に掲載された「愛国香煙」の広告
革命之母。總理說。‘華僑為革命之母’。因為僑胞遠適異國。而愛護祖國
之熱誠。有加無已。而振興國貨。增加祖國生產。我們僑胞仍負有莫大之責
任也。現在已入調政之時期。則我們僑胞應該在海外或祖國內地圖謀絕大之
企業。以增加生產。應該於一呼一吸之微末紙煙。必須另有推銷國貨之決心。
以扶助生產之製造力。方不負‘革命之母’四個金色大字。僑胞如吸食紙煙
者乎。何者為精良之國貨香煙。當認真分別。精良之國貨香煙。只有南洋兄
弟煙草公司一家出品。居家旅行。自吸敬客。有白金龍。有梅蘭芳。價廉物
美。煙味香醇。念念表示。不忘祖國。有‘愛國’香煙。南洋兄弟煙草公司
出品。

以上の煙草広告は、すべて南洋兄弟煙草会社より『国民日報』に掲載された。
煙草の命名は主に「愛国」であり、「愛護國貨」・「國產香烟」・「保塞漏屬」・「連
合革命」「振興國貨」などがあつた。²³⁰その後、南洋兄弟煙草会社は1905年に
誕生し、1909年に英米系の会社の競争に負けて閉鎖された。辛亥革命後に、南
洋兄弟煙草会社は國貨運動の契機を掴み台頭し、迅速に全国で人気の煙草商品
になった。1919年に、南洋兄弟煙草会社は英米系の会社と対抗するため、上海・
香港で多数の工場を開設した。

⑥1927年3月9日付の『国民日報』に広告「蒋介石牌香烟」が掲載された。

上海裕興公司為杜塞漏故提倡國貨起見，采辦上等国產精緻紅色蔣介石牌香
煙，氣味香純，堪稱佳品。深合衛生，愛國同胞請吸煙方知言之不謬。諸君
吸煙，保惜煙殼。崇拜黨軍領袖，同胞清吸國煙。三千吉包可換金手鏢一只。
一千吉包可換中国四季布一疋花毛巾四條。五百吉包可換德国美人標香水一
罐花毛巾二條。二百吉包可換德国美人標香水一罐。暹京公司廊馬路總經理

²³⁰石維有『戰後泰國華商發展史研究』、廈門大学南洋院博士論文、2005年。

高裕發。

当時にタイ国に販売していた煙草は、南洋兄弟煙草会社のみならず、他の会社も上海・香港産の煙草を代理している。暹京会社は華商で投資され、各種類の国貨を代理してさらに、上海裕興会社の蒋介石牌煙草が含まれた。広告の商品の販売のために、煙草の紙箱で礼品と交換した。時代の制約のため流行していた商品は現代の人々から見れば、興味深い広告と思われる。

⑦1928年8月9日付の『国民日報』に「陸魂靈仁丹」の広告を掲載された。

陸魂靈仁丹。中華国産，提倡国貨。劣貨抵制，国貨提倡。熱血同胞，盡力而為。制其死命，萬眾齊心。不忍我国金錢流於異域。喚起中原豪傑共挽利權。東興香煙。「陸軍牌」・「中山牌」・「猴子牌」是本咯蒿越路炳利豐公司代理。好了！好了！国貨振興，利權就不外溢了。

1905年に日本の森下仁丹株式会社が仁丹を発売した。日本産の仁丹は、有効効果や日本会社の宣伝を速やかにしたことで日本の人気商品や家庭必備品になった。それに対し、広州の商品は自国産の仁丹も生産したが、薬効など日本産の仁丹と比べられないため、しばらくして閉鎖された。

⑧1930年12月9日に『晨鐘日報』に「鐘標制鞋」の広告が掲載されている。

母親名愛国，開言訓子女。国貨有鐘標，買鞋須認此。妹妹聞母訓，連聲應唯唯。地下小弟弟，見鐘大歡喜。更有好哥哥，兩手一齊舉。普告天下人，教兒須及早。愛国如此婦，方合為母道。国貨能振興，国家自然好。陳嘉庚公司廣告部制。

1930年12月15日に『晨鐘日報』に「鐘標制鞋」の広告を掲載された。

鐘標。教師語學生，国貨倡宜謹。你們的靴鞋，是何家出品。學生答教師，愛国久承訓。所有皆鐘標，舶來未敢問。暹羅總代理處。

こちらの広告は、すべて1930年12月に同じ新聞に掲載された。「鐘標」靴は

陳嘉庚会社の暹羅支社が代理し、広告から見れば、「鐘標」靴は中国産の商品と考える。広告は先生と生徒の対話や両親と子孫の対話に通じて、「鐘標」靴を宣伝させた。陳嘉庚会社の創始者は有名な愛国企業家であり、南洋において高い名誉があった。²³¹陳嘉庚会社広告部が作った広告は華僑が中国商品を愛用する特性によって商品を宣伝した。

⑨1930年12月29日に『晨鐘日報』に「掃帚」の広告が掲載された。

上海南陽甲等掃汶。君注意国貨來了，欲救中国須用国貨。本特色。原料高尚。去垢神速。堅硬耐用。永久不縮。氣味純正。定價公平。上海南陽廠製造。

「掃汶」とは、現在の石鹼である。当時、タイ国で販売された中国商品は、伝統的な煙草・薬酒を除いて上海産の石鹼もタイ国で発売された。広告は石鹼の清潔特性を宣伝のみならず、「上海産であり、中国を助けたければ中国商品を選ぶべきだ」とも宣伝した。

⑩1932年3月24日に『晨鐘日報』に「金雞嘜呂宋煙」の広告によれば、

国難當頭 留心国貨。挽回外溢利權。扶助中国實業。国民天職其庶幾乎？

‘金雞嘜呂宋煙’完全華人資本華人製造，為中国有名實業之一。當此国難臨頭，諸君不欲吸煙則已苟欲吸煙。拾‘金雞嘜呂宋煙’而外將復奚求蓋吸

‘金雞嘜呂宋煙’不獨足以表示熱心国貨，且能辟瘴消痰，有益衛生。其吉包又可換新裝美麗美人月份牌，一舉數善。諸君何樂而不為。金雞嘜呂宋煙吉包四十個或實鼎嘜呂宋煙吉包六十個均可換新裝美麗美人月份牌一副。期限：二月十五號起~三月十五號止。元昌煙莊謹啓。

とあるように、「金雞嘜呂宋煙」煙草は呂宋（フィリピン）産であったが、華僑

²³¹吳雲龍『14-19世紀暹羅華人的經貿發展研究』，臺灣成功大學歷史研究所碩士論文，2002年。

が投資した工場で生産されたと宣伝した。売り上げを上げるため、代理商の元昌烟庄は煙草箱で礼品を交換される活動を進めた。この広告により「中国商品を買ったら中国を助けられる」という思想は、タイ国に居住している華人の常識になったと考える。これは「中国産商品」を強調していたためと思われる。

(2) 誇張の広告用語

当時の広告用語の特徴は、「愛国救国」の標語を宣伝した以外に、広告語の使い方も興味深い、直接に当時の華人の用語習慣の反応と考えられる。当時の広告をよく対話、冗談などを用いて自社の商品を宣伝していた。

①1927年1月26日付の『中華民報』に薬酒の広告が掲載された。

薬酒 三等兵先生 請你停住片刻罷 你的軀體、何以肥胖壯大，與常人異，究你何修而得此呢？
哦 我何曾修得此 我在此生，不過常常飲那‘紐摩鑾春奔’的補藥酒就是了。暹京鐵橋四角德恒裕本藥局謹啓。



右図のように、この薬酒は暹京鉄橋四角德恒裕本藥局が掲載した。この薬局は、タイ国において有名な華商薬局であり、広告は質問と回答の方式や面白い図絵で読者を引き付けた。

②1927年1月18日付きの『中華民報』に、「安住蚊烟香」の広告が掲載された。

安住蚊烟香。世界第一名産。安住蚊煙香，蚊見逃慌慌，周夜不用帳，包睡到天亮。總工廠 有限公司安住大藥房。盤穀總經理 金南公司同啓。

この蚊線香の広告は安住大藥房が掲載した。広告は排比文に通じて、蚊線香

の利点を読者に伝えた。

③1927年3月6日付きの『中華民報』に「電光標洗綢皂」広告

電光標洗綢皂。專洗各種絲織品，有驚人之功效，具有六大優點。此皂質料純潔，毫無雜質混合。此皂城質極淡，保無損壞物料之患。此皂性質柔軟，有漂白精煉絲光之功。此皂洗滌白色軟而絲織衣物，確能光彩鮮明，永無變黃之弊。各種絲織品棉織品，用此皂精煉，可節省漂白粉四分之一。呢絨衣服，用普通肥皂洗滌，定然易於腐爛殘廢，損失頗大，若用電光標洗綢皂，不特意去油膩汗垢，確免腐爛之弊，且能潔淨有光。此皂定價低廉，極宜於家庭工廠之用，每包附有仿單一張，詳載各種功效用法等。上海中南貿易公司謹啓總公司 上海 分公司。

1927年10月19日付きの『中華民報』の「風扇牌毛巾」広告

面巾中之大王—風扇牌毛巾。潔白如雪，柔軟若絮。風扇牌面巾乃係選用上等原料，用機器制造，經化學方法消毒漂白，實為最合衛生之面巾！風扇牌面巾料重質軟，確能經久耐用，用此一條，足抵普通面巾三條，一經試用，當知所言不虛。此種優美之衛生面巾，自用則爽身適體，送人更永留紀念。上海中南貿易公司逕行謹啓。

以上の石鹼と毛布の広告は、全て上海中南貿易会社が製作した。広告語は、「中国産」を強調はしていないが、主に商品の利点を宣伝していた。石鹼の広告は六つの利点があり、石鹼の質が良く、漂白も良く、洗濯類が傷まない、石鹼の量が少ない、洗濯したものの光沢があり、衣料の防虫にも効能があるいわれた。

毛布の広告は、化学的漂白、耐久年数が他の製品より三倍も長い、毛布が柔らかいなどの特徴を説明していた。

④1927年10月1日付きの『中華民報』に「天降落大雪奇聞」の広告を掲載された。

有一神經老，向感覺子曰：今年天氣寒的早，恐怕天將落大雪，奈何！感覺子曰：你真是神經過敏，我一講明白，你就不怕，現在力察旺行，辦到很多心事的衛生衣，羊毛衫，冷絨帽，駝絨被，金山氈，頸帶，手襪，一切禦寒貨物，應有盡有，實在齊備，因為該行直接辦來的寒貨，價格也格外便宜。你隨便去買一樣來防備，作算天就落大雪，凍人欲死的時候，都可以不怕，你還怕什麼？神經感覺說話是，適一有心人從旁大聲高呼曰不錯，不錯！這暇奇聞中的事實，大可注意，莫作笑談就是。

この下着の広告は、「神經老」と「感覺子」の二人の対話形式で愉快的対話によって読者を引き寄せた。広告の中心は下着を販売することであるが、広告内容は、「天降落大雪奇聞」すなわち「雪が降りそう！」として、亜熱帯のタイ国に居住する読者に、下着の必要性を喚起した広告となっていた。

⑤1927年12月23日付きの『中華民報』に、「飛人牌香烟」の広告を掲載された。

注意大贈品，價廉物美，氣味芳香。包内有幻術照片贈品一張，上海大東煙草有限公司出品。暹羅同和棧總經理。飛人牌香煙，飛人牌香煙氣味香純煙枝雅潔最合適衛生，請祈試吸。上海大有煙草公司出品。請僑胞吸上等過火照相牌香煙，包内有正米紙女明星照相贈品一張，工作之暇吸照相拍香煙親女明星芳容，精神上當得無窮之安慰也。煙絲金黃，氣味香純，包内贈品，僑胞請吸。海昌興煙草股份有限公司出品。

飛人牌煙草と照相牌煙草は、上海大有煙草公司及海昌興煙草股份有限公司で生産された。宣伝の方法は景品を贈る以外に最も衛生的であるという誇張した広告語も使った。

煙草一箱を購入すると、有名な女優の写真が貰え、その写真を見てリラックス出来るなどの内容で購入者の拡大を計ったのであった。

おわりに

20世紀初期のタイ国において華僑華人による社団、商会などが多数出現し、タイ国経済の重要な役割を担っていた。とくに華人の工商業社団は、経済貿易を保護、推進するために成立した経済性民間団体になった。²³²彼らは、上海産・香港産の商品を大量にタイ国へ輸入し販売した。時代の変遷によって、これらの商会は華人教育を発展²³³させのみならず、当地商品の種類の不足も補った。

タイにもたらされた中国上海産や香港産の商品は、タイ国輸入額の7割を占め、ヨーロッパの舶来品の独占的な地位を崩壊させた。輸入された主要品は、主に中国の軽工業品であり、中国の伝統的な漢方薬であった。この時期の広告宣伝は主に「国貨」・「救国」等の時代的特徴が見える語彙を愛用・多用された。

そのほか、中国商品の販路が拡大し、商品広告業の発展も促進され、当時の華人新聞業も応援した。華人新聞は華人経済の発展を促進したのみならず、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会において重要な知識の情報源になった。

以上のように、当時のタイ国における華字新聞に掲載された中国商品の広告は、時代的特性を反映していたと言える。20世紀初期においても中国の半植民地化が終息せず、中国国内外の有志者等は、中国を助けるために革命の道へ邁進した。そのために中国のみならず、海外での民主自由の思想、運動を展開したのであった。

他方、中国国内外において次々と国貨運動が展開されて行った。上記に掲げたようにタイ国で販売された中国商品の殆どが、購入者に「救国」に思想を植

²³²須山卓、市川信愛、『華僑社会の特質と帮派：その歴史の変容過程の研究』、長崎大学東南アジア研究所、1976年6月。

²³³王竹敏「20世紀前半のタイ国華字新聞に見る華人教育」、『或文』、2013年12月、83-96頁。

えつけるような心理作用を利用した広告を作成していたのであった。

当時のタイ国在住の多数の華人は教育水準が低く、科学的知識が乏しく、広告において宣伝の語彙を使用する際には、誇張表現や絵画表現などの方法を多用したのであったと言えるであろう。

第二章 20 世紀前葉タイ国における中国との汽船航路

はじめに

19 世紀後半になると、西欧諸国はアジアに進出し、アジア航路を中心とする汽船会社を成立した。これらの会社は資金が豊富で、経営経験も豊かなため、直ちにアジア市場を席卷した。20 世紀初期になると、華人が多く居住していたタイ国では、華商による華暹輪船会社と中暹輪船会社などが成立された。しかし、その経営経験は欧米系の会社に比べ経験が不足していたが、タイ国在住の華商や海外の華商らの支持によって、業績も進展していた。

これまで、20 世紀前葉における東アジアの汽船航路に関する多くの研究成果がある。しかし、20 世紀前葉における中泰（タイ）航線に関する研究はまだほとんど見られない。

本章は、20 世紀初期におけるタイ国の華字新聞に掲載された汽船広告、航路通知などを中心に、20 世紀初期のタイ国における中タイ航路、汽船会社を究明するものである。

第一節 タイ国華字新聞に見る汽船航路の広告

20 世紀前半のタイ国における華字新聞に掲載された「輪船出口日期」（或は「出口輪期」）、及び「到略輪船」（或は「到埠輪期」）は、汽船がバンコク港から出航する広告と入港の月日予告であった。

写真 1 のように、バンコク港に入港・出航する汽船予告は毎日の華字新聞に船名、出発港名、目的地港目、月日、汽船会社の順番で掲載された。

タイ国に入港、出航する汽船広告が掲載された他に、1926年4月8日付の『聯僑報』に「直往汕頭正期輪船」の記事が見られる。

夏利南汕頭	廣州香港	莫撈耶星洲	日本安南	入口電音	枝務星洲	高撈星洲	朱他直星洲	出口電音
廿四租載	廿五租載	約廿六耶社直	約廿五租載		廿五租載	廿四租載	廿八租載	

写真1 『聯僑報』1926年8月25日

諸君注意船单十株

啟者中暹輪船公司現再調到新造之最新式輪船二隻、名曰夏隆都、夏利南、合湊、夏利士、夏隆都、夏樂士、夏利功共六隻、決每月自暹往汕四次、其行駛快捷准五、對時到汕。夏利士輪定正月初七日、即禮拜二直透汕頭、輪中茶水充足、餐膳豐富、策為僑胞稱許。上落客在久華暹碼頭、茲恐各界未及周知、特登廣告、凡搭船配貨諸君、其思惠臨免顯大勝、歡迎之至。香港總經理多利

直透汕頭 正期輪船

啟者中暹輪船公司現再調到新造之最新式輪船二隻名曰夏隆都夏利南合湊夏利士夏美連夏樂士夏利功共六艘決定每月自暹往汕四次其行駛快捷準對時到汕夏隆都輪定八月初一日即禮拜二直透汕頭輪中茶水足用餐膳豐富為僑胞稱許上落客在久華暹碼頭茲恐各界未及週知特登廣告凡搭船配貨諸君其思惠臨光顧不勝歡迎之至

香港總經理多利順洋行
汕頭經理波寧公司
暹京總售單處福興利啟
總代理陳覺利啟

中華民國十五年七月二十日

順洋行。汕頭經理波寧公司。暹京總售單處福興利總代理陳覺利啟²³⁴ (写真2)

写真2 『聯僑報』1926年3月4日

これは、中暹輪船会社の広告である。中暹輪船会社は新しい汽船 2 隻を購入

²³⁴ (泰) 聯僑報、1926年4月8日。(泰) 聯僑報、1926年9月8日。(泰) 国民日報、1927年1月4日。(泰) 国民日報、1927年3月4日。

し、この当時に汽船夏隆都、夏利南、夏利士、夏隆都、夏樂士、夏利功など 6 隻が所有している。中暹輪船会社の汽船は、毎月 4 回ずつバンコク港と汕頭の間を往来している。乗船料は 10 バーツである。中暹輪船会社の香港での代理店は多利順洋行であり、汕頭の代理店は波宁公司である。

中暹輪船会社はタイ国華人の陳慈贊の次子陳立梅により創立された。陳氏は経営を拡大するため、新式汽船隊を組織し、米穀と物産を中心に運送し、乗客も搭載していた。第一世界戦争後、ノルウェーの TTA 船務会社はアジア市場に展開するため、陳慈贊の贊利総行に依頼し、本社の船務業務を代理させた。²³⁵陳立梅は、直ちに父親が経営する贊利総行の傘下に、中暹輪船会社を創立した。中暹輪船会社は業務拡大のため、重要な港において支社を設置した。

中暹輪船会社が設立される以前にも、バンコク港と汕頭航路を経営する華商会社があった。20 世紀初期に、タイ国と汕頭の航路は西欧系の輪船会社によって独占され²³⁶、華商らの不満があった。そのため、1905 年に、タイ国華商の鄭智勇と他の華商らと連合し、「暹羅華僑通商輪船股份公司」即ち「華暹輪船公司」を創立した。この会社は汽船 8 隻を購入し、タイ国バンコク港からマレーシア、シンガポール、ベトナム、香港、汕頭などの汽船航路を経営した²³⁷。その中の 4 隻は主にバンコク港と汕頭の航路を運航し、汕頭にも事務所を設置していた。しかし、この華商の汽船会社は経営能力が不足のため、3 年間しか運営されなかった。1909 年に、華暹輪船会社は資本の再編成後に、再びバンコク港と汕頭との航路を運航しはじめた。この結果、汕頭の商人は汕頭からタイ国への貨物輸送をすべて華暹輪船会社に依頼したため、華暹輪船会社は大きな利

²³⁵ 袁偉強「陳贊利家族發展史及其社会功績」、『華僑華人歴史研究』、1997 年第 4 期、華僑華人歴史研究所、36-43 頁。

²³⁶ 松浦章「シンガポールの新聞に見る中国海外移民の状況」、『東アジア文化交渉研究』（第 7 号）、2014 年 3 月、412 頁（395-412 頁）。

²³⁷ 陸集源「泰国潮籍華僑与華暹輪船公司」、『潮洲日報』、2009 年 11 月 11 日。

益をあげた。

第二節 タイ国華字新聞に見る中暹航路の情況

タイ国国立図書館において管見の限り、汽船広告を掲載したもっとも古い新聞は、1924年3月1日に発行された『暹京日報』である。次に『暹京日報』の1924年3月の「輪船出港日」を整理し表1に示した。

表1 1924年3月バンコク港出港汽船月日

新聞掲載日	目的港	船名	出航日	汽船会社
1924. 3. 1	香港	澤生	1924. 3. 3	怡和
	安南	日本船	1924. 3. 1	租載
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 1	耶社直
1924. 3. 3	尖竹汶	常川	1924. 3. 5	耶社直
1924. 3. 7	汕頭	貴生	1924. 3. 10	怡和
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 8	耶社直
1924. 3. 8	汕頭	貴生	1924. 3. 10	怡和
	汕頭	広州	1924. 3. 10	太古
1924. 3. 11	尖竹汶	常川	1924. 3. 12	耶社直
	汕頭	貴生	1924. 3. 10	怡和
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 8	耶社直
	汕頭	広州	1924. 3. 10	太古
	星洲	盛隆	1924. 3. 11	租載
	汕頭	張家口	1924. 3. 17	耶社直
	汕頭	合生	1924. 3. 17	耶社直
1924. 3. 12	安南	羅玉	1924. 3. 12	法輪
	香港	及多羅	1924. 3. 13	租載
	海口	漢陽	1924. 3. 14	太古
1924. 3. 13	尖竹汶	常川	1924. 3. 12	耶社直
1924. 3. 14	尖竹汶	亜角	1924. 3. 15	耶社直
	星洲	膠中	1924. 3. 14	慕娘

1924. 3. 15	香港	英丸	1924. 3. 17	租載
	香港	日本船	1924. 3. 15	租載
	星洲	莫撈耶	1924. 3. 14	慕娘
	星洲	甘毛呢	1924. 3. 16	慕娘
1924. 3. 18	尖竹汶	常川	1924. 3. 19	耶社直
1924. 3. 20	汕頭	恒生	1924. 3. 24	怡和
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 22	耶社直
1924. 3. 21	汕頭	美東	1924. 3. 24	耶社直
1924. 3. 22	汕頭	広東	1924. 3. 24	太古
1924. 3. 24	尖竹汶	常川	1924. 3. 26	耶社直
1924. 3. 26	星洲	胶中	1924. 3. 28	慕娘
	汕頭	澤生	1924. 4. 1	怡和
	汕頭	江蘇	1924. 4. 1(31)	太古
	香港	韓信	1924. 3. 29	租載
	香港	金華	1924. 3. 27	太古
1924. 3. 27	香港	瓊州	1924. 3. 27	太古
	星洲	広和	1924. 3. 26	租載
	安南	羅玉	1924. 3. 26	法輪
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 29	耶社直

1924年3月の1ヶ月間に、バンコク港から出航した汽船は40隻であった。バンコク港から出航した汽船の目的地は香港7隻・安南3隻・タイ国の尖竹汶11隻・汕頭12隻・シンガポール6隻、海口1隻であった。バンコク港に入港し出航している汽船会社は英商怡和輪船公司、英商太古輪船公司、法輪公司、古晋慕娘輪船公司、耶社直輪船公司など5社の他に、「租載」すなわちチャーター船があった。

表1から、図1と2を作成し、各港と各汽船会社の割合を示した。

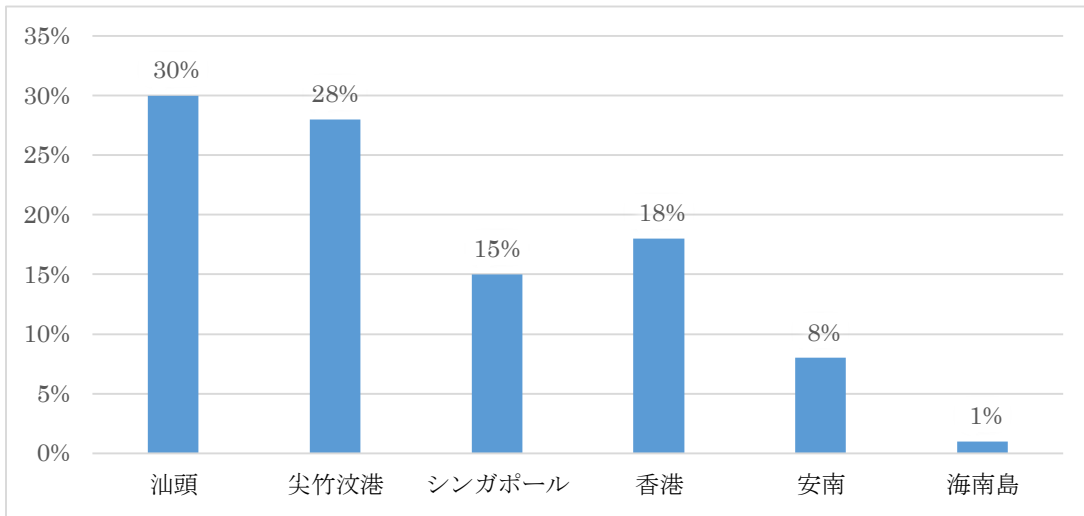


図1 1924年3月バンコク港出港汽船目的港口

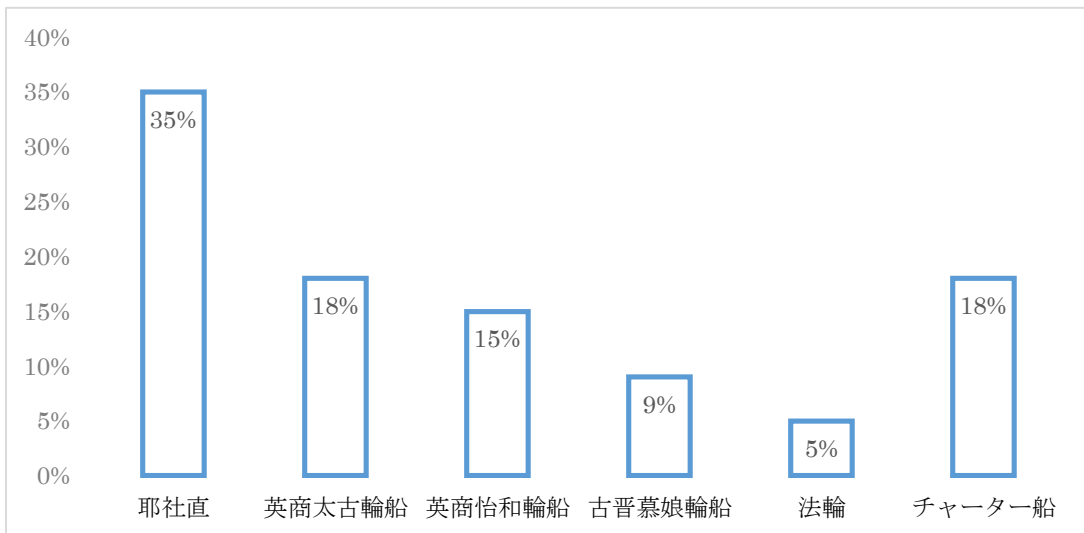


図2 1924年3月バンコク港出港汽船の汽船会社

図1から、1924年3月にバンコク港から出航した汽船は、汕頭が30%を占め、次はタイ国東部の尖竹汶港が28%、シンガポール15%、香港18%、安南8%、海南島の海口が1%を占めている。図2から、当時バンコク港から出航する汽船の経営会社の最も多いのが耶社直公司であり、次は英商太古輪船公司18%、英商怡和輪船公司15%、古晋慕娘輪船公司9%、及び法輪公司5%であった。古晋慕娘輪船公司是マレーシアの会社に所属していたが、この会社はバンコクの華商と

イギリス系の慕娘公司与連合創立し²³⁸、イギリス資本も大きな部分を占めていた。さらに、太古輪船公司与怡和輪船公司是、同じくイギリス資本に属し、イギリス系の汽船会社が当時のタイ国航路において、重要な地位を占めていたことがわかる。表1から、1924年3月にバンコク港から、出航した汽船の状況は表2のようである。

表2 1924年3月バンコク港出港汽船表

汽船会社	汽船会社英文名	目的港	目的港英文名	数量	総数
耶社直		尖竹汶 (泰国)	Chanthaburi	11	14
		汕頭	Shantou	3	
怡和	Jardine Shipping	汕頭	Shantou	5	6
		香港	Hongkong	1	
慕娘	Borneo Company	星洲 (新加坡)	Singapore	4	4
太古	Swire Shipping	汕頭	Shantou	4	7
		香港	Hongkong	2	
		海口 (海南島)	Hainan	1	
法輪		安南 (ベトナム)	Vietnam	2	2
租載 (雇用船)		星洲 (新加坡)	Singapore	2	7
		香港	Hongkong	4	
		安南 (ベトナム)	Vietnam	1	

表2から、英商怡和輪船公司与英商太古輪船公司是バンコク港から運航する航路は主に汕頭と香港であり、1隻のみに海南島に赴いている。マレーシアの古晋慕娘輪船公司是、主にバンコク港とシンガポールの航路を經營した。フランスの法輪公司是、主にバンコク港と安南、すなわち、当時フランス殖民地であったベトナムとの航路を經營していた。耶社直公司に関する詳細は不明である。しかし、この会社名と会社が經營するバンコク港と尖竹汶とのタイ国国内航路から、この耶社直公司是バンコク港当地を拠点とする汽船会社であったと推測

²³⁸陸集源「泰国潮籍華僑与華暹輪船公司」、『潮洲日報』、2009年11月11日。

できる。

次に、1924年3月の『暹京日報』に見る3月の「輪船入港日期」を整理し、表3に示した。

表3 1924年3月バンコク港入港汽船月日

新聞掲載日	出発港	船名	到达日期	輪船会社
1924. 3. 1	星洲	日本船	1924. 2. 27	租載
	汕頭	澤生	1924. 2. 28	怡和
	星洲	里蘭	1924. 2. 28	耶社直
	汕頭	金華	1924. 2. 29	太古
1924. 3. 3	香港	韓信	1924. 3. 1	租載
1924. 3. 4	香港	梳美	1924. 3. 2	租載
	香港	華連打	1924. 3. 3	租号(載)
1924. 3. 5	星洲	柯撈	1924. 3. 5	慕娘
	汕頭	広州	1924. 3. 5	怡和
1924. 3. 6	汕頭	貴生	1924. 3. 5	太古
	星洲	北差特北	1924. 3. 6	慕娘
1924. 3. 7	海口	镇安	1924. 3. 7	太古
1924. 3. 8	星洲	枝磅	1924. 3. 8	慕娘
	香港	猛咬	1924. 3. 6	租載
	香港	富利	1924. 3. 6	租載
1924. 3. 11	星洲	華龜打	1924. 3. 8	租載
	星洲	朱他直	1924. 3. 10	耶社直
	尖竹汶	常川	1924. 3. 9	耶社直
	香港	富利	1924. 3. 6	租載
	星洲	亜夫	1924. 3. 8	租載
	星洲	漢阳	1924. 3. 9	太古
1924. 3. 12	星洲	慶元	1924. 3. 11	太古
	星洲	膠中	1924. 3. 11	慕娘
	香港	亜砂	1924. 3. 10	租載
	安南	馬里隆(馬利隆)	1924. 3. 12	租載
	香港	日本船	1924. 3. 13	租載
	尖竹汶	亜角	1924. 3. 12	耶直社

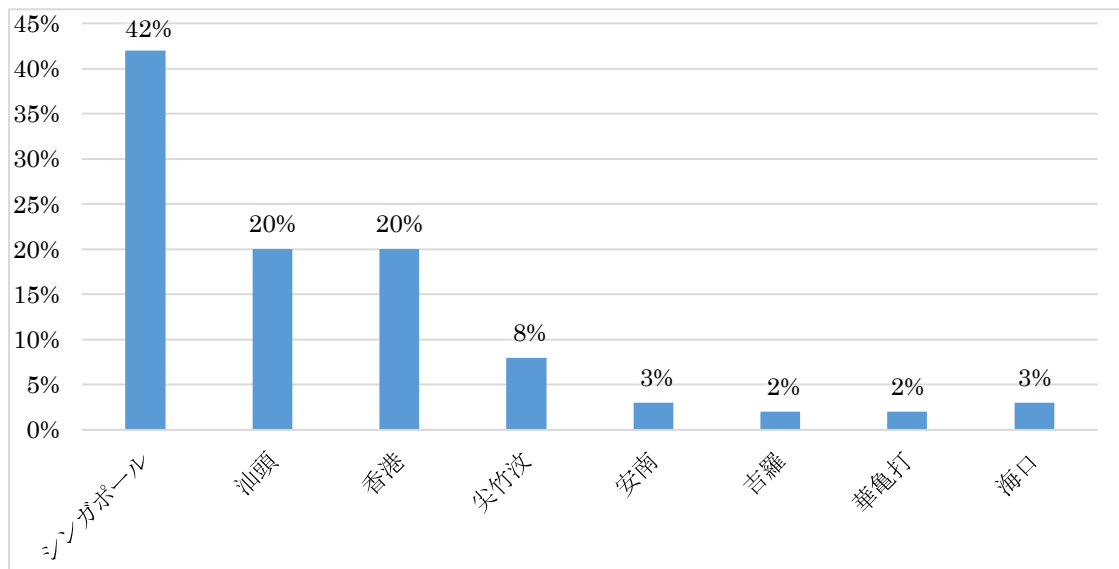
1924. 3. 13	星洲	朱他直	1924. 3. 10	耶直社
	汕頭	張家口	1924. 3. 12	太古
	星洲	慶元	1924. 3. 11	太古
1924. 3. 14	香港	實利	1924. 3. 13	租載
	汕頭	合生	1924. 3. 13	怡和
1924. 3. 15	星洲	馬喜隆	1924. 3. 12	租載
	星洲	甘毛 (口九)	1924. 3. 14	慕娘
1924. 3. 16	尖竹汶	常川	1924. 3. 16	耶社直
1924. 3. 17	星洲	亞夫	1924. 3. 15	租載
	星洲	馬喜隆	1924. 3. 17	租載
1924. 3. 18	香港	澤生	1924. 3. 18	怡和
1924. 3. 19	香港	接生	1924. 3. 18	租載
	汕頭	恒生	1924. 3. 19	怡和
1924. 3. 20	尖竹汶	亞角	1924. 3. 19	耶直社
	汕頭	美東	1924. 3. 19	耶直社
1924. 3. 21	星洲	亞色蘭	1924. 3. 19	耶社直
	汕頭	廣東	1924. 3. 21	太古
	星洲	朱他直	1924. 3. 21	耶社直
1924. 3. 22	汕頭	夏美連	1924. 3. 19	租載
1924. 3. 21	星洲	亞色蘭	1924. 3. 19	耶社直
1924. 3. 24	尖竹汶	常川	1924. 3. 23	耶社直
	星洲	枝磅	1924. 3. 22	慕娘
1924. 3. 25	香港	廣和	1924. 3. 23	租載
	海口	金華	1924. 3. 25	太古
1924. 3. 26	安南	馬利隆	1924. 3. 26	租載
	星洲	膠中	1924. 3. 26	慕娘
1924. 3. 27	星洲	瓊州	1924. 3. 26	太古
	星洲	北差特北	1924. 3. 27	慕娘
	汕頭	韓信	1924. 3. 27	租載
	吉羅	星洲	1927. 3. 26	租載
	華龜打	星洲	1927. 3. 26	租載
1924. 3. 29	汕頭	澤至	1927. 3. 26	怡和
	星洲	亞夫	1927. 3. 27	

表 3 から、1924 年 3 月において、バンコク港に入港した汽船は 60 隻であり、出港汽船数に比べて 1.5 倍である。バンコク港に入港した汽船の出発港は、香港 12 隻、安南 2 隻、タイ国の尖竹汶 5 隻、汕頭 12 隻、シンガポール 25 隻、海口 2 隻、吉羅 1 隻、華龜打 1 隻であった。経営する汽船会社は英商怡和輪船公司、英商太古輪船公司、古晋慕娘輪船公司、耶社直輪船公司など 4 社の他に、租載すなわちチャーター船があった。

表 1 に比べ、バンコク港に入港した汽船の出発地は吉羅、華龜打の 2 地が増えている。さらに、フランス国の法輪公司は出航した汽船のみであり、入港汽船がないのは、法輪公司が経営するバンコク港と安南との航路は同社の重要な航路ではなく、およそ臨時的な運航であったと思われる。

表 3 から、図 3、図 4 を作成し、バンコク港と各港との航路や汽船会社の比率を示した。

図 3 1924 年 3 月バンコク港入港汽船出発港口



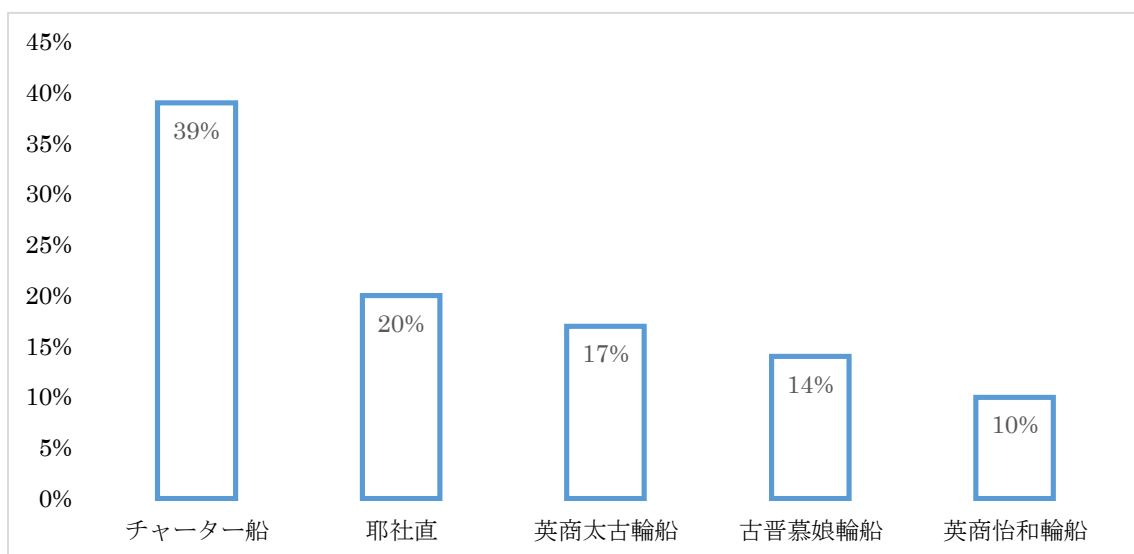


図4 1924年3月バンコク港入港汽船の汽船会社

図3から、1924年3月に、バンコク港に入港した汽船の出発港は、シンガポールは42%、汕頭と香港は20%であり、そのほか、尖竹汶8%、安南3%、吉羅2%、華龜打2%であった。図4から、当時バンコク港に到着した汽船の経営会社は最も大きいのが租載すなわち雇用船の39%、耶社直輪船公司20%、英商太古輪船公司17%、古晋慕娘輪船公司14%、英商怡和輪船公司10%であった。

ついで、表3から、1924年3月にバンコク港に入航した汽船会社の状況は表4に示した。

表4 1924年3月バンコク港入港汽船表

汽船会社	汽船会社英文名	出発港	目的港英文名	数量	総数
耶社直		星洲 (新加坡)	Singapore	6	12
		尖竹汶 (泰国)	Chanthaburi	5	
		汕頭	Shantou	1	
怡和	Jardine Shipping	汕頭	Shantou	5	6
		香港	Hongkong	1	
慕娘	Borneo Company	星洲 (新加坡)	Singapore	8	8

太古	Swire Shipping	星洲（新加坡）	Singapore	4	10
		汕頭	Shantou	4	
		海口（海南島）	Hainan	2	
租載 （雇用船）		汕頭	Shantou	2	23
		星洲（新加坡）	Singapore	6	
		香港	Hongkong	11	
		安南（ベトナム）	Vietnam	2	
		吉羅		1	
		華龜打		1	

表 4 から、耶社直会社が経営するバンコク港の出港地は主に尖竹汶と汕頭であり、バンコク港への入港は、主に尖竹汶とシンガポールからであった。英商怡和輪船会社の汽船は、1924年3月に出航と入港の汽船が、汕頭線が5隻と香港線が1隻であった。汕頭線と香港線は、英商怡和輪船公司にとって定期運航の航路であったと考えられる。マレーシアの慕娘輪船公司是、1924年3月に、バンコク港へ入港汽船のすべてはシンガポールからの汽船と、出航した汽船もシンガポールへのものであった。このことから、慕娘輪船公司是バンコク港とシンガポールとの航路を運航していたと思われる。イギリスの太古輪船公司的1924年3月にバンコク港に出入した汽船は汕頭線8隻(進港4隻、出航4隻)、香港線6隻(進港4隻、出航2隻)、海口線3隻(進港2隻、出航1隻)であり、太古輪船公司是、バンコク港から汕頭、香港、海口との航路を運航していたことがわかる。

「租載」は上記のように、臨時の運送であり外国商社の雇用汽船と考えられる。

第三節 タイ国華字新聞に見るタイ港寄港の諸国汽船会社

表 1 と表 3 のように、当時バンコク港において経営する汽船の会社は英商怡和輪船公司、耶社直公司、英商太古輪船公司、法輪公司、古晋慕娘輪船公司があったことがわかる。

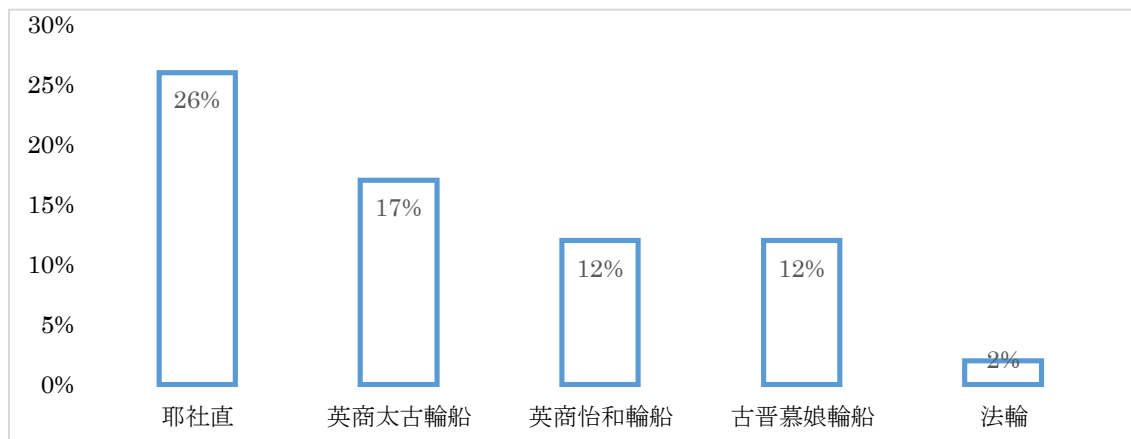


図 5 1924 年 3 月にバンコク港の汽船会社

図 5 のように、1924 年 4 月にバンコク港に入港・出航した各汽船会社は、最も多いのは耶社直会社の 26 隻で、26%を占めている。その他、太古輪船公司 17 隻があり、17%を占め、怡和輪船公司及び慕娘輪船公司が 12 隻で、12%を占めている。バンコク港から安南との航路を経営する法輪公司は、2%を占めている。英商太古輪船公司及英商怡和輪船公司是 17%と 12%を占め、イギリス系の汽船会社は当時バンコク港の汽船業務において三分の一を占めていた。

イギリス系の怡和輪船公司是、怡和洋行が創立したもので、怡和洋行は 1832 年に二人のイギリス人によって中国広州で創立した。怡和洋行は初期に中国との貿易は主にアヘンと茶葉貿易であった。1842 年のアヘン戦争後に、怡和洋行は広州から香港へ移動し、上海での事務所も開設した²³⁹。1872 年に、怡和洋行

²³⁹ 『中国経済史詞典』、湖北辞書出版社、1990 年 8 月。

は、鉄道・磁務・船務・保険など多くを経営し、1882年に怡和輪船公司を成立した。この怡和輪船公司は香港と上海などに寄港した²⁴⁰。

英商太古輪船公司は、1860年に中国で創業した太古洋行で、中国において茶葉とシルクの貿易を展開していた。1866年に上海で事務所を開設した。第二次アヘン戦争後に、汕頭が通商地になると当時の汕頭において最も大きい船会社がロンドン中国航業公司汕頭支社、すなわち太古輪船公司であった²⁴¹。19世紀に、中国において重要な航運業公司としての太古輪船公司は、自社の汽船に中国の都市名、広州号・福州号・重慶号などを命名した。英商太古輪船公司は最初に中国東北地方の大豆貿易の運送を運営し、その後は、南洋へ移民する人々が増加するにも伴い、乗船客も増加した²⁴²。

マレーシアの古晋慕娘輪船公司は、1875年7月にマレーシア華商王友海と英商慕娘公司、そして当時古晋を殖民するイギリス政府と共同出資によって成立された。この汽船会社は、最初に経営するのは古晋とシンガポールの定期航路であり、業務の拡大につれ、バンコク港を含める東南アジア海域へも運航した²⁴³。

そのほか、1922年にタイ国の華商陳振敬はバンコクにおいて五福輪船公司を成立した。五福輪船公司に関する業務は主にバンコク港と汕頭、シンガポールを中心にする航路を運航していた。1930-1940年代になると、五福輪船公司は当時タイ国において二つの華商汽船会社の中の一社になった。日本の華僑調査に関する報告の中にタイ国の華商運輸業に関して次のように見られる。三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』²⁴⁴によれば次のようにある。

²⁴⁰ 『外国在華工商企業詞典』、四川人民出版社、1995年9月。

²⁴¹ 劉広京 「太古輪船公司的崛起及其与旗昌輪船公司的競争」、『上海經濟研究』、1982年第8期。

²⁴² 姜鐸 「略論招商局歴史的三次發展」、『社会科学』、1993年第3期。

²⁴³ 『港口經濟詞典』、人民交通出版社、1993年12月。

²⁴⁴ 三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』三井暹羅室、1940年10月、32頁（1-45頁）。台湾国立中央図書館台湾分館所蔵本による。

華僑汽船会社は二軒あり、五福輪船会社と聳利の経営に係はる中暹汽船会社があります。前者は主として Narwey 船を備船して近海即ち盤谷/香港・汕頭・海南島及盤谷/新嘉坡間を航路として営業して居り、後者はノルウエの「トレセン」会社の代理店として香港・新嘉坡・汕頭各地と盤谷との間の航海を営業として居ります。

1930 年代に、タイ国の華商汽船会社は、五福輪船会社と中暹汽船会社二社のみであった。五福輪船会社は主にバンコク港と中国沿海、バンコク港とシンガポールとの航路を経営していた。中暹汽船会社は上記のように、欧米系汽船会社の代理会社として営業していた。さらに、高尾爲雄『南洋華僑事情』²⁴⁵にも、タイ国の華商汽船会社のことが見られる。

運輸業

暹羅の運輸業に於て華僑は二大汽船会社を有している…

(イ)五福輪船会社（株式組織）主として諾威船をチャーターして盤谷、香港、汕頭間及び 盤谷、新嘉坡間を航路して営業す

(ロ)中暹汽船会社（聳利）一九一〇年の創立にして、資本金三百萬銖、チャーター船を以て盤谷、香港、汕頭間の航路を営業す

(ハ)愛昌成（海南人、個人経営）沿岸航路たるシンゴラ、盤谷間を航路として営業

(ニ)蘇坤興（個人経営）沿岸航路たるバンドン等の各港と盤谷間を航路とす

(ホ)光興利（□□□、個人経営）船運送業、盤谷と外港たるコーンチャンとの間の船業を独占

(ヘ)成和（個人経営）船運送業

²⁴⁵高尾爲雄『南洋華僑事情』1938年7月、41-42頁（1-55頁）。台湾中央研究院台湾史台湾総督府図書による。

このように、タイ国には華商の汽船会社は五福輪船会社と中暹汽船会社の他に、個人経営の運航業もあったことがわかる。五福輪船会社と中暹汽船会社は、主にチャーター船で東南アジアの航路を運航していた。さらに、個人経営の運航商には、愛昌成、蘇坤興などがあつた。これらの個人経営者は、主にバンコク港からの短距離の航路を経営し、バンコク港とシンガラ²⁴⁶、或いはバンコク港とバンドン²⁴⁷との航路を運航していた。

おわりに

19世紀中葉から20世紀前葉において、アジア地域の定期航路は次々と展開した。本稿において、タイ国における1924年3月付の『暹京新聞』に掲載された汽船広告を中心に、当時タイ国と中国との航路を明らかにした。

1924年3月に、バンコク港で運航していた汽船は、入港したのは60隻であり、出航した汽船の40隻に対し、1.5倍に達した。さらに、バンコク港から出航した汽船の目的港の最も多いのは汕頭であつたが、入港した汽船の出発港の最も多いのはシンガポールであつた。その他、バンコク港に出航した汽船の目的港は、汕頭・タイ国東部の尖竹汶港・シンガポール・香港・安南・海南島の海口があつたが、入港した汽船の出発港は、目的港より吉羅、華龜打の二地が見られた。ついで、バンコク港において運航した汽船会社は耶社直輪船会社、英商太古輪船会社、英商怡和輪船会社、古晋慕娘輪船会社以及法輪会社があつたほか、「租載」すなわちチャーター船も大きいな比率を占めていた。

²⁴⁶シンガラ Singora : タイ国南部においての都市ソクラーに属する。

²⁴⁷バンドン Banbung : インドネシア国のジャワ島西部においてのジャワバラット州の州都である。

英商怡和輪船会社の汽船は、1924年3月に出航と入港の汽船が、汕頭線が5隻と香港線が1隻であった。汕頭線と香港線は、英商怡和輪船公司にとって固定経営の航路であったと考えられる。

イギリスの太古輪船会社が1924年3月に、バンコク港に出入した汽船は汕頭線8隻(進港4隻、出航4隻)、香港線6隻(進港4隻、出航2隻)、海口線3隻(進港2隻、出航1隻)であり、太古輪船公司是、バンコク港から汕頭、香港、海口との航路を運航していた。

慕娘輪船会社が、バンコク港で経営するのは、シンガポールとの航路であった。慕娘輪船公司是、マレーシアの会社であったが、資本は当地の華商とイギリスの慕娘公司、及びイギリス政府から投資したものである。

フランスの法輪公司是、主にバンコク港と安南、ちなみに当時フランス殖民地であったベトナムとの航路を経営した。しかし、輪船公司是出港汽船のみであり、入港汽船が無いのは、法輪会社が経営するバンコク港と安南との航路は同社の重要な航路ではなく、およそ臨時的な運航であったと思われる。

耶社直公司に関する詳細は不明であるが、この公司是、バンコク港を経営する出航汽船は主に尖竹汶、汕頭とし、さらに入港汽船は尖竹汶とシンガポールからであることから、この耶社直公司是バンコク港当地を拠点とする、汽船会社であったと推測される。

英商太古輪船公司与英商怡和輪船公司是、イギリス資本に属し、さらに古晋慕娘輪船公司もイギリス資本を背景としていたことから、イギリス系の汽船公司是、バンコク港を中心とする汽船航路において重要な地位にあったと言える。

第三章 20 世紀前葉タイ国における華人の保険業の展開

はじめに

1840 年から中国工商業の発展と欧米思想の伝来は、中国保険業の誕生や発展に対して社会経済的条件を提供した。中国における保険業の最初は、主に欧米系保険会社の影響といわれる。1840 年の頃、欧米留学経験がある中国の知識人は、欧米思想の影響によって自国の保険業を主張しはじめた。彼らは中国古代以来の保険的な思想や欧米近代保険の経験によって、それぞれの観点や推進意見を述べた。

1870 年 12 月 28 日、李鴻章が創始した輪船招商局は上海で保険招商局を成立させた。さらに 1870 年から 1912 年までに、華商の保険会社は 35 社に達した。保険内容は主に「船担保」（水上貨物輸送保険）、「宅担保」（火災保険）、「命担保」（生命保険）などの三種類に分かれた。中国の保険会社は中国工商業の発展により短い繁栄時期を経験している。中華民国成立後に、保険会社の数社が海外へ支社を設置し、あるいは洋行に代理商を委託した。

タイ国の華人や華僑は各時期、各分野においてタイ国の発展に貢献し、華人口の増加にともない華人社会も益々発展した。華人が経営した工商業の発展にともない、保険会社の存在の必要性が喚起された。

19 世紀末期と 20 世紀初期、欧米系の保険会社はタイ国に進出しはじめた。さらに、香港、上海の保険会社も相次いでタイ国へ進出し、主に当地華商の業務を受託した。タイ国の華商保険会社は数が少なかったが、しかし当地の華商の経営の安全を保障し、当地の華人商業の発展を推進したと思われる。

本章は、中国の華字新聞やタイ国国立図書館に保存されている 1925-1935 年にタイ国で刊行された華字新聞すなわち中国語新聞に注目し、それらに掲載された保険会社広告の広告主・広告内容などを通じて、20 世紀前葉におけるタイ国に進出した華商系保険会社の状況や特徴などを明らかにするものである。

第一節 華人保険業の出現と発展

(1) 中国における保険業の萌芽

中国古代の名言の一つとして、「天有不測風雲、人有暫時禍福」²⁴⁸と言われ、すなわち、世の中には意外な出来事が往往にして発生し、人生の禍福は予測ができないという意味である。中国では最も古い保険起源は漢代からといわれる。当時に農業産量の不安定性や自然災害の頻繁性のため、「令邊郡皆筑倉，以穀賤時增其價而入，以利農。穀貴時，減價而。糶名曰常平倉，民便之」²⁴⁹とあるように、統治者は豊年時に、市場価格の高値によって庶民の糧食を買い入れ、凶年の際には市場価格より安値によって糧食を売り出したとされる。その後、歴代の政府は様々な保険的性質のような糧食貯蔵制度を実行した。しかし、このような制度は政権を維持するためのものであって、近現代の保険制度とは大いに相違していた。

1840 年の頃に欧米思想の影響を受けた中国の知識人らは、自国の保険業を企図した。魏源²⁵⁰は『海国図志』に、英国の水上輸送保険とオランダ・仏国の火災保険・生命保険を紹介した。

²⁴⁸ 『水滸傳』 卷二十六による。

²⁴⁹ 『漢書』 卷二十四上による。

²⁵⁰ 魏源 (1794-1857)、清国の思想家・政治家・文学者。

船擔保

舟船大洋，難保沈覆，假如船價兩萬元，載貨五萬元出海，每月納會中銀每百兩二、三錢，設使船三月到岸，平安無失，所納銀存為會中公費，如或船貨有失，視其損失之分數，如僅桅折貨失，會中如數補償，或如全船沈溺，則會中即償其半，但必須報驗，衆力撫災，從無推卻。

宅擔保

城市稠密，四祿堪虞，假如木屋價銀二千，每年納會銀二十元，不幸被災，則會中亦代償其半。

命擔保

假如老妻弱子，身後恐無生計，每年於會中入五十元，死後如後嗣成立，無需周恤則已。如貧不能自存，則會中贍其家，每年一千元。²⁵¹

（水上輸送保險

船は大洋に行く時、沈没する場合もある。船の価値は二万元で、積載品の価値は五万元の場合に、もし毎月百両ごとに二・三銭の保険料を納付すれば、船は三か月間で平安に到着したら、納付された銀銭は会費とする。もし船自体と積載品が損失したら、損失した部分の状況見て賠償する、もし船の帆柱と積載品が損失したら、損失した部分をすべて賠償する。もし船と積載品すべて沈没された場合は半分を賠償する。ただし検察が必要である。全面的に被害を宥め、断るときが無い。

火事保険

都市が密集し、家財が無くなった際に、もし木造の家屋の価値は二千元の場合は、毎年二十元の保険料を納付すれば、災害に逢ったら、家屋の代価

²⁵¹ 『海国図志』 卷八十三による。

の半分を賠償する。

生命保険

もし老人や幼児が居る家内に、主人は自身が亡くなった後に、家内の老人や幼児の生計を心配する場合は、毎年五十元の保険料を納付すれば、主人が亡くなったら、子供がまだ自力できないときは毎年一千元を給付する。)とあるように、19世紀の前半に欧米では水上貨物の輸送保険があった。船が海洋に運航するとき、沈没した際には船自体に2万元の値打ちがあり、積載品が5万元の価値がある場合は、毎月の保険料は140～210両とされた。すなわち、1元=1両=10銭で、100両ごとの保険料=2～3銭と見られた。船が安全に到着したらならば保険料は返金されなかった。船が途中で海難に遭遇した際には、損失分のみ賠償し、船が沈没した場合は、総額の半分、すなわち3.5万元のみ賠償するというものであった。火災保険は、都市の家屋が密集していて、木造の家屋が火災にあったときは、家屋の代価の半分を賠償する。さらに、生命保険は、家庭に老人や子供がいて、もし主人が死去した時には家庭に残された老人や子供が収入が無い場合は毎年1,000元を支給するというものであった。その保険料は毎年ごとに50元とされた。

次に、魏源は保険業が出現する前提条件を述べている。「虞船貨之存失不定，則又約人担保之」²⁵²とあり、船が水上輸送するとき、積載貨物の損失が不定のため、船主にも保険会社の保険に加入するようにと考えた。さらに、魏源は自国保険業の拡大の理由を述べている。

中国以農業立国，西洋以商立国。其国所立規則，以利上下者，一曰銀票，二曰銀館，三曰挽銀票，四曰擔保會。前三者中国皆有，唯擔保會中国無之。

²⁵² 『海国図志』 卷八十三による。

(中国は農業で立国し、西洋は商業で立国している。西洋国が決めた規則は、全国ともに有利なのは、銀票・銀館・挽銀票・擔保會であった。前三者は中国にあったが、保險会社のみ欠けている)

中国は農業国であり、欧米は商業が発達した有益な国と考え、この商業活動の基盤と、銀票²⁵⁴・銀館²⁵⁵・挽銀票²⁵⁶・擔保會があったとした。魏源は中国において銀票・銀館・挽銀票も存在したが、擔保會（保險会社）のみ欠けていると指摘している。

このような、当時の先進思想は当時国情の現実や商業の需要によって、華商系保險会社が誕生する萌芽になったと思われる。

(2) 華商保險業の出現と発展

19世紀後葉、中国の商工業・水上輸送業の発展につれ、上海における洋行は160社に達し、上海は広州に代わり、当時中国最大の通商地となった。²⁵⁷そして、当時上海の洋行は自身の資金を集め、外商独立経営の保險会社を成立させた。当時に、謙當・於仁・揚子・保家行・華商・中国・中日水險など合計7社の外商保險会社があり、資金総額が57ポンドに達した。第二次アヘン戦争後に、海外資本の進入の増加につれ、外商保險会社の業務も拡大し、中国では、多くの外商保險会社の支社も出現し、外商保險会社は中国の保險業務をすでに独占していた。

外商による独占の局面を打ち破るため、同治四年（1865）五月初一日、上海

²⁵³ 『海国図志』卷八十三による。

²⁵⁴ 銀票：清代になると、銀行の業務の発展によって信用証券として使い、現金同様に普及していた。額面は数千両に呼ぶものもあった。

²⁵⁵ 銀館：銀票を発行させる銀行であった。

²⁵⁶ 挽銀票：不詳。

²⁵⁷ 李環「民国時期社会保険初探」、『華中科技大学学報』、2006年第1期。

義和公司保険行が成立した。上海義和公司保険行の保険証書は中国語と英語で記され、華商や外商にとっても便利であった。

その後、清国の北洋大臣李鴻章は、「須華商自立公司，自建棧，自籌保險」²⁵⁸といわれ、すなわち華商資本による保険会社の必要性を指摘した。そして、当時の政府名義と民間資本で成立された輪船招商総局は「保険招商局」を計画し始めた。『申報』第 1082 号、1875 年 11 月 4 日に、

本局集股一千五百份，每股規銀一百兩，共成保險本銀十五萬兩。如有願附股本者，請先就近赴局報名。²⁵⁹

（本局は千五百株を集め、毎株ごとに百兩とする、合計保険本銀が十五万兩である。本株を購入したい方は、本局において申請することができる）とあるように、「保険招商局」は、1500 枚の株券を発行し、一枚ずつの株券が 100 兩で売却し、民間からの資は十五万兩に達する予定であった。そして、1870 年 12 月 28 日に、李鴻章の主導による初めの輪船招商局は上海で保険招商局が成立された。当日の『申報』の「華人新設保險局」によると、

惟四人獨擅其事、今見華人倡設此舉、想華商無有不爲之慶喜者、夫保險一業。²⁶⁰

とあり、「保険招商局」の成立は華商によって喜ばれることとなった。1900-1911 年に、華商は次々と上海・香港などの通商地に保険公司を成立させた。そのうち、水火保険公司は協安・源安・華興・華通・合眾・同益・萬豐・華安・華成・源盛・四海通・華普・小呂宋・恆盛・匯通・同安など 18 社があり、人壽保險公司すなわち生命保險会社は華洋永慶・華安・允康・永寧・延年など 5 社があっ

²⁵⁸李鴻章『李文忠公奏稿』卷十九。

²⁵⁹『申報』第 1082 號、1875 年 11 月 4 日。『申報』第 113 冊、上海書店影印、1985 年 2 月、448 頁。

²⁶⁰『申報』第 1128 號、1875 年 12 月 28 日。『申報』第 113 冊、上海書店影印、1985 年 2 月、728 頁。

た。1865 年-1911 年の間に、上海広州天津などの通商都市に成立した保険会社は 45 社に達した。²⁶¹

第二節 タイ国における華商保険会社

19 世紀末期と 20 世紀初期、欧米系の保険会社はタイ国に進出しはじめた。そして、香港、上海の保険会社は相次いでタイ国へ進出し、主に当地華商の業務を受託した。

(1) 華字新聞に見る華商保険業の広告

1920-1930 年の間に、中国の政治状況は相対的に安定していた。他方、タイ国の華字新聞はおよそ 28 種類が出版された。当時の中国語新聞は多数が創立後に短期間で停刊されたものが多かった。新聞は毎部 10「士丹」(1 パーツ Thb=100 士丹) で、タイの貨幣で毎月 2-3 パーツ (銖) であった。当時の華工の多くは教育水準が低く、月給が 10 パーツに達しなかった。²⁶²そのため当時の華字新聞の読者は、主に中国商人および華人学校の関係者などの知識人であった。華字新聞は、華人経済の発展を促進し、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会における重要な知識の情報源となった。さらに華人社会において重要な情報伝達手段としての華字新聞は、自然的に中国関係の商品や業務などの宣伝の舞台になったと考えられる。そして、華人新聞には華商保険会社に関する広告・感謝・通知なども掲載されている。

1920-1930 年の間に、タイ国における華商の保険会社の数が多くないが、次に、華字新聞に掲載された華商保険会社名を、表 1 に示した。

²⁶¹李璟「民国時期社会保険初探」、『華中科技大学学報』、2006 年第 1 期。

²⁶²李道緝：『清末民初潮州人移殖暹羅之研究』、國立政治大学歴史研究部碩士論文、1990 年。

表1 タイ国の華字新聞に見る華商保険会社名

掲載年月日	保険広告主	本社所在地	新聞社	保険業務
1927. 3. 16	永安水火保険有限公司暹局	香港	国民日報	水上保険
1927. 3. 6	暹局金星保険公司	上海	国民日報	人壽水火保険
1927. 3. 11	連保水火險有限公司	上海	国民日報	水火險/汽車險
1924. 3. 7	香安保險有限公司暹局	香港	聯僑報	火災保險
1930. 6. 4	成昌利保險公司	香港	晨鐘日報	人壽水火保険
1930. 6. 4	華安保險公司	香港	晨鐘日報	水上保険
1930. 6. 4	先施保險公司	香港	晨鐘日報	水上保険
1930. 6. 4	上海保險公司	上海	晨鐘日報	火災保險
1930. 6. 4	亞洲保險公司	上海	晨鐘日報	人壽水火保険
1930. 6. 4	振盛保險公司	上海	晨鐘日報	火災保險
1930. 6. 4	振商保險公司	上海	晨鐘日報	水上保険
1930. 6. 4	榮安保險公司	上海	晨鐘日報	水上保険
1930. 6. 4	聯合保險公司	上海	晨鐘日報	水上保険
1930. 6. 4	潮安保險公司	上海	晨鐘日報	火災保險
1930. 6. 4	長安保險公司	上海	晨鐘日報	人壽水火保険
1930. 6. 4	聯泰保險公司	香港	晨鐘日報	火災保險/汽車險

表1のように、タイ国における華商の保険会社は少なくとも16社があったことがわかる。これらの保険会社の本社が、香港が6社、上海が10社であった。表1から水上保険に従事している会社が6社であり、人壽水火保険すなわち生命・水上・火災保険に行う会社は4社があり、火災保険のみの会社は5社であり、汽車保険に従事する会社が2社のみであった。

このことから当時タイ国において水上保険が保険業の重要な業務であったこ

とがわかる。

(2) タイの華商保険会社

それではタイ国における華商の保険会社はどのような会社であったろうか。

① 香安保険公司

『暹京日報』と『聯僑報』に掲載された「香安保険公司」の広告に次のように見える。

1924年3月7日『暹京日報』

香安保険公司 暹局廣告

本公司在香港駐册，實備資本一百萬元，另歷年贏餘積項中国内地暨南洋各埠，均設有分局代理。即來暹開辦亦歷有年所辦理通融，賠償快捷，當為僑胞所公認。諸君光顧請到四角皮耶市四十八號五十號，無任歡迎。總局在香港永樂街自置鋪。理司人鄭和軒。

註暹分局司理劉寶鑒啓

1926年8月14日『聯僑報』

(香港) 香安保險有限公司暹局廣佈告

本分局貨本豐裕，辦理通融，駐暹歷十餘載，當為僑胞所默許，如蒙惠顧無任歡迎。

司理人劉寶鑒謹佈

(これは香安保険公司 暹局の広告である。香安保険公司 暹局は香港で登記し、資本金は百萬元である。近年よく中国国内や南洋各地に代理を設置した。本社は暹羅での業務にも数年の経験があり、評判が良いと周知されている。本社は香港の永樂街にあります。)

香安保険有限公司は、1916年にタイ国へ進出した。資本が100万元であった。香安保険公司は1914年に、オーストラリアの華僑郭氏兄弟によって香港で成立

され、1916年に香港華商保險公会に参会した。その後、1916年1月に、郭氏兄弟は香港で永安水火保險公司を成立させ、さらに、1924年11月に永安人壽保險公司を成立させた。²⁶³

1927年3月28日付の『国民日報』によれば、

(香港) 永安水火保險有限公司暹羅分局廣告

本公司燕梳之 為保護界財產，挽回我国利權起見

實備資本金一百五十萬大圓，經在香港英政府註冊，專水火保險一切業務。

本公司成立多年，辦理賠償一向通融快捷，諸君賜顧格外歡迎。香港總局正

司理 歐陽氏慶 副司理 林弼南 協理 郭翼之

總局設在香港德輔道中二百二十五號 暹分局設在公司廊路石龍軍路 門牌角

第二百冊號電話八百五十命號

香港永安水火保險有限公司 暹羅分局 正司理 劉誦芬 副司理黎淡觀 啟

(これは香港永安水火保險有限公司暹羅分局の広告である。香港永安水火保險有限公司暹羅分局は香港で登記し、資本は百五十万元に達している。本社の業務は主に水上や火事の保険を代理する。本社は暹羅での業務も数年あり、評判がいいと周知されている。)

とあるように、同一の創立人により、香安保險公司与永安水火保險公司の業務が類似していた。永安水火保險公司は資本が150万元であり、香安保險公司より50万元を増資していた。この公司は、香港・上海・南京・蘇州、無錫、常州、杭州、青島、澳門などの市場のみならず、タイやシドニーにまでも拡大していた。永安水火保險公司は1939年に、戦争のため業務が以前より縮小したが、様々な困難に遭遇し、現在に到るまで香港において本社が経営している。

²⁶³ 『申報』第18761号、1925年5月25日、「永安人壽保險有限公司上海分局開幕廣告」。『申報』第267冊、上海書店影印、1985年3月、100頁。

②聯保水火險有限公司

1927年3月25日付の『国民日報』に「聯保水火險有限公司」の広告が掲載された。

本公司實備華商資本銀三百萬元向保 水險火險汽車險
兩種生意現擴充營業兼保家私生意如蒙 賜顧無任歡迎
兼代理康年水火人壽保險公司
暹局司理人李柏倫謹佈

(これは上海聯保水火險有限公司の広告である。この会社は資本三百万に達し、水保険・火災保険・車保険を経営している。)

上海聯保水火險有限公司は、1915年4月15日に上海で成立された。会社の業務は、水保険・火災保険・車保険を中心としていた。1915年4月17日付の『申報』に、「上海聯保水火險有限公司開幕」が掲載されている。

上海聯保水火險公司已於昨日（十五）在江西路三十號開幕。該公司創辦人爲香港著名保險家聯益聯泰兩保險公司總理李煜堂君・黃碧荃君、及先施公司總理歐彬君、集各資本一百萬元、並聯合香港聯益・聯泰・福安・香安・洋城五大公司爲一大聯保、其魄力之雄厚、足與歐西各公司抗衡、勿論保額之多寡、均可受保詢足挽回權利、聞已將江西路四明銀行及江蘇銀行兩房屋置爲該公司不動產業開幕之日商界巨子均往道賀車馬盈門極一時之盛云。²⁶⁴

(上海聯保水火險公司是、1915年4月15日に江西路三十號で開かれた。創辦人は香港保險家聯益聯泰兩保險公司總理の李煜堂君・黃碧荃君、及び先施公司總理歐彬君であり、彼らは每人百萬元を集めた。本社は暹羅での業務も数年があり、評判が周知されている。)

²⁶⁴『申報』第15149號、1915年4月17日。『申報』第246冊、上海書店影印、1983年7月、189頁。

上海聯保水火險公司は、香港聯益保險公司や聯泰保險公司の總理李煜堂君・黃碧荃君、及び先施公司總理歐彬君によって一人ずつ 100 万元を集め、そして、資本総額 300 万元として成立された。

③ 滬局金星保險公司

滬局金星保險公司是 1914 年 4 月 2 日に、元中華民国内閣總理唐紹儀をリーダーとして、上海で成立された。1927 年 3 月 31 日付の『国民日報』の記事によれば、以下のようにある。

(上海) 滬局金星保險公司廣告

啟者本公司實備資本貳佰貳拾萬元，專經營人壽水火保險生意，總公司設在上海并在內地各埠設立分局，資本之雄厚，賠償之快捷，辦事之認真，久已膾炙人口。茲為利益及擴充營業起見，特在本埠設立，分局開辦以來，信用昭著，倘蒙惠顧格外歡迎旅滬同胞，幸注意焉。

總公司駐局 總董 唐紹儀 總理 彭壽民

滬羅分局 總司理 許偕 協理 李耘餘

介紹告白

金星人壽水火保險公司，乃唐君紹儀及海內名流所組織，共集足資本貳佰貳拾萬元，辦事認真，章程妥善，賠償快捷，資本雄厚使投保者無性命財產之虞。同人等有見乎此特介紹于我国人焉。

(これは、上海滬局金星保險公司の広告である。この会社は資金二百二十万元があり、生命水火保險を經營している。本社の總董は唐紹儀氏で、總理は彭壽民であった)

滬局金星保險公司是 1914 年 4 月 2 日に、元中華民国内閣總理唐紹儀を総責任者として、上海で成立したように、保險業が政府の関係者とも何らかの関係が

あったことがわかる。

さらに日本の華僑調査に関する報告の中に暹羅すなわちタイ国の保険業に関して次のように知られる。

高尾爲雄『南洋華僑事情』²⁶⁵によると次のようにある。

保険業

暹羅に於ける保険業は、資本金二十万元以上と規定されているが、華僑の経営せる保険は全部火災保険にして、暹羅国政府に十万銖の保険積立金を納入して居る。

華僑保険会社は左記十軒であって、各々貸附部を有し、金融機関として相当の役割を演じてゐる。貸附乃至投資の相手は華僑商人に限られてゐる状態である。

店名	本店所在地	性質
永安公司	上海	
聯榮公司	香港	
長安公司	盤古	
振成公司	盤古	
趙安公司	盤古	個人経営
興利	盤古	個人経営
広高隆	盤古	個人経営
廖榮興	盤古	個人経営
盛昌利	盤古	個人経営
聯合公司	盤古	個人経営

²⁶⁵高尾爲雄『南洋華僑事情』1938年7月、35-36頁（1-55頁）。台湾中央研究院台湾史台湾総督府図書による。

タイ国における保険業を運営していた多くはタイ国在住の華人の経営であり、華商の経営が重要であった。さらに三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』²⁶⁶にも、

尚ほ金融機関として相当の役割を務めて居るものに、保険会社の貸附部があります。現在の處華僑保險公司是、拾軒あります。投資乃至貸附の相手は、華僑商人であります。

とあるように、暹羅において保険業の主導的役割を担っていたのはタイ国在住の華僑であった。

おわりに

中国の華字新聞やタイ国国立図書館に保存されている 1925-1935 年にタイ国で刊行された華字新聞すなわち中国語新聞に注目し、それらに掲載された保険会社広告の広告主・広告内容などを通じて、20 世紀前葉にタイ国に進出した華商系保険会社の状況や特徴などについて述べた。

19 世紀末期から 20 世紀初期にかけてタイ国に進出してきた欧米系の保険会社は多く見られる。しかし香港や上海において成立した華商系の保険会社も相次いでタイ国へ進出し、華商の業務を受託していたことがわかる。タイ国に進出した華商系の保険会社の多くは、華商の経営の安全を保障し、当地の華人商業の発展を推進したのである。これらの保険会社は、欧米系の影響を受けタイ国における華商の保険会社は少なくとも 16 社があったことがわかる。こちらの保険会社の本社が、香港が 6 社、上海が 10 社であった。とくに水上保険に従事している会社が 6 社、人壽水火保険すなわち生命・水上・火災保険に従事する会

²⁶⁶三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』三井暹羅室、1940 年 10 月、32 頁（1-45 頁）。台湾国立中央図書館台湾分館所蔵本による。

社は4社、火災保険のみに従事する会社は5社、自動車保険に従事する会社が2社のみであった。

このことから当時タイ国において水上保険は保険業の重要な業務であったことがわかる。

第四章 20世紀前葉タイ国における華人教育

はじめに

清末から民国初年の間に、タイ国の華人社会には多くの種類の新聞が出版された。新聞の特長は言論の伝播であり、当時の新聞は基本的にタイ国に住んでいる華人によって創刊された。彼らは海外から自由民主の意識を受け入れ、中国の革命を宣伝した。さらに、最初の新聞は主に中国の政治情勢を中心に報道していた。タイ国内の最初の中国語新聞は1895年に出版された『漢境日報』であった。²⁶⁷その後、康有為などの「保皇派」も南洋で新聞を創立し、「革命派」の新聞と対立していた。²⁶⁸そして、タイの華字新聞業の初期は中国に関する政治思想闘争の舞台となったと言える。

1920年代～30年代の間にタイ国で華字新聞はおよそ28種類が出版された。新聞は華人経済の発展を促進したのみならず、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会において重要な知識の情報源となっていた。当時の新聞は華人社会の商業・経済・学校・会館などの情報を掲載し、中国全国及び福建省・広東省東部の情報を重視していた。

一方、華人社会の発展と華人が経営していた工商業などの領域の成功によって、多くの華人は子供たちの教育に注目し始めた。最初の華人教育は中国の伝統的な塾の教育方法により、中国の伝統的な幼児教育に使用される『三字経』・『百家姓』・『千字文』等を教材としていた。²⁶⁹その後、科学・社会・国際交流の

²⁶⁷洪林「泰國華人報簡史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、643-677頁。

²⁶⁸洪林「泰國華人報簡史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、643-677頁。

²⁶⁹洪林「泰國華校史補充材料」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、589-623頁。

進展によって、華人教育のためには中国語・潮州や汕頭の潮汕方言・数学・英語・タイ語・音楽・歴史・地理などの課程が開かれた。

近年、タイにおける華人教育について注目され、タイ国学者洪林の『泰国華文学校史』や張斌の『戦後泰国華文教育之演變』やVictor Purcell の“*The Chinese in Southeast Asia*” などの成果があり、20 世紀前半におけるタイ国で出版された華字新聞に注目しているが教育に関して詳細に検討されていない。

そこで、本章は、1920 年代から 1930 年代のタイ国において、創立された数多くの華人学校ならびに華人教育について、当時タイ国で出版されていた華字新聞の学校広告・教育評論などの記録を中心に明らかにするものである。

第一節 タイ国における華人教育の現状

タイ国において最初に中国語で教育された学校は宣教師の華人姜氏が創立したものである。²⁷⁰この学校は 1852 年 9 月 30 日に開学し、1860 年に姜氏の死去により閉校になった。²⁷¹その後、辛亥革命において、タイ国の華人学校は多く出現した。華人の先進者は海外へ革命を宣伝し、近代的な学校を創立した。タイ政府の承認でプーケット島に最初の華人学校が成立したのは 1913 年 5 月 30 日のことであった。1916 年にタイ国政府は華人学校を管理するため、厳格な法例を発した。この当時、タイ国で創立された華人学校は多くを数えるが、しかし、経費・教師・学生・環境などの原因でほとんどの華人学校は数年のうちに閉校になった。このように、タイ国の華人教育の歴史には様々な曲折があったと言える。

²⁷⁰洪林「泰國華文学校史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、457－588 頁。

²⁷¹洪林「泰國華文学校史」、『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、457－588 頁。

謝猶榮氏²⁷²の成果により、1912年から1939年までの時期におけるタイ国の華人学校の総数の推移を次の表1にまとめた。

表1 1912～1939年タイ国華人学校盛衰表

西暦年	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	
学校数	4	5	1	2	3	2	6	1	4	2	1	1	4	3	
西暦年	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	総数
学校数	8	15	15	16	12	10	5	11	6	3	0	3	8	2	153

1912年から1939年までの27年間に、タイ国で創立された華人学校は153校に達している。1912-1925年の間は、毎年約2.8校が開校され、1926-1939年の間は、毎年約8.2校であった。その理由として1912-1925年までの華人学校はほぼ萌芽期であり、幼児の就学する風潮がまだ興っていなかったと思われる。その後、国際的に教育重視の思想が宣伝されるにつれ、子供を就学させる親が多くなり、新開校される学校が増えたと考えられる。謝猶榮氏は、「1912年至1939年泰国華校名表」²⁷³の備注で「尚有甚多開辦年期未詳之學校」²⁷⁴と指摘しているように、表1の他に開設された学校も多くあったと思われる。これが当時の華人学校開設の一面であるとともに、華人学校開設の一面を示しているであろう。

華人学校の状況について、1924年3月9日付の『暹京日報』に「教育與国家之關係」と題した評論が掲載されているのが参考になろう。

酌設中學與師範學校南洋華僑興辦學校。二三十年於茲矣。成績應如何高美

²⁷²謝猶榮「一九一二年至一九三九年泰国華校名表」、洪林『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、607-612頁。

²⁷³謝猶榮「1912年至1939年泰国華校名表」、洪林『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、607-612頁。

²⁷⁴謝猶榮「1912年至1939年泰国華校名表」、洪林『泰国華僑華人研究』、香港社会科学出版社、612頁。

矣。今環觀南洋之教育狀況，則何如廣大之南洋。中學學師範。尚不滿十間。何相差若是之甚也。其他且弗論。即以暹京一隅言之。倘若之暹京。華僑不下百千萬。中學與師範。今竟無之。不亦奇異特絕之事乎。夫中學少。則不能容納小學畢業生。爾此多數畢業生在南洋既無因有升學之地。困於經濟。或他種問題。不能旋國升學。年紀輕輕學識短。想就地謀工作又非常之困倦。於是坐任韶光虛度。拋荒學業。豈不惜哉。至於創辦師範學校。尤為重要。因師範學校，為製造未來小學教師之場所也。南洋各華校之小學教師。于兒童心裡。有所研究者。誠不多見。因不懂教育原理。爾鬧出笑話者。報章時有記載。故今日南洋華僑教育欲從根本解決。必多設師範學校。以養成無數小學之良好教師也。然欲籌辦中，學興師範。又宜首先注意下列之三事。

(甲) 聘教員

(乙) 招學生

(丙) 籌經費

但予所最注意，而承認將來能收良好之效果者，在精選教員之一端，諺曰，有人材，自然有錢財，蓋有材之人，自然有法籌經費。況南洋之華僑，又多熱心公益之士乎。是知經費之有無。全在得人才與否耳。若招生一層。則須精細調查本地之高等小學有若干所。每年畢業生大約有若干名。何者可入師範肄業。何者可入中學肄業。全盤打算。然後著手創設中學與師範。以免過猶不及。邱夷而淵實之弊也。是在關心教育之留意耳。

この記事は、華人学校の現状について述べており、華人学校は数校が開設されたが、いずれも小学校や初級学校であり、生徒は卒業後の進学先の中学校あるいは師範学校が全く無いと評論されている。さらに、華人学校は初級教育を開設するだけでなく、師範学校も開設する必要があると指摘し、それには華人師範学校の開設方法として、教員や学生の募集・募金が必要であると提案して

いる。

この評論からも明らかなように、1924年当時のタイにおける華人教育は主に小学校が中心で、高級な師範学校などの教育はほとんど行われていなかったことがわかる。

1928年8月4日付の『国民日報』に「華僑教育協會向全国教育會議之提案」が掲載されている。

華僑教育協會向全国教育會議之提案

- (甲) 提議人 華僑教育協會
(乙) 組別 教育行政及經費組
(丙) 議題 發展華僑教育案
(丁) 理由

(一) 發展華僑教育，以求國際上之自由平等

(説明) 我中華僑胞散居荷屬爪哇島，蘇門答拉島，邦加島，小巽他華島婆羅洲，西里伯島，英屬海峽殖民地（新加坡）、馬六甲（檳榔嶼）、馬來半島、北婆羅洲、緬甸、印度，澳大利亞，新西蘭，美屬菲律賓群島，檀香山火努魯魯，法屬安南，日屬朝鮮，以及暹羅，日本，南北美洲，歐洲，西伯利亞各都會，不下千萬人，此多數僑旅居留海外，無論在政治上，經濟上，或社會上均不能享受平等自由之幸福，推源其故，一以國家無保護僑民之政策，一以華僑教育之不振興，不普及，一般僑胞，尚無政治上或經濟上之充分智識與能力，以爭此自由平等之待遇，良以教育力用，施諸僑民，在國際方面，應發揚本國民族精神及圖謀本國民族生存之途徑，近世各國，為圖謀本國民族之獨立與生存，莫不對於居留外國區域內之本國國民，施行民族自衛教育政策，宣揚國威，傳達文化，以鞏固其在國際上之信用與地位，然而我中國則大不然，國內政府，向無管理華僑教育之專設機構（國民政府大學院設立

華僑教育委員會係最近之事)，爾各居留地政府對於華僑教育之取締，又無所不用其極，千餘萬僑胞，處此情況之下，欲說離外人之羈絆而不淪於奴隸之城，揆諸情事，實有未能，是以欲謀僑胞之獨立生存與國際上之自由平等，不可不發展華僑教育。

(二) 發展華僑教育，以求僑民在教育上，有均等之機會

(說明) 根據中国國民黨，總理之主張，今後中国政治制度，應採全民政治，然欲實施全民政治，非先從全民教育入手不可，故就政治方面而論，凡屬中国國民必須一律平等享受教育，斷不容有所偏畸，遺教育普及上之缺憾，惟向來我国政府，漠視華僑，形同化外，因此對於華僑教育，毫無具體計劃與設施，對於華僑自身所辦之學校，亦皆漠然視之，與替一任其自然，如此輕視華僑，揆諸情理，殊失平衡，劇荷屬教育部 1925 年教育公報公所載【依旅居荷屬地華僑人口計算，失學兒童總有十萬左右】，此僅就荷屬一隅而論，若推及於南洋全部及其他各處，恐失學之華僑兒童，為數當什百於是，倘国民教育政府對此多數之失學兒童，不謀救濟，不但在民族方面，使我僑胞地位，發生種種之危險，即由民權而言，亦與總理主張之【勸行普及教育】政策背馳，所以為謀僑胞在教育上有均等之機會，不可不發展華僑教育。(【】は記事の引用部分である)

(三) 發展華僑教育，以謀全世界人類之和平

(說明) 中国國民黨之三民主義，內涵非常廣大，不僅在消極方面，要求解決中国目前之危急問題，廢除不平等條約，以脫離外国之羈絆而已，積極方面，必須使全世界人類，主張人道正義，以促將來的永久和平，教育華僑雖如第一項理由中所云，為發揚本国民族精神及圖謀本国民族生存計，應有一種民族自衛教育之設施，然此不能概括華僑教育全部之宗旨，華僑教育宗旨除民族自衛外，尤當將我中国文化之價值，宣揚傳播於全世界，一方補救

西洋文化之缺憾，他方又熔合西洋文化而使之成為世界性，以促進全世界人類之和平與幸福，總之，我華僑教育之宗旨，對內要謀國家之獨立及民族之生存，對外則造成世界之和平與人類之幸福，如此，則華僑教育之意義，機崇高而偉大，絕非似列強借教育之名而行文化侵略之實，所可同日而語也，故為全世界人類謀永久之和平與幸福，更不可不發展華僑教育

依據以上三項理由，敝會以為發展華僑教育，實刻不容緩，不揣冒昧，敬具發展華僑教育辦法十二項，提交大會公決，以備大專院華僑教育委員會採擇執行，茲列敘於次

ここでは華人教育の発展と華人社会の環境の関係を提案している。華人教育は主に三つの問題点があった。第一は、中国に関するものであり、中国政府は海外華人を保護せず、海外華人の教育にも関心が無かった。第二は、タイ政府は華人教育を抑圧する政策を実施していた。第三は、タイに定住する華人は、多くが低収入者で、教育を受けた経験がない、子弟の教育も重視していないと指摘されている。

以上のように、当時のタイ国で華人教育を発展させるには多くの困難があったのである。

その後、1936年7月8日の『民主新聞』に「華僑需要什麼教育」が掲載された。

暹羅華僑教育停頓六七年了。數百家學校被查封，十餘萬兒童失了學，這比較任何損失，都要來得嚴重。強迫教育的條例依然存在，致使華校的恢復，仍受慘重的打擊，因而要堅決反對施於華校的強迫教育條例。

為暹羅打算也好，為華僑打算也好，假如中暹要親善，要共存共榮，華僑文化的發達，不但打有助於華僑社會，促進僑社安定，促進僑社繁盛，也就是等於安定了暹羅，繁榮了暹羅，只有最短視的執政者，才硬要強人之所不能

為，強迫華教，無異取消華教，對華僑不利，對暹羅何曾有利。

爲了華僑，也是爲了暹羅，所以我們願迫切提出呼籲，要求當局及早改善強迫條例，更願我僑胞為爭子女的教育自由，必須同聲響應，硬要抗議，硬要力爭。

第一，要民主的要自由的，校政要公開，聘請教員，絕不徇私，選賢與能，通力合作。研究要自由，言論要自由，統制的，包辦的，獨裁的，當化的都不得，一切當團都應該離開學校！讓孩子呼吸自由的空氣，讓孩子們沐浴民主的陽光。

第二，要科學的要實用的。當前的華僑社會需要什麼人才呢？如果不注意到這一點，只是拼命的我要辦中學，你要辦中學，他也要辦中學，這固然是好現象，但是於僑社當前所急缺需要的人才，也應該就地培養。比如商場方面，需要大批商業簿記人才，這就需辦商科學校。各地小學教師非常缺乏，這就需要有健全的師範學校。其他如水產，如工業，如新聞學位，現在及將來的需要，即使一時不能創立，也可以再現有的中學中，僅可能附設起來。

第三，要大眾的要普及的。華僑文化太落後了，一面是由於教育不普及，大多數人沒有享受教育的機會，一面又有下流文化的傳播，如神怪淫蕩的戲劇，仍然鑼鼓震天，色情刊物與瘋人刊物，尤其充斥市場。如此情形，怎能使僑社獲得進步？要普及華僑教育，消極方面，就應該消滅神怪淫蕩的戲劇，就應該反對色情文學與造謠爛漫罵的謠言；積人民的世紀，需要人民的新文化，需要人民的新教育，願旅暹的三百萬僑胞，團結一致，共同努力，爭取教育自由，創造新的教育。

この論評は華人に必要な教育を中心に提案している。そこで、華人学校の発展について、四つの意見を提案した。第一は、当地の華人が団結し、タイ政府

が実行した「暹羅強迫教育実施条例」に抗議すること。²⁷⁵この条例は1921年10月1日から施行され、主に幼児生徒に対し、タイ語の学習時間を毎週25時間以上とするものであった。それに対して、中国語は、毎週六時間以内と厳格に規定された。生徒がタイ語の試験に合格しないと、学習時間が延長された。第二は、学校の校政・財務情報を公開し、民主的な学校を創設すること。第三は、学校の教育は社会の要求によって開設する。当時は貿易専門や師範専門の生徒が増加し、これらに関する課程が必要であった。第四は、公立学校はすべて義務とし教育費を免除し、多くの子供に教育の機会を与える必要があるなどであった。

この評論からも明らかなように、1936年当時、華人学校の社会環境は十年前とほとんど変わりがなかった。タイ政府の華人教育に関する法例が存在するため、華人教育が発展しなかった。また学校の財務・政務を公開しないため、募金もできなかった。早急に専門的な教育課程を開設しないと、社会に大きく貢献することができなかった。学費免除の学校がないと、多くの人材は育たない。このように華人学校の発展は華人自身の努力だけでは足りず、社会環境の変化が必要とされていたのである。

以上が、20世紀前半のタイ国における華人学校の現状であった。

第二節 タイ国における華人学校の情況

(1) 学校の年次計画

タイにおける華人学校は、タイ国の祝日や、中華民国の祝日も休日とした。『中

²⁷⁵ 洪林「泰國華文学校史」、『泰國華僑華人研究』、香港社会科学出版社、457－588頁。

華日報』の1927年7月3日付に「暹京華僑專科學科課程（第三学期）」が掲載されている。

年次計画	日期
開學	九月八日星期四（上午八點半鐘）
孔誕紀念	九月二十二日星期四（丁卯年八月二十七）
國慶紀念	十月十日星期一
暹君主朱拉隆功忌辰紀念	十月二十三日星期日
暹君主千秋壽辰紀念	十一月八日星期二
孫中山先生誕辰紀念	十一月十二日星期六
年考	十二月二十一日起至二十三日（三日間）
年假休業	十二月二十四日起至民國十七年一月七日（十五日間）

暹京華僑專科學校の第三学期は1927年9月8日から始まり、約三ヶ月半後の12月21-23日の期末試験で終わる。学校はタイ国の祝日だけでなく、孫中山の誕生日も祝日とした。さらに1927年9月9日から1927年12月23日までの約106日間に、土日と祝日の35日間を除いて、開学期間は71日間であった。次のような授業時間も掲載されている。

上課時間

本校上課時間。每日上午八點半鐘起。至十一點半鐘放學。下午一點鐘起。至四點放學。

教授方法

課本以文言文為主。而以白話文為輔。讀音解釋以潮州音為主。而以國語及各屬方言為輔。每班人數以三十人為限。逾額則分為兩組。或三組教授。冀收良好效果。

試驗分數計算方法

本校每學期除平日臨時試驗外，於每學期終，另行試驗。藉以考察學生所學之成績。其分數計算方法，即將平常總平均分數與期考分數合計。而平均之。即為學期總平均數。其成績在八十分以上者。為最優等。七十分以上者。為優等。六十分以上者為中等。六十分以下者為差等。

毎日の授業時間は6時間であり、授業は中国の伝統的な古文と中国語を主に、広東東部の方言である潮州語も教えていた。生徒は中国語の程度により二組か三組に分けられた。期末の成績は平常成績と期末成績を合算して認定された。

(2) 普通学校の情況

それではタイにおける通常の華人学校はどのような状況であったであろうか。

1920年5月24日にタイ在住の華人が創立した有名な学校に培英学校がある。

²⁷⁶培英学校の発展には多くの困難があったが現在も存在している。培英学校は、最初男子校を1920年に創立し、1926年に女子校を併設した。1926年9月18日付の『国民日報』に「培英學校 潮州女校 校董部啓事」の記事が見られる。

啓者本男女兩校校董，循例每二年選舉一次。茲值本屆校董任期將滿特於五月一日，發出選舉票選舉民國六十七年校董及董事部職員、嗣因被選者多數辭職，以致下屆校董部未能依法成立。故在七月廿四號開全體董事會議，席間王步先君提出向青年團疏通担任辦法結果，表決限期一月由王君步先向該青年校董團疏通出，而維持如今限期已過據言疏通無效同人等，既愧維持之無方復慚疏通之無效不得已依照民國十三年前校董部辦法登報公請担任凡我潮僑熱心教育諸君子尚望於一月內到校董事部承接維持庶幾教育幸甚同人幸甚

中国民国十九年九月十六日

旅暹潮州公立培英學校

²⁷⁶洪林「泰國華文学校史」、『泰國華僑華人研究』、香港社会科学出版社、457—588頁。

培英学校の男子校と女子校は同じ理事会に属し、学校は民主、公平の原則に従い、学校内の情報を社会に公開していた。その培英学校の生徒募集広告が掲載された『中華民報』の広告から当時の同校の状況を見てみたい。

『中華民報』1927年1月4日付の広告

啓者本男女兩校定於一月十日開學，凡華僑青年有志求學者，請從速到校報名，為盼。另者培校初中一二年因人數太少，現為認真辦理起見，每級學生須有二十人以上，始行開班，否則暫行停辦，特此佈聞。

培英女校（潮州女校）同啓

『中華民報』1928年1月4日の広告

培英學校（潮州女校）招生廣告

啓者本兩校定於陽曆本月其實（星期六）開學，凡我華僑青年有志求學者，請從速到校報名，為盼。茲因培校為提高華僑學子程度起見，擬特開辦初級中學第一年級一班，如報名人數已達至十五人者，即行開班（按去年本校高小畢業生已有二十人）特此通告

培英學校（潮州女校）同啓

この二つの広告の時間差はちょうど一年である。培英学校は1927年と1928年ともに初級中学校を開設したが、1927年の募集人数は20名、1928年の募集人数は15名であった。1927年の培英学校に応募した生徒数が20名に満たなかったため、1928年度の募集人数を減員したと考えられる。

1927年1月31日の『中華民報』に「暹羅華僑中正男女初級學校招生」が見られる。

（校名）本校定名為暹羅華僑中正學校

（校址）暹京黃橋新路門片一千六百八十七號

（宗旨）在造就平民以完成國民教育有以中正愛群愛國之精神，而達平等之

目的為宗旨

（肄業）本校為普及教育期間特增設廣音潮音，凡有志就學者，皆得報名，入學逐月臨時送來插班亦可

（學費）初級生一年酌收一株，二年酌收一株五十丁，三年及四年酌收二株，高級一年及二年酌收二株五十丁。

（科學）初級生有國文修身、暹文、英文、算數、體操、音樂、圖畫、社會三民等科

高級國文、修身、暹文、英文、算數、歷史、地理、三民社會、手工、音樂、體操、國語、圖畫等科。

（學年）分初級高級，初級四年畢業，高級二年畢業，每級學生 人為限

（入學）凡幼童男女年滿六歲以上者，爾有殷實人介紹均可來校肄業，惟須守本校規則。

開學時期擬於新曆二月十號，即舊曆正月初九

贊成人 仰光永安堂 胡燦珍 胡文珍 朱廣科 劉生 梁敬熙 溫春賒

1927年初に華人学校の中正学校が創立された。学校は6歳以上の男女生徒に対し、主に潮州、汕頭地方の方言で授業された。学校は初級と高級とに分かれ、級別によって学費が異なり、開設された課程も同じではなかった。後援者の中に、個人名のみならず、商店名も見えるように、中正学校が華人商店の支援を受けていたことは明らかである。

協益平民学校については、1927年3月17日付の『国民日報』に「協益平民学校招生簡章」が掲載され学生募集された。

本校已向居留政府教育部註冊決定於四月一號開學

校址 門牌一二五九號校舍宏大空氣清爽適合兒童進學之地

宗旨 實行平民化與革命化之教育

學制 採用新學制先辦初級小學部

學額 暫定六十名男女兼收

納費 每月收堂費一銖

遠道學生如用車護送則酌收護送費寄食午膳每月收膳費二銖

報名處-----越迪懇本校

三聘街 南華商店 国民日報 馬燦紅

龍尾 尾豐餉當 豆芽廊 天寶金店 胡逸岩

萬茂街 宏大洋行 松運 達叻仔 同春源

十六年三月十四日

正校務主任 吳鈍生

副校務主任 元二超

協益學校は、1927年4月1日に開学し定員は60名であった。最初に小学校だけが開設され、生徒の学費は毎月1銖（パーツ）で、昼に学校で食事する場合は毎月3銖であった。この学校は中正学校と創立時期がほぼ同じであり、多くの華人商店の支援を受けていたことは広告に列記された「報名處」の華商名から明らかである。

華僑公学の教育内容については、1927年8月29日付の『中華民報』に掲載された「華僑公學招生簡章」によって知られる。

1、名稱 本校定名為華僑公學

2、地址 越帖素舜（前專科學校舊址）

3、宗旨

（高初） 本校以留意兒童身心之發育培養国民道德之基礎，并授以生活所必需之知識技能為宗旨

（特別組） 本校注重国化之精神，以分別養成升學材力職業之智能，并全

人的生活為宗旨

4、學制

- (一) 初級小學四年
- (二) 高級小學二年
- (三) 選修科 (各級功課均得選修)
- (四) 特別組 (專授国文英文算學美術四科)

5、學期編制

本校系採用春季始業，又因居留地氣候與祖国不同，故每年分為三學期

6、學費

初級小學 每月三株 高級小學 每月四株 選修課 每月四株
特別組 每科每月三株二科五株三科七株 (每人不能修過三科以上)

7、堂費 每年一株入學繳清

8、膳費 午膳食粥每月二株 食飯四株 全日膳費每月十株

9、運動費 每年一株入學繳清

10、寄宿費 每月三株 (床位水龍電火在內)

臨時總理 陳炳昌 臨時財政 姚豐泉 臨時校董 周智利 林秀芬 姚奕川 陳源泰

勸捐員 王友士 姚亞民 周智利 姚晦之

報名處 越三振新合順 鐵橋頭陳炳昌 三聘謙和祥源記 四方廠南天咖啡店

校務主任 吳吟梅啓

華僑公学は、通常の華人学校とは異なり、小学校初級・高級だけではなく、特別組・選修科も開設された。特別組と選修科は社会と生徒の要求により、専門的な知識を教えた。学費は通常の学校よりも高く、運動費等も徴収していた。

またこの華僑公学が女子生徒を募集した広告は、1927年9月30日付の『中華民報』に掲載された。

本校為擴充女子部，主任有志向學著可速來本校報名（女士係湘省高級女子師範畢業，富有教育經驗，而於歌舞英算四科尤為特長）

華僑公學啓

華僑公學は女子部を開設し、教員は湖南省女子師範学校を卒業し、歌・舞・英語・数学が上手な女性であった。

暹京新民学校初中部の募集情報「暹京新民學校初中部招生簡章」は、1930年12月18日付の『晨鐘日報』に掲載されている。

- 一 學額 一年級一班四十名 男女皆收
- 二 資格 高小畢業或有同等程度的
- 三 報名手續 自本日起到廿年一月五日止、每日上午九時至十二時、記帶四寸半生相片一張、學業證書并報名費五十丁、向本校報名登記
- 四 考期 二十年一月六日上午九時至下午三時
- 五 考試科目 國語 算數 英文 嘗試
- 六 課程 國語文 公民 歷史 地理 自然 生理衛生 數學 英文
暹文 音樂 工藝 形藝 體育
- 七 收費 學費每月五銖 講義費及雜費每月三銖 體育費每學期兩銖
學生自治會費每學期八十丁 通學生膳費每月二銖午飯每月四銖
寄宿生膳費每月十銖 宿費每月三銖 保證金十銖（退學發還）
- 八 減費和免費
凡貧寒子弟有志向學 經本校審查確實的得準免費或減費
- 九 開學 廿年一月九
- 十 通告
本校小學部高初各級明年都要增開班次 計高級二年上下各一班
一年下一班 一年上二班 初級四年下二班 四年上三班

三年下二班 三年上二班 二年上 一年上下各一班

每班人數最多限四十八 額滿不收 有志就學的 先期到本校報名 高級

考期廿年一月八日上午九時 初級定 一月九日上午九時

暹京新明学校は、中学校であり、初級と高級に分かれていた。学費は前に紹介した小学校より高額であった。同校は国語・公民・歴史など数十の課程を開設し、生徒は寄宿生を選択することもできた。学費は毎月 5 株で雑費・講義費なども徴収された。さらに学校は就学困難な生徒に学費免除を行っていた。このため多くの生徒が教育を受ける機会を得た。

専門女子校の情況については 1928 年 1 月 4 日付の『中華民報』に掲載された「旅暹立懿德女校招生廣告」によってわかる。

本校因鑒於女學為當今急務，普及教育起見，即將原日懿范女校改組公辦。修擴校舍，辟多教室添置儀器，加聘教員，迄今籌備完善，特以擴充學額添招高小一二年級新生，初級一二三四年級插班生，凡有志求學者連到報名可也。

投考資格 (一) 高小須有国民畢業程度

(二) 国民班不拘

學費 高小每月三株 初級每月二株 上課時先繳清

校址 萬茂警察街

旅暹公立懿德女校啓

懿德女校は 1918 年にバンコクで創立された。当時の懿德女校は女子教育を普及されるため、教員の募集と教室の拡充などに配慮した。学校は初小学部と高小学部に分かれていた。学費は級別により、初級は毎月 2 バーツで、高級は毎月 3 バーツであった。

以上からも明らかなように、1926-1930 年の時期において、タイ国では幼児を

就学させる風潮が興り学校の状況が一変したことがわかる。男女を分けた学校も、分けない学校もあった。学校は基本的に中国語だけを教えるのではなく、広東東部と福建地方の方言も教えていた。学校は生徒の級別により学費を徴収し、初級は高級より学費が安く、高級は選修・特別組より安かったことがわかる。また、大部分の学校の規模は大きくなく、ほとんどの学校の生徒数が100人以内であった。

(2) 専門学校の状況

タイで開設された学校は広東語だけを教える短期の華人学校も存在していた。1927年12月8日の『聯僑報』に掲載された「開辦粵語講習所」によれば、

（豊順）第三區市金湯學校教員林某等，近擬在該校開辦短期粵語講習所，特請張某為教員，現報名者甚眾，日間可以開課，聞該所暫借金湯第五教室雲。

とあり、広東語を教える短期学校は幼児を募集するだけではなく、主に成人の生徒を募集していたことがわかる。

(3) 生徒の学費免除

タイの華人は、多くの貧しい子弟に就学の機会を与えるため、華人学校も学費を全額減免する生徒を募集している。免除生は師範学校だけでなく、通常の華人学校も受け入れていた。タイに在住していた華人は大部分が低収入のため、学費減免の措置により子供を就学させる機会が増えた。当時の華人子弟の免除生徒を募集する状況は以下のものであった。

○『中華民報』1927年12月26日の広告

新民學校招生廣告 本校現定一月六日開學專修班，及高初級小學，各級均有餘額，有志就學者須於開學前至竹攀喃本校報名，再本校為使貧寒子弟有向學之機會起見，特設免費生，學額十名，願就此項學額者須先期報名，聽

候審査。簡章及免費生章程函索即寄。 滬京新民學校啓

○『中華民報』1927年6月17日の広告

本校現承上海国立暨南學校函托，代為招考高級中學師範科免費學生，茲定於六月二十四日上午，九句鐘在本校考試，有志投考者希先來本校閱看章程并行報名，屆時再來聽候考試為荷。 滬京育民學校啓

○『晨鐘日報』1930年12月10日の広告

黃魂學校開辦專修班級收免費減費生啓事

本校決於新年開辦專修班、主要科目為国文英文數學等、籍容納一般無力回国升學或做升學之準備的青年、同時因擬擴充班數、高初各級皆舉行續招新生、又本校為救濟窮苦青年、決自新年起實施平民教育定全校學生額數十分之一為免費生、十分之一為減費生、希親愛僑胞注意至要求免費或減費手續須家長或相當介紹人來校證明、經本校招生委員會審查通過為合格。又本校新年開學日期定於一月五日、本校自備有校車運送學生素稱利便、每月只收車費兩銖、學費初級每人每月三銖、高級四銖、專修班則定為五銖此啓

學費免除生を行つた学校は、学校事情により募集条件も異なつていた。新民学校は通常の学校であつたが、免除生の定員は10名以内であつた。滬京育民学校は上海国立暨南学校の生徒募集を代行し、師範科の免除生を募集したが、希望者は試験を受けなければならなかつた。現在も存在する華人の名門校黄魂学校は、当時の全学生数の10%を免除生とし、さらに、10%を減額生としている。特別の試験が無く、父母や紹介者の証明が必要とされていただけである。

このように20世紀前半のタイにおける華人学校は困難な華人子弟の就学のため、学費免除生も設置していた。このように、各学校により方法が異なつていたが、社会環境により、有識華人が子弟に教育させるための環境が1920年代よりも大いに改善された。

おわりに

1920-1930年代の間にタイ国において出版された華字新聞の学校広告・教育評論を中心に、タイ国で創立された数多くの華人学校ならびに華人教育について実情を明らかにした。

19世紀末から1920年の間に、タイ国における華人人口の増加によって、華人社会には多くの種類の新聞が出版された。当時の華字新聞は華人社会の商業・経済・学校・会館などの情報を掲載し、華人子弟の教育なども注目していた。

1934年2月19日付の上海の『申報』第21852号に、

各地華僑所辦之學校、計馬來羣島大小共有三百五十所、新加坡佔一百八十所、緬甸共有九十五所、暹羅共有二百三十所、中有中學六所、安南共有五十五所、爪哇共有三百二十所、此等華僑學校、均授中文、均爲華僑子弟所就學者、以暹羅華僑辦理爲最發達。²⁷⁷

とあるように、1934年に、暹羅すなわちタイ国で創立された華人学校は約230校があり、そのうち中学校は6校であった。華人学校の学校数は東南アジア各地域の首位となったのであった。

しかし、当時のタイ国での華人教育は中国政府、タイ国政府、華人自身など三方面から注視されず、発展への道は困難であった。そのため1936年頃まで、華人学校の社会環境は10年前とほとんど変わらなかった。その最大の障害は、タイ政府の華人に対する制約的な教育条例が存在し、また華人学校が財務・政務を公開せず募金が困難であった。特に早急に新たな教育課程を開設しないと、華人が社会で大きく貢献することができなかった。学費免除の学校をし創設し

²⁷⁷ 『申報』第313冊、上海書店影印、1985年2月、448頁。

ないと多くの人材が育成できなかった。このように、華人学校の発展は華人自身の努力だけでは足りず、社会環境の変化が必要とされていた。

1924年以前のタイ国では、華人学校は数校が開設されたが、華人教育は主に小学校が中心で、高等師範学校などの教育はほとんど行われていなかった。当時は男女同学の学校と、男女を分ける華人学校もあった。言語教育として基本的に中国語だけでなく、広東東部と福建地方の方言も教えていた。大部分の学校の規模は大きくなく、ほとんどの学校の生徒数が100以内と見られる。1925年以降、有識華人の努力によって、華人学校は緩やかに発展した。1926-1930年の間、タイ国では、幼児を就学させる風潮が興り学校の状況が一変した。華人学校は生徒の級別により学費を徴収し、初級は高級より学費が安く、高級は選修・特別組より安かった。さらに、当時の華人学校は困難な華人子弟の就学のため、学費免除の生徒を募集した。このように、各学校により方法が異なっていたが、先進的な華人が子弟に教育させるための条件が1920年代よりも大いに改善された。

以上のように、1920-1930年の時期におけるタイ国において出版された華字新聞は、華人社会の商業・経済・学校・会館などの情報を掲載するのみならず、中国全国及び福建省・広東省東部の情報を重視し、華人の幼児教育なども注目していた。さらに多くの華字新聞は、華人経済の発展を促進したのみならず、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会において重要な知識の情報源になったことが、上述の華字新聞の記事や広告などから明らかである。

第五章 20世紀前葉タイ国の華人教育政策

はじめに

1918年にタイ国政府は国内学校のみならず、華人学校も含めたすべての学校に対して「暹羅私立学校法」を発した。1921年になると、タイ国政府は華人学校に対して「暹羅強迫教育実施条例」を公布した。この条例は、華人学校の学校数・教師の人数・課程内容などについて詳細な規定を施した。ついでタイ国が立憲君主制国になった三年後の1935年に、タイ国政府はさらなる厳格な条例を施行し、華人教育に圧迫を加えている。その後も20世紀60年代までに、タイ国政府は様々な手段で華人学校に制約を加えたのである。

そこで本章は、主に1920年代～30年代において、タイ国の華人学校成立期にタイ国と中国で発行された中国語新聞に見られるタイ国華人学校の広告・教育評論・記事などを中心に、20世紀前半におけるタイ国政府が施行した「暹羅強迫教育条例」の下での華人教育の状況と影響とについて明らかにするものである。

第一節 タイ国政府の華人への強迫教育条例

(1) 条例の公布と実施

1918年4月1日、タイ国政府は「暹羅私立学校法」を発した。この条例は初めに華人学校の課程などを規定し、すべての華人学校は必ずタイ国政府に登録し、タイ語課程も設置しなければならないとするものであった。条例に違反すると、学校は厳重な処罰を受けた。1923年10月10日付の上海の『申報』第18184

号に、

民国八年（一九一九）暹羅之教育條例實行其中扼要之點有三。

一、凡中国人在暹羅充教員者必須識暹羅文且須經其兩次之考試。

二、僑生每星期至少須習暹羅文三小時。

三、每一華校暹羅政府必派一暹羅人充校長且兼暹羅文之教授。²⁷⁸

とあるように、タイ国政府は、華人学校の華人教師が一定水準のタイ国語能力を持つものと規定している。さらに華人学生が週に3時間以上のタイ語授業を受けなければならないとし、華人学校の校長も必ずタイ国籍と定められた。タイ国の華字新聞『晨鐘報』1930年12月3日付に掲載された募集広告は、

聘請教員

逕啓者本校明年擬添聘以為教員、需要唱歌、體操、国文等科、并能国語教授又須得暹教育部考試暹文、及格者每月月薪六十株、教育界諸君如有志願就者、請抹駕蒞晨鐘日報陳暑木君暑接洽可活也。

中華民國十九年十二月三日 照 北欖坡中華平小民学校啓

とあり、募集教員に体操・国文・歌舞などの技能を持つ人物を求め、タイ国教育部のタイ語試験も必ず合格しなければならなかった。

1921年10月1日にタイ国政府は、華人学校に対する「暹羅強迫教育実施条例」を発した。条例には、7歳～14歳の華人幼児は、一年にタイ語の授業時間が800時間以上と決め、毎日2.5時間のタイ語授業を必修とした。さらに1927年7月3日付の『中華日報』に掲載された「暹京華僑専科学科課程」によると、タイ国の華人学校は1年を3学期に分け、土日と祝日を除いて、開学期間は約70日間であった²⁷⁹。つまり、毎年の授業時間は約210日となり、生徒は毎日約4時間のタイ語学習を受けた。この条例により満14歳の生徒はタイ語の試験があり、不合格の

²⁷⁸ 『申報』第196冊、上海書店影印、1983年7月、189頁。

²⁷⁹ (泰)『暹京日報』、1924年3月9日「教育与国家之關係」。

生徒は合格するまで進級できなかつた。しかし、この条例が発せられた10年後も、華人学校に徹底的に実施されていない。

そして、1935年3月4日付の上海の『申報』第22218号に掲載された「暹羅政府 勒停華僑學校」に、

暹羅政府本年四月一日起、勒令停止華僑所辦中小各學校、在暹華人、一律改授暹羅教育、學習暹文。²⁸⁰

とあり、タイ国政府は1935年4月1日に全部の華人学校を閉校させるとした。この通達が発せられると華人・華人学校に激しい動揺が引き起こった。そして華僑・華商らはタイ国務院長や教育部長に上書し、命令を撤回してほしいと表明した²⁸¹。そのためタイ国教育部は、条例を緩め、週7時間以内の中国語授業を許可した。しかし1935年末になると、華人学校に対する条例が再度厳しくなった。1935年12月4日付の上海の『申報』第22490号に掲載された「暹羅教育部、收回華僑學校執照、每週授華文祇限兩小時」に、

最近暹羅教育部竟進一步將華僑學校執照一律收回、須從新依照新編定之強迫教育課程表立案、其中規定教授華文之時間、祇有兩小時、且均編在天氣最熱學生最無精神之下午三時以後。²⁸²

とあり、タイ国教育部は数校の登録証明書を没収し、他の華人学校の中国語授業も週2時間以内に制限した。これはタイ国政府が華文教育を圧迫したためである。さらに1936年2月に、タイ国政府は条例を改め、華人学校が社会からの募金が禁止され、タイ語で授業しない教師を監禁すると決めた。²⁸³実は、タイ国の華

²⁸⁰ 『申報』第326冊、上海書店影印、1985年3月、99頁。

²⁸¹ 『申報』第22249号、1935年4月4日付の「暹政府勒令華校強迫班停辦潮、林天鐸函暹教部陳新意見、暹當局似亦欲另覓新途徑」、『申報』第327冊、上海書店影印、1985年3月、100頁。

²⁸² 『申報』第335冊、上海書店影印、1985年4月、86頁。

²⁸³ 『申報』第22555号、1936年2月16日付の「暹羅起草修正華校條例教學須用暹語」、『申報』第337冊、上海書店影印、1985年5月、415頁。

人学校の発展は当地華商や華人の募金と密接に関係している。当時タイ国の中国語新聞に掲載された感謝広告²⁸⁴によれば、当時華人が創立した薬局・商店・中華商会などは、ほとんど華人学校へ募金し、華人学校の重要な支持者であった。華人学校は、多くの貧しい子弟に就学の機会を与え、学費が安く、さらに学費を全額減免して生徒を募集している。免除生は師範学校だけでなく、通常の華人学校でも受け入れていた²⁸⁵。しかし華人学校での募金活動が禁止されると、学校は重要な所得を失い、長期的に維持できなかつたであろう。

第二節 タイ国政府の条例下の華人教育と華人学校

「暹羅強迫教育条例」はタイ国の華人学校と教員にどのような影響を与えたのであろうか。タイ国の華人学校は、華人教育を発展するため、中国国内から多くの教員を募集し、彼等は職を求めてタイ国に来た。しかし、これらの教員らはタイ語がほとんど出来なかつた。そしてタイ政府は華人教員を抑圧するため、中国人の教員にタイ語試験を行い、不合格者には授業を禁止した。タイ国政府は時に華人学校を閉校させ、タイ語試験に合格した教員も生活の収入を失わせた。暹京南洋中学校の教務主任の黄澄官はこのようにして教職を失い、中国へ帰った²⁸⁶。

また華人教育を積極的に推進する華僑も追放された。陳忠偉は、タイ国へ移

²⁸⁴ (泰)『中華民報』、1927年1月31日、「暹羅華僑中正男女初級学校招生」；(泰)『国民日報』1927年3月1日、「暹羅育民学校鳴謝廣告」；(泰)『国民日報』、1928年4月14日、「新潮学校募捐縁起」；(泰)『晨鐘日報』、1932年1月20日、「茲將本校二十年下半年進支列下」などの記事が例としてある。

²⁸⁵ (泰)『暹京日報』、1924年3月9日「教育与国家之關係」。

²⁸⁶ 『申報』第21939号、1934年5月18日付の「暹羅封我華僑校」、『申報』第316冊、上海書店影印、1982年10月、500頁。『申報』第21963号、1934年6月12日付の「暹羅華僑小学教育近況」、上海書店影印、1982年10月、360頁。

民し、25年になるほどの華商で、経済力も保有していた。彼は華人教育に熱心で培元学校、華僑学校、培華上校、華僑師範演習所等を創立していたが²⁸⁷、1929年9月24日にタイ政府に監禁され、11月1日に「暹羅国体妨害」の罪名で国外追放された²⁸⁸。

1934年11月19日付の『申報』第22122号にタイ国の華人教員の記事が掲載されている。

我在這渭南河上的常綠之國、伴著天真爛漫的僑童、忽忽已是四年了。想不到那同洲同種的暹羅蕞爾之邦、對我們的手段越來越兇。從前華文教員能暹語而不諳暹文亦可。現在卻非有四年以上的暹文程度、不準註冊授課。……去年強迫華校每日須授暹文四小時、我們只好在課外偷教一小時的國語。最近暹羅教育部來一公文、強迫華校當局把七歲以上十四歲以下的華童、一概轉送暹文學校受課。華校不得收容。這樣一來、暹羅境內二百萬華僑所生的子女、不得不捨棄中文、純粹暹化了。他們要在十年內全部消滅華僑教育、正在雷厲風行呢！……中国人欲讀中国書而不得；真叫氣煞人也麼哥！²⁸⁹

この華人教員は、タイ国へ渡航し4年間になり、その間、華人学校の教員をしていた。渡航前にはタイ語ができなくても教員になれた。ところが滞在3年目頃から、教員にも一定程度のタイ語が要求され、華人学校の中国語授業時間も制限された。この条例から7歳～14歳の華人生徒は、タイ語学校へ転学しなければならないとされた。

公布された条例から、華人学校と華人教育への影響が見られる。すなわちタイ国政府は華人学校と華人教育を圧迫する条例を強行した。タイ国政府は、華

²⁸⁷王竹敏「20世紀前葉におけるタイ国華字新聞に見る中国商品の広告」、『東アジア文化交渉研究』（第7号）、463-476頁。

²⁸⁸『申報』第20387号、1929年12月23日付の「昨日十七団体歡迎陳忠偉」、『申報』第265冊、上海書店影印、1984年8月、628頁。

²⁸⁹『申報』第322冊、上海書店影印、1985年3月、572頁。

人教員にタイ語能力やタイ語授業を要求したため、華人教員は規定された毎日4時間のタイ語授業の後に、僅か1時間の中国語授業を行っていた。そしてタイ国政府は条例を変更し、7歳～14歳の華人生徒をタイ語学校へ転校させると決めた。そして、この措施でタイ国における華人教育に損失を与えた。普通の華人学校のみならず、広東潮劇団によって設立される予定の伶校の創立申請も否決された²⁹⁰。

このように、タイ国の華人学校は、20世紀前半から半世紀の間に萌芽期から発展へ、発展から衰退への道を経たのである。以上が、20世紀前半のタイ国における華人学校の実情であった。

第三節 タイ国政府の条例に対する華人の抵抗

華人学校の運命は、タイ国の華人の運命と密接な関係にある。民国10年(1921)に中国政府の駐日公使は、タイ国の駐日公使に中国との外交条約の締結を求めたが、タイ国政府は良好な時期でないと、締結交渉を進めなかった²⁹¹。

1935年4月にタイ国政府が華人学校を閉校する情報が華人社会に伝わると、華人社会に大きな動揺が現れた。さらにタイ国の教育政策が厳しくなるにつれ、タイ国の華僑協進会などの商会は、中国政府に「早く中タイ条約を締結し、大使館を設立する²⁹²」ことを要請した。タイ国における華人は、中タイ条約の締結

²⁹⁰ 『申報』第22448号、1935年8月23日付の「暹羅實施強迫教育 仍嚴厲壓迫華僑 潮劇要求創辦伶校遭受拒絕 華僑學生不准穿着中國服裝」、『申報』第333冊、上海書店影印、1985年4月、632頁。

²⁹¹ 『申報』第20611号、1930年8月15日付の「僑務協進會催訂中暹條約」、『申報』第273冊、上海書店影印、1984年9月、336頁。

²⁹² 『申報』第22269号、1935年4月24日付の「暹羅僑胞 盼訂中暹商約 代表回國請願不日即

を希望し、タイ政府の華人社会への穏和な政策を希望した。そのためタイ国の華人は、代表三名を上海へ派遣し、中国政府や中国商会と交渉した。代表三名が上海に到着する直前に、中国の駐日公使は、再度タイ駐日公使と交渉した。『申報』の記載にその状況が見られる。

1935年2月15日（第22201号）

暹羅壓迫華僑教育、四月一日起、勒令華僑學校停辦、迭經旅暹華僑呈請政府交涉、據外部息、此案已由駐日公使蔣作賓與暹羅駐日使館提出交涉、現尚未接覆報²⁹³

1935年2月19日（第22205号）付の「暹羅停閉華僑教育機關案蔣作賓已交涉」暹羅政府停閉華僑教育文化機關案、駐日兼使蔣作賓、向駐日暹使交涉、蔣使復電謂、駐日暹使已轉達其政府核辦。²⁹⁴

1935年3月4日（第22218号）付の「暹羅政府勒停華僑學校」

外交部依國際法規定手續、電令駐日公使蔣作賓與暹羅駐日公使提出交涉、暹使僅允電請本国政府核辦、爲空洞答覆、事逾兩旬、電終未覆、又據華僑方面消息、暹政府对我所提交涉、悍然不顧、四月一日起、將決實行勒停華僑學校、是此項交涉、毫無結果。²⁹⁵

1935年2月に中国駐日公使の蔣作賓は、タイ国の華人教育のため、タイ駐日公使と交渉した。しかしタイ駐日公使は、話を国内へ伝言して2週間経っても回答してこなかった。さらに1935年4月に、タイ政府は計画のとおり「暹羅強迫教育条例」を実施した。

こうして、政府間の交渉が無効になり、1935年5月にタイ国の華人華僑は直接

可抵滬」、『申報』第328冊、上海書店影印、1985年4月、305頁。

²⁹³ 『申報』第325冊、上海書店影印、1985年3月、305頁。

²⁹⁴ 『申報』第20611号、1930年8月15日付の「僑務協進會催訂中暹條約」、『申報』第273冊、上海書店影印、1984年9月、336頁。

²⁹⁵ 『申報』第326冊、上海書店影印、1985年3月、99頁。

に抗議文をタイ国教育部に送達し、条例が荒唐で在タイ華人の感情を害したと伝えた²⁹⁶。一方、上海の華僑連合会は上海・広州の諸公会中国文化建设協会、中国国際貿易協会、国貨工廠聯合会、中華工業国外貿易協会商會に発信し、タイ国との貿易を制限し、関税金も増加を呼びかけた。²⁹⁷

『申報』号の記載に、この間の事情が知られる。

1935年4月29日（第22274号）付の「華僑聯合会抵制暹米辦法」

暹羅頒布華僑教育苛例、暨限制華僑工商事業後、引起国人深切之憤慨、本市華僑聯合会召集第五次整理委員緊急會議、討論聯合全国各有關係團體、籌謀大舉抵制暹米進口辦法。（一）暹羅當局苛虐僑胞、應如何对付案、議決、極力仗義援助、（二）實行抵制暹米、外埠有關係團體、應否聯絡一致、議決、凡暹米在我国運銷主要之埠、如廣州·厦門·香港·汕頭·上海等五處、决分別發函各該處商會及米商公會、徵求一致行動、（三）本埠各關係團體、如何徵求抵制暹米數模、議決、定期請市商會·米商公會·暨各業公會等、舉行正式會議、商討援助辦法、（四）抵制暹米、茲事體大、應協商有效辦法、以期能收宏效案。²⁹⁸

1935年4月30日（第22275号）付の「華僑聯合会 援助旅暹僑胞」

本市華僑聯合会、除定於明日召集各界會議、討論應付辦法外、並於昨日分函廣州厦門香港汕頭上海等各商會各米商公會及各機關團體、請求一致援助……。²⁹⁹

²⁹⁶『申報』第22289号、1935年5月15日付の「暹教部發荒謬聲明書 旅暹僑胞據理駁覆 干涉華僑教育殊違國際慣例 藉詞封閉華校舉措尤屬狂妄」、『申報』第328冊、1985年4月、386頁。

²⁹⁷『申報』第22288号、1935年5月14日付の「各團體將集議 救濟旅暹僑胞」、『申報』第328冊、1985年4月、350頁。

²⁹⁸『申報』第327冊、上海書店影印、1985年3月、810頁。

²⁹⁹『申報』第22289号、1935年5月15日付の「暹教部發荒謬聲明書 旅暹僑胞據理駁覆 干涉華僑教育殊違國際慣例 藉詞封閉華校舉措尤屬狂妄」、『申報』第328冊、1985年4月、838頁。

華僑連合会は上海でタイ国の米穀輸入を阻止する会議を開いた。また華僑連合会は広州・アモイ・香港・汕頭・上海などの工商団体に呼びかけ、タイ産米穀の輸入の中止を要求した。華僑連合会を除き、雜糧公会も積極的に各公会に要求し、タイ国華僑を援助した。中国国内の商会は、タイ国との経済断交でタイ政府に圧力を加えるとした³⁰⁰。

中国国内外の抗議声明により、タイ国政府は「覺排華行為、有失華人感情、且恐因此引起兩國更深之惡感、願對限制華僑教育問題、加以修改」³⁰¹と発表し、タイ国政府は、華人学校に対する条例が、両国の不和となると考え、条例を修正するとした。さらに1935年5月にタイ国政府は自国の海関税司長を中国へ派遣した。海関税司長が来華した目的は、二つあった³⁰²。第一は、中国の外交僑務・商会首脳と会見し、中国の貿易状況を調査し、中タイ貿易締約に関する会談を行うことであった。第二は、タイ国の華人教育に関する条例を説明するためであった。

その後、タイ国教育部は条例をしばらく緩めた。タイ国の華人学校は毎週2時間から7時間の中国語授業を許可した。また、タイ国政府は当時のタイ教育部長を更迭した。1935年8月21日付の『申報』第22446号に掲載された「暹政府緩和我國民氣 撤換教育部長」に、

暹羅教育部長柏訥塞巴攀、業於八月一日調任農務部長、所遺教育部長一職、委海軍上校鑾新信楮頌堪猜繼任、此次教育部長之更動、據熟悉暹情之觀察、認為與中暹問題頗有關係、蓋前任部長柏氏、係摧殘華僑教育之最力者、年

³⁰⁰ 『申報』第22282号、1935年5月8日付の「雜糧公会今日討論抵制暹米」、『申報』第328冊、上海書店影印、1985年4月、185頁。『申報』第22284号、1935年5月10日付の「雜糧公会昨開會議決 援助暹羅華僑 電請中央嚴重交涉 不覺悟當經濟絕交」、上海書店影印、1985年4月、242頁。

³⁰¹ 『申報』第22293号、1935年5月19日付の「京電傳 暹代表已抵滬 對排華問題有所解釋」、『申報』第328冊、1985年4月、497頁。

³⁰² 『申報』第327冊、上海書店影印、1985年3月、810頁。

來被其無理封閉之華校、不下百餘所之多、故僑胞對彼殊無好感、邊政府爲緩和我國禁米運動起見、除暫准華校註冊辦理強迫外、而柏氏亦不能不去職也。³⁰³

とあり、タイ国政府は中国国内におけるタイ国産の米穀の不買運動を沈静化させるため、華人教育を強く圧迫していた教育部長を更迭した。華人教育や華人学校の環境は、国内外の華人の努力によって、華人教育の環境が緩和した。しかしタイ国教育部は1935年12月に、再度条例を改め、中国語の授業時間を毎週7時間から毎週2時間に制限した。

おわりに

20世紀前半において、タイ国の華商や有識華人は積極的に華人学校を成立し、華人教員・生徒を募集した。このためタイ国で華人学校は数校が開設されたが、華人教育は主に小学校が中心で、高級な師範学校などでは教育はほとんど行われていなかった。言語教育としては基本的に、中国語だけでなく、広東東部や福建地方の方言も教えられた。大部分の学校の規模は小さくなく、ほとんどの学校の生徒数は100人以内であった。

1916年にタイ国政府は、華人学校を含め、国内の学校を規制するため、厳格な法例を発した。1916年の条例により華人学校は毎週3－7時間のタイ語授業を強限された。1921年になるとタイ国政府は、華人学校に対し「暹羅強迫教育実施条例」を公布した。この条例によって、華人学校のタイ語の授業時間は毎週3－7時間から毎日4時間へと制限された。1935年にはタイ政府は、条例を改め、7

³⁰³ 『申報』第333冊、上海書店影印、1985年4月、577頁。

歳から14歳の華人生徒をすべてタイ語学校へ転校させ、その他の華人学校は、毎週7時間の中国語授業から2時間に制限された。タイ国政府は、このように華人教育を圧迫し、華人子弟のタイ人化を進めた。

このことでタイ政府の華人政策は、海内外の華人華僑の反抗を受けることになる。さらに華僑商会などはタイ国産の米穀の不買運動へと発展させた。

このように、20世紀前半におけるタイ国各地の華人学校の発展には多くの困難があった。その原因は、第一に、当時の中国の情勢が不安定で、タイ国と正式な国交が無いことに起因している。また中国政府は、海外華人を保護せず、海外華人の教育にも無関心であった。第二は、タイ華人の増加に加え、華人商業が発展していたことで、タイ政府は華人社会の強大化を恐れ、教育条例によって華人生徒のタイ国人への同化を考えたのである。この二つの要因により、20世紀前半のタイ国の華人教育は、多くの困難を被ったのであった。

第六章 20 世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業

はじめに

19 世紀末から 20 世紀初期において、中国政局の不安定により、タイ国に入国したの華僑の人数は急増した。1931 年から、タイ国政府は入国者に対して入国税を徴収したが、入国した華僑の人数はあまり減少しなかった。

タイ国において米穀、木材、ゴム、錫の産業は、世界有数のものである。20 世紀初期において、欧米系商人の会社はタイ国にも進出していたが、タイ国各業種において華僑はタイ国経済への影響力がもっとも見えて取れる。³⁰⁴華僑らは、タイ国に米穀の工場、ゴム園、錫の採掘工場などに参入し、他の業種にも投資した。20 世紀 30 年代になると、華僑はタイ国の商業階層の約 85% になり、タイ国の約 90% の商業と貿易を掌握していた。³⁰⁵商業の便宜と、産業の拡大のため、東南アジアにおける有力の華僑は銀行・信局を開設した。当時、タイ国の華商銀行と信局は数十所があった。

これまで、20 世紀前葉におけるタイ国の華僑の投資と銀行業に関する研究成果がほとんど見られない。そこで、本章は、台湾国立中央研究院に所蔵された資料と、20 世紀初期におけるタイ国の華字新聞に掲載された銀行広告、などを中心に、20 世紀初期のタイ国における華僑の投資と銀行業について究明するものである。

³⁰⁴ Thuan Kanchananaga, Comp., *Report on Commercial and Economic Progress of Thailand, 1930-1940* (Bangkok: Sataman Publishing House, 1941), P82.

³⁰⁵ Kenneth P. Landon, *The Chinese in Thailand* (New York: Institute of Pacific Relations, 1941), P144.

第一節 タイ国の華商の人数

20世紀前葉のタイ国における華僑の姿は、陳大猷の『暹羅における華僑の動向』にその一端が見える。

船から降りると、手荷物人夫が支那人であり、車夫が支那人であり、物賣りが支那人であり、町の目抜の所は、支那人の商店が櫛比し、暹羅人店舗や暹羅人は稀に見当たらないといふことには驚かされました。又私は、こちらへ参りまして、約五ヶ年にもなりますが、此間暹羅人から物を買ったことは、殆んどないと申しても良い位であります。

華僑の居る所は、盤谷市中だけではなく、暹羅国中津々浦々に至る迄蔓延して皆一緒懸命に働いて居ります。私は暹羅の南北及東の国境を覗いて来たことがありましたが、何處にも華僑の店があり、材木屋、精米所等があります。奥地旅行中に感じたことは、若しこの暹羅に華僑がいなかったならば、吾々は安心して旅行は出来ないといふことです。³⁰⁶

これの記述から、当時、タイ国に定住している華僑は、手荷物運送人・人力車の車夫・商人などあらゆる業種で働いていた。外国人は船から降りると、多くの華人の姿が見えるといわれた。作者は、タイ国に定住していた五年間のうち、タイ国の人から買い物したことが殆どなかったと指摘している。そして、タイ国全国に行くと、どこでも華商の店が見えたといわれた。

さらに、華僑の姿はどこでも見られ、タイ国における華僑の人数に関して、「1934年国民政府僑務委員会(National oversea Addairea Committe)報告書」

³⁰⁶ 三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940年10月、5頁(1-45頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

³⁰⁷によると、

在暹華僑人口ハ 2,500,000 人ト計算セラレ、之チ全世界華僑總数 7,800,000 人ニ対スレバ約三割強チ占メ華僑ノ分布上暹羅ハ断然第一位ニアリ。

とあり、中国側の国民政府僑務委員会の調査は、1934 年間に於いてタイ国に滞在する華僑は 250 万人と発表した。しかし、暹羅政府側は、「暹羅政府ハ華僑人口チ約 500,000 人ト称シテ居ル³⁰⁸」と、暹羅政府は華僑の人数は 50 万のみと発表した。その原因を追究すれば、『暹羅に於ける華僑の動向』によって、

暹羅政府では、支那本土で生まれたものを支那人と稱し、暹羅生れのもの
は、華僑の列に入れてありませんから華僑側の推定が正確に近い数字と考
へられます。³⁰⁹

暹羅政府は、暹羅国で出生した華僑幼児は、すべて暹羅人に帰化した。中国に生まれ、暹羅国に渡来した華僑のみ、「華僑」とされたことがわかる。当時のタイ国における華僑は、三種類に分けられる。第一は、中国で出生し渡来した華僑である。第二は、両親が中国人であったが、タイ国で出生した華僑である。第三は、両親の一方のみ中国人でタイ国で出生した混血児である。第一は、タイ政府も、国民政府僑務委員会も議論がなく、純然の「華僑」と認めたが、しかし、二つ目と三つ目は、当時の暹羅国国籍法により暹羅国籍を得たため、タイ政府は彼らが「華僑」の身分と認めなかった。そして、国民政府僑務委員会は、在タイ国華僑の人数が 250 万人としたが、暹羅国政府は 50 万人とした。

³⁰⁷ 「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。(原文は漢文字であるが、アラビア数字に改めた。)

³⁰⁸ 「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。(原文は漢文字であるが、アラビア数字に改めた。)

³⁰⁹ 三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940 年 10 月、3 頁(1-45 頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

そこで、『暹羅に於ける華僑の人口勢力』³¹⁰によって、1921—1937年にタイ国に進出した華僑の人数を表1に作成した。

表1、1921—1937年にタイ国に進出した華僑人数（単位：人）							
年次	入国者			出国者			入国・出国 の差
	男性	女性	計	男性	女性	計	
1921	63,000	11,000	74,000	38,000	7,000	45,000	29,000
1922	76,000	14,000	90,000	52,000	9,000	61,000	29,000
1923	87,000	21,000	108,000	50,000	10,000	60,000	48,000
1924	66,000	19,000	85,000	46,000	11,000	56,000	29,000
1925	66,000	18,000	86,000	44,000	9,000	53,000	33,000
1926	80,000	20,000	100,000	56,000	12,000	68,000	32,000
1927	109,000	31,000	140,000	50,000	11,000	61,000	79,000
1928	62,000	24,000	86,000	45,000	15,000	60,000	26,000
1929	55,000	15,000	70,000	39,000	12,000	51,000	19,000
1930	58,000	18,000	76,000	40,000	12,000	52,000	24,000
1931	54,000	16,000	70,000	39,000	13,000	52,000	18,000
1932	40,000	13,000	52,000	29,000	10,000	39,000	13,000
1933	13,000	3,000	16,000	21,000	8,000	29,000	-13,000
1934	20,000	5,000	25,000	20,000	8,000	28,000	-3,000

表1にから、1921年から1934年まで、タイ国に入国した華僑は、計107.8万人であり、出国した華僑は、計71.5万人であった。入国の華僑は出国の華僑よ

³¹⁰ 台湾総督府情報部「暹羅に於ける華僑の人口勢力」、『南洋華僑調査』による。台湾国立中央研究院台湾総督府図書館所蔵本による。

り 36.3 万人多かった。さらに、1921－1934 年に、入国した華僑の男性は 84.9 万人であり、入国した総人数の 78.7%を占めた。1921－1934 年に、入国した華僑の女性は 22.9 万人であり、入国した総人数の 21.2%を占めた。ついで、1921－1934 年に、出国した華僑の男性は 56.9 万人であり、入国した総人数の 79.6%を占めた。出国した華僑の女性は 14.6 万人であり、入国した総人数の 20.4%であった。当時タイ国へ移住した華僑の男女の比例は約 8:2 であった。1921 年－1932 年の間に、華僑の人数は出超となったが、1933 年から、入超になった。その原因は、華僑の流入を控えるため、1931 年に、タイ国政府は「入国税」の徴収額を引き上げた。

『暹羅に於ける華僑の動向』によると、

一九三一年入国税を、百銖の高率に引上げる夫迄は、華僑の入国超過数は、年々約二萬人となって居ります。即ち入国者六萬平均、出国者は四萬平均です。³¹¹

とあり、暹羅政府の統計から、1931 年より入国税を引き上げたが、入国した華僑の人数はまだ 2 万人であった。さらに、

一九三一年入国税引上迄は、兎に角二十元も金があれば、親類や友人を頼りに、又は全然頼りなしに来たものです。入国税金引上後はずつと入国数が減りましたが、昨年来再び盛んに来るやうになりました。入国税を友人や親類で立替て貰って、職にありつく時に、給料を月賦で返す、職にありつかぬ間は、郷土の人の店で、給料なしで働いて食はせて貰ふが…³¹²

とあり、「入国税」の増加は、華僑に影響があつたが、しかし、中国国内の内乱などで、海外へ移住する華僑の人数は減少していなかった。そして、「入国税」

³¹¹三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940 年 10 月、3 頁(1-45 頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

³¹²三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940 年 10 月、6 頁(1-45 頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

の増加に対応して、当時渡来した華僑は、タイ国に定住した友人と親戚とにお金を貸し、入国後に、無給で知人の店で働いたとある。当時華僑の有力者の来歴を調べると裸一貫で渡来し、筋肉労働から身を起した人が多数であったことがわかる。

この当時渡来した華僑の比率はどのようであろうか。「南洋華僑ノ出身別ニ就イテ」³¹³によって、表2を作成した。

表2、タイ国における華僑の出身別		
出身	人数	比例
潮州人	1300000	60%
海南人	250000	10%
客家人	20000	8%
広東人	250000	10%
福建人	250000	10%
広西人	5000	2%
合計	2500000	100%

表2によって、暹羅における華僑の種族は潮州人が最も多く、全体に対し約60%、ついで、広東人・海南人・福建人は各10%を占め、客家人は8%、広西等は約2%であった。人数の多寡に関係なく、タイ国の各華僑は、各団体商會を成立させた。

暹羅全国の華商を会員に持ち華僑全体を統制及代表する機関に中華商會があり、そのほか、潮州人に潮州

會館、広東人に広肇別墅、海南人に南溟商會、福建人に福建會館、客家に客屬會所のような族類會があった。

以上のように、20世紀前葉にタイ国における華僑の規模は、かなり多かった。

暹羅国政府は、暹羅国国境内に生まれた

³¹³ 支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ出身別ニ就イテ」、昭和十六年五月二十日。台湾国立中央研究院近代史郭廷以圖書館所蔵本による。

第二節 タイ国の華商の投資と銀行業

(1) 華商の投資

タイ国は、仏教を信奉していたため、金銭のような物質生活に対してあまり気にしなかった。そして、タイ国人は農業・政府職務などを特に好んだが、それに対して、19世紀—20世紀の間に、多くの華僑はタイ国に商業・金融業・工業・鉱業などの仕事に従事していた。³¹⁴華僑らは、故郷を離れ南洋で暮らし、祖先や一族の栄光となりたいため、一生懸命貯金し、生計をたてていた。タイ国の経済から見れば、華僑の貢献を軽視できなかった。20世紀前葉に、タイ国の華僑は故郷によって、各族に分かれたが、大体分業的に発展している。『暹羅経済調査』「調書」第八三号によれば、

華僑ノ職業的色別ハ判然シ居ラサルモ潮州人は精米業、商業労働者、広東人ハ商業、福建人ハ鑛業、園芸、客屬ハ貿易、海南人ハ漁業、飲食店及家庭労働者(ボーイ等)ニ概別セラル。³¹⁵

とあり、潮州人は主として、精米業、賣買業。広東人は主として商業。福建人は主として地方にあつて園芸及鑛山業に就いた、客家人は主として貿易業、海南人は漁業、製材及飲食店などの職業に従事していた。しかし、このような分布は絶対なものではない。支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別、出身別綜合一覽表」³¹⁶によって、タイ国の華僑らは、

主要職業：製米業、木材業、貿易、漁業ソノ他

³¹⁴高尾爲雄『南洋華僑事情』1938年7月、41-42頁(1-55頁)。台湾中央研究院台湾史台湾総督府図書による。

³¹⁵「調書」第八三号、『暹羅経済調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³¹⁶支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別、出身別綜合一覽表」、昭和十六年五月二十日。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

潮州人(60%)商業、貿易、製材業、精米業

広東人(10%)精米業、各種熟練工

海南人(10%)漁業、製材業、家庭使用人

福建人(10%)鑛業、ゴム産業、園芸

其ノ他(2%)大工、家具製造

とあり、タイ国に定住する華僑において、最も多い潮州人は、精米業、賣買業のみではなく、製材業にも従事していた。また、広東人も商業のみならず、精米にも関連していた。海南人は、漁業を十分に知り尽くしていたが、家庭使用人にも従事していた。福建人は園芸及鑛山業のみならず、ゴム産業にも関連した。このように、20世紀初めに、華僑はタイ国においての多数の行業に就業していた。これらのタイ国への華僑移民は、最初にタイ国に行くと、体力労働者のような仕事に従事し、数年後に貯金を貯めると、本業に投資か、開店か、あるいは、他の業種に転職した。そして、タイ国に5~10年間滞在した華僑は、ほぼ投資事業に従事している。

表3、タイ国の主要産業に対する華僑の投資額	
精米業	1,600万バーツ
製材業	740万バーツ
銀鑛業	650万バーツ
護謨園	1,200万バーツ
雑工業	100万バーツ
電気事業	100万バーツ

昭和14年(1939)4月の「調書」第八三号『暹羅經濟調査』³¹⁷によると、当時の華僑がタイ国へ投資した規模が見える。

表3から、華僑のタイ国への投資の最も多いのが精米業と護謨園³¹⁸であり、雑工業と電気事業の比率は

³¹⁷ 「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³¹⁸ 護謨：天然ゴム・合成ゴムなど、特有な弾性（ゴム弾性）をもつ物質の総称。当時の護謨園は主に東南シヤム湾沿海地帯と半島部に栽培していた。

精米業と護謨園の総額の7.1%を占めている。タイ国は亜熱帯地方に位置し、ゴム植物の成長に適しているため、多くの福建出身の華僑はゴム園を経営している。タイ国のゴムは産量と輸出量が世界の一番多い国の一つであった。これはタイ国の華僑の貢献が関係すると思われる。さらに、タイ国は産米の大国であり、米の販売は清代から華僑が把握していた。そして、新移民華僑のみならず、明清時代の華僑の後裔も精米所を経営している。タイ国の主要産業に対する華僑の投資総額は、約4,390万バーツを超えた。「暹羅経済調査」によると、1930年代に、タイ国における投資の有力華僑は、中華民国駐暹商務官陳守明（龔利）、中華総商会会頭光興利、廖公圃、陳鴻儀（陳炳春）、鄭大孝、金財気（財合）、許添福（許和発）、許仲宜（老長発）であったことがわかる。³¹⁹しかし、海外華僑の経済活動の多くは下層労働及び中小商人であったため、その資金は分散し、組織も散漫で、華僑金融機関が十分に発達し

させないと思われる。華僑の金融機関は南洋方面にあつては多くあるが、その規模は大きくない。

さらに、支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別ニ就イテ」³²⁰によると、

泰国ニ於ケル商業ハ殆ンド華僑ニ依リ独占セラレ其ノ主ナルモノハ仲介商業及ビ貿易業ニシテ農業ニ於テハ見ルベキモノナシ。農業ニ従事スルモノ以外ノ労働者亦泰国全労働者ノ七割ヲ占メアリ。

とあり、タイ国における商業は基本的に華僑が経営していたことがわかる。タイ国へ移住した華僑は、主に商業、貿易業に従事し、農業のためにタイ国へ移住した華僑が殆んどいなかったと思われる。それは、タイ国の農業はほぼタイ

³¹⁹「調書」第八三号、『暹羅経済調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³²⁰支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別ニ就イテ」、昭和十六年五月二十日。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

国人が従事していたためである。華僑の中で農業に従事していないタイ国の総労働者の7割を占めていたことがわかる。ついで、支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別ニ就イテ」³²¹によって、表4を作成した。

表4、タイ国における華僑の職業と労働者		
業別	華僑労働者数	全労働者に対する百分比
産業労働	932 万	17.1%
建築労働	270 万	4.9%
交通労働	2575 万	47.1%
被服工	165 万	3.2%
技術機械工	1055 万	19.3%
細工工	27 万	0.4%
雑役夫	415 万	7.6%
総計	5439 万	74.5%

表4から、当時タイ国における華僑の職業は、建築業、牧畜業、鑛業、商業等の各種種類に及んでいる。華僑の労働者数は、タイ国の全労働者に対して74.5%を占めた。そのうち、タイ国労働者中において、最も大きい割合は交通労働であった。

(2) 華商の銀行業

1930年代、タイ国における主要な国立銀行は、1903年に創立した「シヤム商業銀行」および1913年の「国家貯蓄銀行」であった。³²²「シヤム商業銀行」は

³²¹支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別ニ就イテ」、昭和十六年五月二十日。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³²²「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

主に「国庫事務ヲ取扱フ外産業資金ノ融通ヲ行フ」³²³すなわち、国家事務や海外資産の管理を取り扱い国立銀行であり、「国家貯蓄銀行」は「郵便局ヲ利用シテ郵便貯蓄ニ類スル預金ヲ取扱フ」³²⁴すなわち、郵便貯金を扱うような銀行であった。

華僑は投資規模の拡大につれ、華僑の有力者はタイ国の銀行業界を踏み込んだ。華僑の金融業は、欧米銀行に伍し一般銀行業務と為替業務の外に、四海通、華僑、順福成、炳春、また広東銀行等の五行があった。³²⁵その外に、栄興、広順利、泰山、鬻利等の当座預金を扱わない銀行もあった。³²⁶さらに、栄興、広順利、泰山、鬻利のような当座預金がない銀行は、普通の華僑銀行より規模と資本金が少ないのほうが多い。

銀行以外に、華僑は、自身の送金を便宜にするため、「信局」または「批局」と呼ぶ専門送金の店も出現した。当時の華僑らは、自分の生活費を削っても、親兄弟がいる郷里へ必ず送金する美風がある。特に、海外で生計を立てる華僑は、国家的観念は薄いのが、郷土的観念即ち郷土に対する愛は相当深いものがあり、海外での収入の多寡に関係なし故郷へ送金した。タイ国の華僑の大部分は教育をあまり受けないため、「信局」または「批局」は、中国への小口送金や為替を取り扱いのみならず、送金人の通信文の代筆も営業していた。³²⁷このような「信局」は全タイ国に百軒があったと言われる。「信局」の資本金は、普通の銀行より少なかった。

³²³「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³²⁴「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³²⁵高尾為雄『南洋華僑事情』、昭和十三年七月、35頁（1-55頁）。台湾国立中央研究員台史所総督府所蔵本による。

³²⁶高尾為雄『南洋華僑事情』、昭和十三年七月、35頁（1-55頁）。台湾国立中央研究員台史所総督府所蔵本による。

³²⁷高尾為雄『南洋華僑事情』、昭和十三年七月、35頁（1-55頁）。台湾国立中央研究員台史所総督府所蔵本による。

1937年ごろ、タイ国における主要な華僑銀行は表5に示した。³²⁸

表5 1937年におけるタイ国の華僑銀行		
銀行名	資本金	本店
華僑銀行	40,000 千海峡弗	新嘉坡
四海通銀行	20,000 千海峡弗	新嘉坡
広東銀行	10,000 香港弗	香港
順福成銀行	1,000 千銖	盤谷
炳春銀行	1,700 千銖	盤谷
栄興銀行	3,000 千銖	盤谷
広順利銀行	400 千銖	盤谷
泰山銀行	600 千銖	盤谷
豊利銀行	1,000 千銖	盤谷

表5から、1937年に、タイ国における華僑銀行は、本店が新嘉坡にあるのが二軒、本店が香港にあるのが一軒。その以外の六軒はすべてタイ国の華僑が創立した銀行であった。タイ国の華僑銀行は、すべて外国銀行との新式銀行であり、形態目的共に外国銀行と大差別がない。香港の広東銀行は、香港政局の不安定のため、1935年に営業停止したが、二年後の1937年に復活し再開店した。

³²⁹華僑銀行以外に、タイ国における海外の銀行は六軒があった。外国銀行はイギリスの「香上銀行」(Hongkong & Shanghai Banking)、「渣打銀行」(Chartered Bank of India Australia & China)、「有利銀行」(Meroantile Bank of India)と、

³²⁸高尾為雄『南洋華僑事情』、昭和十三年七月、35頁(1-55頁)。台湾国立中央研究院台史所総督府所蔵本による。

³²⁹三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940年10月、31頁(1-45頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

日本の「横浜正金銀行」(Yokohama Specie Bank)、フランスの「印度支那銀行」(Banque de Indo-China)と印度支那不動産銀行(Credit Foncier de Indo-China)があった。当時の華僑銀行の預金は「在暹全銀行預金総額五千万銖見当ノ内華僑銀行ノ預金高ノ大体一割内外ニ止マルモノノ如シ³³⁰」とされ、在タイ国の華僑銀行の預金は、全タイ国銀行預金の約一割を占めた。

暹羅における主な華僑銀行は次の如くである。

1、 華僑銀行 (Oversea Chinese Banking Corporation)

華僑銀行の本店は新嘉坡にあったが、支店³³¹は東南アジア地方に遍くおかれた。華僑銀行の支店はマレーシアのペナン・マラッカ・イポー・ムアール・スレンバン、中国のアモイ・上海、タイ国のバンコク、インドネシアの Djambi・Palembang・スラバヤ、ミャンマーのヤンゴンなどに伸張していた。華僑銀行の資本金は4,000万海峽弗であったが、1,000海峽弗は福建出身の華僑からの出資であったが、この銀行の責任者は、主席徐垂清・副主席李光前・総理陳廷謙ですべて華僑であった。

2、 四海通銀行 (The Sze Hai Tong Banking & Insurance Co.)

四海通銀行は1907年に、陳瑞麟をはじめとする新嘉坡の潮州籍華僑によって創立された。四海通銀行の本店は新嘉坡であり、支店はバンコク・香港・汕頭・上海にあった。四海通銀行は1972年に、上記の華僑銀行によって買収された。

3、 広東銀行 (Bank of Canton)

広東銀行は1911年に香港で創立された。1937年ごろ、広東銀行の資本金は1,000万香港弗であり、支店はタイ国のバンコクと、中国の広東・上海・漢口などであった。1936年に、広東銀行は多くの国民政府の官僚資金が流入され、宋

³³⁰ 「調書」第八三号、『暹羅経済調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

³³¹ Amoy, Bangkok, Batavin, Batupapaat, Djambi, Hongkong, Ipoh, Kotabahru, Knallumpur, Malacca, Muar, Palembang, Penang, Rangoon, Seremban, Shanghai, Sourabaya.

子文は経理に就任した。広東銀行は政局の不安定のため、二年間ほどで営業停止になった。

4、 順福成銀行 (Song HockSeng Bank)

順福成銀行は1908年にタイ国における潮州人鄭舜之一族によって創立された。順福成銀行の本店はバンコクであり、支店は香港、新嘉坡、汕頭に置かれた。順福成銀行の資本金は100万銖であり、上記の海外銀行より少ないことがわかる。

5、 陳炳春銀行 (Tan Pen Choon Bank)

陳炳春銀行はタイ国の潮州華僑陳炳春氏一族をはじめとして創立された。陳炳春銀行の資本金は800万銖であり、本店はバンコクで、支店は香港に置かれた。

6、 鬻利銀行 (Wang Lee Bank)

鬻利銀行は、タイ国の潮州人陳守明氏一族の出資によって創立された。鬻利銀行の本店はバンコクであったが、支店は香港、新嘉坡、汕頭に置かれた。

7、 泰山銀行 (Thye San Bank)

泰山銀行は、タイ国の温州人陳崢嶸氏が50万銖を出資して創立された。泰山銀行の経理は陳崢嶸であり、本店は、バンコクであったが、支店は香港、汕頭にあった。

8、 広順利銀行

広順利銀行は、タイ国の広東人によって創立され資本金は50万銖であった。本店は泰山銀行と同じくバンコクであり、支店は香港と汕頭で開設された。

上述のように、当時タイ国における華僑に関する銀行の状況がわかる。当時の華商系の銀行は、半分くらいタイ国の華僑商人により創立されたものである。そのほか、福建人が創立した新嘉坡の銀行もタイ国の華僑界に業務を拡大した。

さらに、国民政府資本を含めた広東銀行もバンコクなどの南洋各地に代理行を設置した。タイ国の華僑銀行の出現と拡大は、当地華僑商業の発展を証明した。20世紀30年代の華僑銀行は、預金、貸付、為替を主要業務としているが、その預金利率もタイ国のほかの銀行より高かった。「調書」第八三号、『暹羅經濟調査』によって、当時華僑銀行の預金利率は、表6のようである。

表6 華僑銀行の預金利率			
	組合銀行	華僑銀行	備考
定期預金	年利2%	年利4-6%	華僑銀行ハ預金利率協定ニ加ラズ各自ノ立場ヨリ區區ノ利率チ定ム
当座預金	年利1%	年利2%内外	
当座貸越	年利5%	年利8-10%	

表6によれば、当時の華僑銀行の利率はタイ国の他の銀行より2倍ほどに達した。それは、華僑銀行は、資金を引き付けるための手段であったと思われる。さらに、タイ国は米穀の輸出大国であり、華僑によって経営した精米店も特に多かったため、米の輸出期に伴い、華僑の銀行の送金も繁忙期と閑散期があった。それに対して、銀行の利率も調整されている。

また、1924年3月9日付の『暹京日報』に香港の広東銀行の広告が見られる。

活期儲蓄

(金額) 存儲金額初次人數至少五銖，自後滿一銖外，多少任便。

(利息) 調息三厘半算，按日計息，每逢結算期併入存款，利上生利。

整存整付

(金額) 存儲金額至少須滿一百銖

(利率) 此項利息從優付給，欲知詳細請到面議

(期限) 欸期限由本人訂定至少以半年為期

(限定) 存款須到期方得支取

存本付息

(金額) 存款金額須滿五百株

(利息) 此項存款利息優付面議訂定

(付息) 付息之期由本人面訂或每一個月每三月每半年每年算付一次均可

この広告から広東銀行は 1924 年ごろの普通預金は、5 銖から口座が作られ、利率は 3.5 釐であった。定期預金は、100 銖から口座が作られ、最低期限は半年であった。さらに、本金を預金し、利率は三ヶ月ごとか、半年ごとか、一年間ごとかで取り出せる預金の種類もあった。

ついでに、1928 年タイ国の中国語新聞『国民日報』に「香港商辦廣東銀行有限公司廣告」が掲載されている。

本銀行實備資本港銀一千一百萬元，另盈餘積項港銀八十五萬元經在香港政府註冊專營銀行。一切業務凡屬通商大埠均設有分行，或代理，故匯兌靈通。所有附貯撥揭格外克己，而於儲蓄一部，尤利便於勞工積貯 諸君惠顧無任歡迎

總行——香港 德輔道六號

分行——廣州 西堤大馬路十號 上海 寧波路八號

漢口 英界湖北街十九號 紐約 活夫路二百號

金山 大埠孟金子利街 汕頭 永平馬路一號

暹羅 耀華力路一七三號 營業部電話三百二十三號

【附貯利息列左】

一年期 周息五釐 半年期 周息四釐 三個月期 周息三釐 活期 周息二釐 來往數 周息二釐

儲蓄 周息半三釐 十株起碼 便可儲蓄 另有章程 函索即奉

香港商辦廣東銀行暹羅支行司理 黃慶

この広告から、広東銀行は香港銀 1,000 万元以上であり、香港のみならず、広州・上海・漢口・紐約・金山・汕頭・暹京にも支店を設置し、預金以外にも為替なども経営している。しかし、口座開設の最低金限は、5 銖から 10 銖とし、利率も 4 年前により増えた。もし、タイ国の華僑銀行の利率は 5 釐ぐらいなら、タイ国の他の銀行は大体 2.5 釐であったと思われる。

華僑の金融業は、タイ国華僑により専用送金の「信局」もあった。「信局」は、私設の在暹華僑の送金依頼を引受ける店であった。暹羅全国に約 100 店があり、『南洋華僑事情』によれば、1937 年ごろの主要な信局は表 7 のようである。

表 7 1937 年におけるタイ国の主要な信局	
信 局 名	資本金
吳泰安	150 千銖
根成興（主人：馬立群）	150 千銖
和合祥	150 千銖
炳春	150 千銖
成順利（主人：鄭大臣）	150 千銖

資本金は各店で違っていったが、大きいものは約十五万銖、小資本のものでも五万銖であった。³³²華僑の送金額は汕頭の僑務委員会の報告によって、暹羅華僑の年送金額は、1930 年迄は年約 3,400 萬元、その後は悪くなって約 2,000 萬元内外があった。しかし、『暹羅經濟報告』によれば、当時の華僑銀行は「年額二、三千万銖ニ上ル華僑ノ本国送金モ取扱フ外輸出入貿易ニ於テモ重要ナル地位ヲ占ム」、とあるように、華僑銀行などは 1941 年になると、華僑の送金額も 1931 年の 3,000—4,000 万より、三分の一ぐらい減少していた。減少の原因は、タイ

³³²三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』、1940 年 10 月、31 頁(1—45 頁)。台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本による。

国の不景気と中国軍伐の搾取を恐れて送金を控えていたためと思われる。当時の華僑の金融機関は、銀行と信局であった。³³³

さらに、汕頭銀行錢莊商店調査によって華僑送金額を次の表8ように作成した。

表8、1930-1935年汕頭銀行錢莊商店の華僑の送金	
年次	暹羅→汕頭の送金額
1930	4,000 万元
1931	3,500 万元
1932	3,200 万元
1933	2,700 万元
1934	2,000 万元
1935	1,500 万元

表8から、1930-1935年に、華僑は汕頭への送金額は年々漸減の傾向があった。これは、1930-1935年に、華僑出入国の人数と正比例となる。これは、世界の不安定等の影響のみならず、欧米商人・日本商人の進出と当時タイ国政府の華僑圧迫政策にも深く関係があったと考えられる。

おわりに

上述のように、20世紀初期、タイ国における銀行と信局の出現につれ、タイ国の華商にも便宜を提供し、資金の運転にも支持をあげた。周知のとおり、今までも海外に生活の華僑は、中国国内に暮らしている家族に送金の習慣がある。

³³³ 「調書」第八三号、『暹羅経済調査』、株式会社華南銀行、昭和十四年四月、11頁。台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本による。

20世紀初期の華僑らは、銀行と信局を通じて、定期的に中国国内にいる家族に送金していた。もちろん、華商銀行の送金業務は、家族への送金のみならず、貨物の代金、中国国内への投資などもあった。

タイ国に入国した華僑は、主に中国の沿海地方より来て、最初は知人の店か、知人の紹介での店か仕事し、貯金を貯めれば、自分の商業を開ける。

タイ国に定住する華僑において、最も多い割りの潮州人は、精米業、販売業のみではなく、製材業にも従事する。広東人は主として商業、精米業を営む。海南人は、漁業と家庭使用人も従事していた。福建人は主として地方にあって園芸及鑛山業のみならず、ゴム産業にも関連する。当時タイ国における華僑の職業は、建築業、牧畜業、鑛業、商業等各種種類に占めていた。華僑の労働者数量は、タイ国全労働者に対する74.5%と占めた。其のうち、タイ国労働者中において、最も大きい比例なのは交通労働であった。当時華僑の有力者の来歴を調べると裸一貫で渡来し、筋肉労働から身を起した人が多数であったことがわかる。

華僑は投資規模の拡大につれ、華僑の有力者はタイ国の銀行を開設した。当時タイ国における華商の銀行は、タイ国本地の華商銀行のみならず、香港や新嘉坡からの華商銀行もあった。そして、華僑の金融業は四海通、華僑、順福成、炳春、また広東銀行等の五行があり、その外に、榮興、広順利、泰山、鬻利等の当座預金を扱わない銀行もあった。20世紀30年代の華僑銀行は、預金、貸付、為替を主要業務としているが、貯金を引き付けるため、預金利率もタイ国のほかの銀行より高かった。華僑らは、海外での収入は多寡でも故郷へ送金し、そして、タイ国の「信局」または「批局」も数何所出現された。当時の華商系の銀行は、半割ぐらいタイ国に華僑商人より創立されたものである。タイ国の華僑銀行の出現と拡大は、当地華僑商業の発展と投資の増進にも証明した。

結 論

17－20 世紀におけるタイ国華人の研究の意義

暹羅国と中国との通交には長い歴史がある。暹羅国と中国との往来が最も顕著な特徴は華人の移民と貿易である。宋代以前に華人が暹羅国へ移民した記録は不明であるが、タイ国境内の諸国と中国との積極的で友好的な関係があったことは史書³³⁴に見える。

現在のタイ国領内に、12 世紀にあった真里富国の商人が、宋代の寧波に通商のために来航している。宋代になると華人は貿易か、国内政治の混乱から避難するためなどの理由で暹羅へ渡海し、一部分は当地に定住した。元代になると中国と暹羅国の関係はさらに緊密になり、貿易、経済、政治、朝貢のみならず、技術上の交流も盛んとなった。

元代の周達観の『真臘風土記』には、当時に真臘に定住した華人の状況を描写し、多くの華人が当地婦人と通婚していたことを記している。³³⁵

暹羅国は、明朝の初期の洪武四年（1371）から朝貢国として朝貢し、洪武十六年（1383）に明王朝から「勘合」符を受給し朝貢を続けた。14 世紀以降から、華人は暹羅国王と中国の朝貢貿易に参加し始めた。暹羅国にとって、中国には広い市場と豊富な商品があった。さらに、華人は暹羅国と中国との海路を熟知していたため、朝貢船の水先案内人や船員などとなって参加した。華人は堪能な中国語を使い、中国との貿易も円滑に行った。暹羅国王は、明朝の海禁政策に対応するため、暹羅国王の代表使節や通事として華人を派遣した。このため、暹羅国と中国との朝貢関係は、順調に進んだ。このように、暹羅国は華人を雇い、それに伴い、華人も生存のため暹羅国へ移民したものも多かったと言える。

³³⁴ 『梁書』 卷五十四、狼牙修国伝。

³³⁵ 元朝周達観の『真臘風土記』、中外交通史籍叢刊、『真臘風土記校注、西遊録、異域志』、中華書局、2000 年 4 月、146 頁。

清代になっても、暹羅国は中国の朝貢国であり、関係が良好であった。中国と暹羅の貿易形態には二種類がある。すなわち朝貢貿易と民間貿易である。暹羅国から広州に来航した朝貢船が齎し貨物は、皇帝に進呈する朝貢品以外に、大量の貿易品も運んできた。最初の貿易は朝貢貿易を中心に、暹羅が献上品を持ち込み、中華皇帝に献上した。朝貢船で運ばれた朝貢品以外の貨物は、中国が許可した地で発売された。暹羅国の王室が直接海外貿易に参加しないで、華人が自由に貿易を運営していたため、17-20世紀における中国は暹羅国の最も重要な商品交易地となり、暹羅国王の朝貢貿易や私人貿易もほぼ華人によって運営され、暹羅国の朝貢船の運航者や商人や船員などはほとんど華人が占めていた。

例としては、雍正六年（1728）六月に暹羅国王の命で中国厦門へ米穀を発売するつもりで華人陳宇や林宣があげられる。清の康熙末期になると中国の東南沿海地域では米穀の供給に不足の状況³³⁶となり、清政府は中暹の米穀貿易を奨励したことで、中暹両国の民間貿易が活発となった。康熙後期から外国米の輸入政策を緩和したことで、暹羅国から輸入外米の数量が急増した。民間貿易で運ばれた米穀は、清朝が免税としたため、その特権を利用し暹羅国王に大きな利益をもたらした。同時に、朝貢船が中国で購入した貨物も免税とされ、暹羅国は帰国するときに多くの中国物産を購入し帰帆して、それを暹羅国は他国に転売した。

雍正六年（1728）六月に暹羅国王の命で中国厦門へ米穀を発売するつもりで華人陳宇や林宣は暹羅から出帆した。しかし、大風で同年八月に海南島の渝林港に漂着した。そのほか、雍正六年（1728）十二月に、呂宋とマニラの五人は海南島の北洋墩に漂着した。当地で言葉が通じないため、たまたま海南島に滞

³³⁶張維屏「粵食」、『廣東文征』第五冊、香港中文大学出版社、1978年、418頁。

在していた暹羅国の華人通事陳宇や林宣はこの遭難者の話を通訳し、地元の張奇に伝えた。張奇は通訳によって、この遭難者の状況がほぼ理解できた。この事件が順調に解決できたのは、華人通事が重要な役割を演じている。この事情を見ると、暹羅国の船が米穀貿易を行っていたが、その船は華人が運航していたことがわかる。

広州に来航した暹羅朝貢船は、名目上は朝貢であったが、実は民間貿易の比重が大きかった。華人が当時暹羅の貿易に参加し推進したと考えられる。朝貢貿易に関しては、華人による中暹貿易において、取り扱われた貿易品の中に、船の底荷物として利用された圧艙貨物³³⁷として、17-18世紀の時期において暹羅国は、蘇木を自国の特産物として海外へ輸出し、中国への朝貢にも皇帝・皇后へ献上している。暹羅国から中国と日本へもたらされた蘇木の使用方法は、同一ではなかった。暹羅国から中国へもたらされた蘇木は重要な薬剤として使用され、日本へもたらされた蘇木は、主に重要な染料として使用されていた。このような暹羅国の蘇木貿易にも華人が大いに関与していたことは確かであろう。

17世紀中葉になると、日本商人・西欧商人が暹羅国市場から撤退し、華人は暹羅国王の重要な貿易協力者になった。暹羅国の輸出貿易に関する各業において華人の参与が顕著であった。貿易の発展は移民の規模と移民社会の形成を推進した。

明清時代の中国は暹羅国に対して一貫して良好な関係を維持していた。朝貢船が廣州港に来航すると廣州の地方官は招待宴を開き、上京に際してその路程を伴送官と一緒に随行した。使節が北京に到着すると礼部から役人が派遣され、

³³⁷清代の中国と琉球との朝貢貿易に関しては、松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』、榕樹出版、2003年10月、191-204頁参照。

使節に対し飲食、宿舎などを提供した。³³⁸そのほか使節の役馬は専門の馬館で飼育された。使節が朝貢旅程の途中で不幸にも病死した時は、清政府は棺などの配慮だけではなく慰問銀も贈呈している。³³⁹

華人が中暹貿易に参加することで暹羅国と清代中国との貿易は一層順調に進んだ。華人は暹羅国使節として清朝との交流にも関与し、清朝皇帝から様々な便宜を受けた。暹羅国と清代中国との緊密関係には、華人の作用を無視することができないと言える。華人が積極的に暹羅国の中暹貿易に参加したため、華人の暹羅国への移民の進行を推進したのみならず、中国と暹羅国との貿易にも多いに貢献した。その貿易による利益は暹羅国王室の財政を潤した。

第一部で述べたように、中国と暹羅国との朝貢貿易のみならず、民間貿易においても暹羅国在住の華人が大いに関係したことを明らかにした。その暹羅国がタイ国に代わり、中国とも朝貢関係がなくなった中で、タイ国に居住する華人がタイ国の社会の中で、どのようにタイ国社会との文化交渉、文化摩擦などを発生したかについて、第二部で述べた。

清末から民国初年の間に、タイ国の華人社会には多くの種類の新聞が出版された。華人新聞は華人経済の発展を促進したのみならず、中国とタイ華人の距離を縮め、華人社会において重要な知識の情報源になった。

20世紀前葉、タイ国へ移住する華僑は、男女の比例は約8:2割であった。20世紀初期、華僑移民の増加につれ、多くの混血児が生まれた。しかし、彼らは、両親の如何に拘らず、暹羅に於ける出生児は総て暹羅法律の下に暹羅市民たるべく規定されている。そして、タイ国政府は、中国に生まれ、暹羅国に渡来した華僑のみ、「華僑」と対応していたとわかる。そして、国民政府僑務委員会は、

³³⁸琉球国の場合については、松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』、関西大学出版部、2011年10月、52-101頁参照。

³³⁹琉球国の場合については、松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』、関西大学出版部、2011年10月、105-129頁参照。

華僑人数が 250 万人と記したが、暹羅国政府は 50 万人とした。

当時の華僑がタイ国への投資は、主に商業、貿易業に従事し、農業のためタイ国へ移住する華僑は殆んどいなかった。華僑の中で農業に従事しないものはタイ国の総労働者の七割を占めた。タイ国における華僑の職業は、牧畜業、鑛業、商業等各種に及んでいた。華僑の労働者数は、タイ国全労働者に対して 74.5% を占めた。

20世紀初期のタイ国において華僑華人による社団、商会などが多数出現し、タイ国経済の重要な役割を担っていた。華人の工商業社団は、経済貿易を保護、推進するために成立した経済性の民間団体となった。³⁴⁰彼らは、上海産・香港産の商品を大量にタイ国へ輸入し販売した。タイにもたらされた中国の上海産や香港産の商品は、タイ国輸入額の7割を占め、ヨーロッパの舶来品の独占的な地位を崩壊させた。

この時期の広告宣伝は主に「国貨」・「救国」等の時代的特徴が見える語彙を愛用・多用し、タイ国在住の多数の華人は教育水準が低く、科学的知識が乏しく、広告において宣伝の語彙を使用する際には、誇張表現や絵画表現などの方法を多用し、時代的特性を反映していたと言える。

19 世紀中葉から 20 世紀前葉において、タイ国の定期航路は次々と展開した。1924 年 3 月に、バンコク港から出航した汽船の目的港の最も多いのは汕頭であったが、入港した汽船の出発港の最も多いのはシンガポールであった。その他、バンコク港に出航した汽船の目的港は、汕頭・タイ国東部の尖竹汶港・シンガポール・香港・安南・海南島の海口があったが、入港した汽船の出発港は、目的港より吉羅、華龜打の二地が見られた。ついで、バンコク港において運航した汽船会社は耶社直輪船公司、英商太古輪船公司、英商怡和輪船公司、古晋慕

³⁴⁰須山卓、市川信愛、『華僑社会の特質と帮派：その歴史の変容過程の研究』、長崎大学東南アジア研究所、1976 年 6 月。

娘輪船公司以及法輪公司があったほか、「租載」すなわちチャーター船も大きな比率を占めていた。

海上貿易の発展につれ、19世紀末期から20世紀初期にかけてタイ国に進出してきた欧米系の保険会社は多く見られる。しかし香港や上海において成立した華商系の保険会社も相次いでタイ国へ進出し、華商の業務を受託していたことがわかる。タイ国に進出した華商系の保険会社の多くは、華商の経営の安全を保障し、当地の華人商業の発展を推進したのである。これらの保険会社は、欧米系の影響を受けタイ国における華商の保険会社は少なくとも16社があったことがわかる。こちらの保険会社の本社が、香港が6社、上海が10社であった。とくに水上保険に従事している会社が6社、人壽水火保険すなわち生命・水上・火災保険に従事する会社は4社、火災保険のみに従事する会社は5社、汽車保険に従事する会社が2社のみであった。

教育において、1924年以前のタイ国では、華人学校は数校が開設されたが、華人教育は主に小学校が中心で、高等師範学校などの教育はほとんど行われていなかった。当時は男女同学の学校と、男女を分ける華人学校もあった。言語教育として基本的に中国語だけでなく、広東東部と福建地方の方言も教えていた。大部分の学校の規模は大きくなく、ほとんどの学校の生徒数が100人以内と見られる。1925年以降、有識華人の努力によって、華人学校は緩やかに発展した。1926-1930年の間、タイ国では、幼児を就学させる風潮が興り学校の状況が一変した。

華人学校は生徒の級別により学費を徴収し、初級は高級より学費が安く、高級は選修・特別組より安かった。さらに、当時の華人学校は困難な華人子弟の就学のために、学費免除の方法で募集した。このように、各学校により方法が異なっていたが、先進的な華人が子弟を教育させるための条件が1920年代より

も大いに改善された。20世紀前半において、タイ国の華商や有識華人は積極的に華人学校が成立し、華人教員・生徒を募集した。

1916年にタイ国政府は、華人学校を含め、国内の学校を規制するため、厳格な法例を発した。1916年の条例により華人学校は毎週3-7時間のタイ語授業を強制された。1921年になるとタイ国政府は、華人学校に対し「暹羅強迫教育実施条例」を公布した。この条例によって、華人学校のタイ語の授業時間は毎週3-7時間から毎日4時間へと拡大された。1935年にはタイ政府は、条例を改め、7歳から14歳の華人生徒をすべてタイ語学校へ転校させ、その他の華人学校は、毎週7時間の中国語授業から2時間に制限された。タイ国政府は、このように華人教育を圧迫し、華人子弟のタイ人化を進めた。

このことでタイ政府の華人政策は、内外の華人華僑の抵抗を受けることになる。さらに華僑商会などによりタイ国産の米穀の不買運動へと発展した。20世紀前半におけるタイ国各地の華人学校の発展には多くの困難があった。その原因は、第一に、当時の中国の情勢が不安定で、タイ国と正式な国交が無いことに起因している。また中国政府は、海外華人を保護せず、海外華人の教育にも無関心であった。第二は、タイ華人の増加に加え、華人商業が発展していたことで、タイ政府は華人社会の強大化を恐れ、教育条例によって華人生徒のタイ国人への同化を考えたのである。この二つの要因により、20世紀前半のタイ国の華人教育は、多くの困難を被ったのであった。このように、暹羅国に移住した華人は暹羅国社会の中で、対外関係特に中国との関係に、重要な役割を果たし、その後、タイ国が建国されて以降、華人の移民の末裔であるタイ国在住の華人たちは、特に教育、保険、銀行、汽船会社など様々な分野において活躍していたことがわかる。

上記のように、17-20 世紀 30 年代までの暹羅国の時代において、華人は、暹羅国の特に王室の経済発展に大いに関係したことがわかる。暹羅国の対外貿易、特に中国との朝貢貿易や民間貿易の発展は、華人の貢献なくしては語るができないであろう。このように、暹羅国における華人は、中国との海外貿易において、看過することができなかつた存在であつたと言える。

1930 年代に成立したタイ国における華人華商は、タイ国社会に根付き、商業、航運業、保険業、銀行業、投資などの経済分野において大きな役割を担っていた。しかし、タイ国における華人社会の拡大は、タイ国政府にとって必ずしも好ましい状況ではなかつた。その一端は、華人が子弟の教育のために力を注ぐことに多いに警戒し、教育面で「強迫教育実施条例」などにより、タイ国在住の華人子弟にタイ語の学習を強化する政策を取り、タイ国在住の華人のタイ国人化を進めた。しかし、華人は、それに抵抗しながらも、華人としてのアイデンティティを保持しようと尽力した姿が第二部で述べた各章から読み取ることができるであろう。

初出一覧

序 章

第一部 清代中国とタイ国との交渉における華人の活動

第一章、17世紀以前における中国・暹羅国の華人と往来（未発表）

第二章、清代中国に來航した暹羅国の朝貢

「清代中国に來航した暹羅国朝貢使節の待遇について」『東アジア文化交渉研究』、関西大学大学院東アジア文化研究科第6号、2013年3月、541～554頁。

第三章、清代中国と暹羅国の朝貢貿易における華人の参与

「康熙・雍正時期の中暹朝貢貿易に見る圧艙貨物」『千里山文學論集』（第86号）・関西大学大学院文学研究科、2011年9月、1～14頁。

第四章、清代中国と暹羅国との民間貿易—蘇木を中心に—

「17世紀中葉—18世紀中葉における暹羅船の中国・日本への蘇木貿易」『或問』第21号・近代東西言語文化接触研究会、2011年12月、43～52頁。

第五章、清代中国に來航した暹羅国の華人使節

「雍正六年における暹羅国の中国語通事について」『或問』第19号・近代東西言語文化接触研究会、2010年12月、41～50頁。

第二部 近代タイ国における華人の活動

第一章、20世紀前葉タイ国における中国商品の流通

「20世紀前葉におけるタイ国華字新聞に見る中国商品の広告」『東アジア文化交渉研究』、関西大学大学院東アジア文化研究科第7号、2014年3月、463～476頁。

第二章、20世紀前葉タイ国における中国との汽船航路

「20世紀前葉タイ国におけるタイ国と中国との汽船航路」『文化交渉』第4号、2015年2月、149-164頁。

第三章、20 世紀前葉タイ国における華人の保険業の展開

「20 世紀前葉におけるタイ国華字新聞に見る華商保険会社」『南島史学』第 82 号、2014 年 12 月、26～36 頁。

第四章、20 世紀前葉タイ国における華人教育

「20 世紀前半のタイ国華字新聞に見る華人教育」『或問』第 24 号・近代東西言語文化接触研究会、2013 年 12 月、83～96 頁。

第五章、20 世紀前葉タイ国の華人教育政策

「20 世紀前半におけるタイ国の強迫教育政策下の華人教育」『文化交渉』第 3 号、2014 年 9 月、193～204 頁。

第六章、20 世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業（未発表）

結 論 17－20 世紀におけるタイ国華人の研究の意義

参考文献

史料文献

中文古籍史料

- 『清實錄聖祖仁皇帝實錄』（中華書局、1985年）
- 『清實錄世祖皇帝實錄』（中華書局、1985年）
- 『清實錄高宗純皇帝實錄』（中華書局、1985年）
- 『大明會典』（廣陵書社、2007年）
- 『大清會典』（近代中国史料叢刊第三編、第七十二輯、文海出版社、1992年）
- 乾隆『欽定大清會典則例』（『四庫全書』第622冊、上海古籍出版社）
- 『明清史料』庚編（中華書局、1987年）
- 『康熙朝滿文朱批奏摺全記』（中国第一歷史档案館編、中国社会科学出版社、1996年）
- 『雍正朝漢文硃批奏摺』（中国第一歷史档案館編、江蘇古籍出版社、1989年）
- 『宮中档雍正朝奏摺』（故宮博物院、1978年）
- 『粵海關志』（『近代中国史料叢刊續編』第十九輯、文海出版社）
- 汪大淵『島夷志略』（遼寧教育出版社、1996年）
- 馬歡『瀛涯勝覽』（中華書局、1985年）
- 周達觀『真臘風土記』、中外交通史籍叢刊（『真臘風土記校注、西遊錄、異域志』、中華書局、2000年）
- 費信『星槎勝覽』（廣文書局、1969年）
- 『漢書』（中華書局、1962年）
- 『梁書』（中華書局、1973年）

- 『元史』(中華書局、1976年)
- 『明史』(中華書局、1974年)
- 『清史稿』(中華書局、1998年)
- 乾隆『廣東通志』(『統修四庫全書』、上海古籍出版社、2013年)
- 郭棐『萬曆廣東通志』(『四庫全書存目叢書』史部、齊魯書社、1993年)
- 光緒『瓊州府志』(『中國方志叢書』廣東省、成文出版社、1966年) -
- 康熙『瓊山縣志』(『中國方志叢書』廣東省、成文出版社、1966年) -
- 王慶雲『熙朝紀政』(『中國野史集成統編』、巴蜀書社、2000年)
- 梁廷枏『海國四說』(中華書局、1997年)
- 李時珍『本草綱目』(中醫古籍出版社、1996年)
- 趙學敏『本草綱目遺拾』(中國中醫藥出版社、1998年)
- 劉安『淮南鴻烈解』(15丁ab、『四部叢刊』、上海書店、1999年)
- 朱彥『萍洲可談』(『唐宋筆記史料叢刊』、中華書局、2007年)
- 『水滸傳』(人民文學出版社、1975年)
- 『海國圖志』(岳麓書社、1998年)
- 柯劭忞『新元史考證等三種』(世界書局、1963年)
- 李鴻章『李文忠公全集』(海南出版社、1997年)
- 『攻媿集』(『四庫全書』、商務印書館、2008年)

中文新聞史料

- 『申報』(上海、1872-1945年)
- 『暹京日報』(泰國 1921-1935年)
- 『中華民國報』(泰國 1920-1935年)
- 『國民日報』(泰國 1917-1934年)

『晨鐘日報』(泰国 1910-1935年)

『暹京日報』(泰国 1910-1935年)

『聯僑報』(泰国 1911-1935年)

日本史料

寺嶋良安『和漢三才図絵』(吉川弘文館、1906年)

台湾総督府情報部『南洋華僑調査』(台湾国立中央研究院台湾総督府図書館所蔵本)

高尾爲雄『南洋華僑事情』(台湾中央研究院台湾史台湾総督府図書、1938年)

『暹羅經濟調査』(「調書」第83号、株式会社華南銀行、台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本、1939年)

三井暹羅室編『暹羅に於ける華僑の動向』(台湾国立中央研究院台湾分館所蔵本、1940年)

支那派遣軍總司令部編「南洋華僑ノ職業別、出身別綜合一覽表」(台湾国立中央研究院近代史郭廷以図書館所蔵本、1941年)

論著・論文

英文著作

Virginia Thompson, *The new Siam in the seventeenth Century*, London, 1890.

John Anderson, *English Intercourse with Siam in the Seventeenth Century*, London: Kefab Paul, RrebcgmTrybner and Co, 1890.

Landon Kenneth Perry, *The Chinese in Thailand*, London. New York: Oxford

University Press, 1941.

Kenneth P Landon, *The Chinese in Thailand*, New York:Institute of Pacific Relations, 1941.

Thuan Kanchananaga, Comp, *Report on Commercial and Economic Progress of Thailand, 1930-1940*, Bangkok:Sataman Publishing House, 1941.

G. W. Skinner, *Chinese Society in Thailand :An Analytical History*, New York: Cornell University Press, 1957.

G. W. Skinner, *Leadership and Power in the Chinese Community of Thailand*, Ithaca. N. Y: Cornell University Press, 1958.

Richard J. Coughlin, *Double Identitu:the Chinese in Modern Thailand*, Hong kong:Hongkong University Press, 1960.

Dibble Charles Ryders. *The Chinese in Thailand Against the Background of Chinese-Thai Relations*, Thesis Phd, Syracuse University, 1961.

Alan Edward Guskin, *Changing Identity:The Assimilation of Chinese in Thailand*, Thesis Phd, the University of Michigan, 1968.

Tiparat Sohumrum, *The Psychological Assimilation of the Second-Generation Chinese in Thailand*, Thesis, Cholalongkorn University, 1968.

Dalad Lomatawekul, *Ethnic Identification of the Second-Generation Chinese in Thailand*, Thesis, Cholalongkorn University, 1968.

Sarasin Viraphol, *The Nanyang Chinese*, Bangkok:Institute of Asian Studies, 1972.

Chansiri Disaphol, *Overseas Chinese in Thailand:A Case Study of Chinese Emigres in Thailand in the Twentiet- h Century*, *D. Fletcher School of Law and Diplomacy*, Thfts University, 2006.

中文著作

- 『中国經濟史詞典』、(湖北辭書出版社、1990年)
- 『外国在華工商企業詞典』、(四川人民出版社、1995年)
- 『港口經濟詞典』、(人民交通出版社、1993年)
- 曾建屏『泰国華僑經濟』(台灣海外出版社、1956年)
- 林悟殊『泰国大峰祖師崇拜与華僑報德善堂研究』(淑馨出版社、1977年)
- 李国卿『華僑資本の生成と発展』(文真堂、1980年)
- 李道輯『清末民初潮州人移植暹羅之研究』(国立政治大学歴史研究部修士論文、1990年)
- 段立生『泰国的中式寺廟』(タイ国大同社出版有限公司、1996年)
- 羅喻臻『試論泰国佛教`華僧宗`的歷史發展及其特性』(北京大学修士論文、1999年)
- 高偉濃『東南亞華人信仰諸神考說:泰国的各案研究』(タイ国大同社出版有限公司、2001年)
- 吳雲龍『14-19世紀暹羅華人的經貿發展研究』(臺灣成功人学歴史研究所碩士論文、2002年)
- 洪林・黎道綱編『泰国華僑華人研究』(香港社会科学出版有限公司、2006年)
- 李道輯『清末民初潮州人移植暹羅之研究』(国立政治大学歴史研究部碩士論文、1990年)

日文著作

- 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』(日本評論社、1939年)
- 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』、第一輯(岩波書店、1956年)

- 山川隆平、後藤捷一『染料植物譜』（民芸織物図鑑刊行会はくおう社、1972年）
- 須山卓、市川信愛『華僑社会の特質と幫派：その歴史的変容過程の研究』（長崎大学東南アジア研究所、1976年）
- 『雍正時代の研究』東洋史研究会（同友舎、1982年）
- 永積洋子『唐船輸出入品数量一覽（1637－1833）』（創文社、1987年）
- 松浦章『清代海外貿易史の研究』（朋友書店、2002年）
- 松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』（榕樹書林、2003年）
- 松浦章『明清時代東亜海域的文化交流』鄭潔西等訳（江蘇人民出版社、2009年）
- 松浦章『近世東アジア海域の文化交渉』（思文閣出版、2010年）
- 松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』（関西大学出版部、2011年）

論文

- 曾我部静雄「日華貿易史上における蘇木」（『文化』、東亜大学文学部編、1951年）
- 藤原利一郎「明初における暹羅との交渉」（『史窓』第21号、京都女子大学史学会、1962年）
- 藤原利一郎「永楽時代における明と暹羅との交渉」（『史窓』第22号、1964年）
- 金柄夏「李朝前期における対日蘇木取引」（『大阪大学経済学』、1966年）
- 高崎美佐子「十八世紀における清タイ交渉史」（『お茶の水史学』第10号、1967年）
- 張維屏「粵食」（『広東文征』第五冊、香港中文大学出版、1978年）
- 梭木薩・東梯羅古「泰國從封建制到資本主義」（『法政学報』、1982年）
- 劉広京「太古輪船公司的崛起及其与旗昌輪船公司的競争」（『上海經濟研究』、1982年）
- 姜鐸「略論招商局歷史上的三次發展」、（『社会科学』、1993年）

- 張映秋「泰國華人社團模式的演變」（『潮學研究』第3輯、汕頭大學出版社、1995年）
- 袁偉強「陳羹利家族發展史及其社會功績」、（『華僑華人歷史研究』、1997年）
- 島田竜登「唐船來航ルートの変化と近世日本の國產代替化—蘇木・紅花を事例として」（『早稲田經濟學研究』、1999年）
- 段立生「泰國中華總商會簡史」（『中國與東南亞交流論集』、泰國大通出版有限公司、2001年）
- 中島樂章「永樂年間の日明朝貢貿易」（『史淵』140輯、2003年）
- 湯開建・田渝「雍乾時期中國與暹羅國的大米貿易」（『中國經濟史研究』、2004年）
- 吳偉明「十七世紀的在日華人与南洋貿易」（『海交史研究』、2004年）
- 王元林・劉強「清一口通商時期中暹貿易中的潮州籍華僑」（『東南亞研究』、2004年）
- 范麗萍「19世紀中暹海上民間貿易的市場運作」（『廣西師範大學學報』、2004年）
- 石維有「暹羅王室在壟斷貿易中重用華僑的原因」（『東南亞縱橫』、2004年）
- 湯開建・田渝「16—17世紀在暹羅的葡萄牙人」（『世界民族』、2005年）
- 石維有『戰後泰國華商發展史研究』（廈門大學南洋院博士論文、2005年）
- 湯開建・田渝「明清時期華人向暹羅的移民」（『世界民族』、2006年）
- 洪林「泰國華校史補充材料」（『泰國華僑華人研究』、香港社會科學出版社、2006年）
- 洪林「泰國華人報簡史」、（『泰國華僑華人研究』、香港社會科學出版社、2006年）
- 洪林「泰國華文學校史」（『泰國華僑華人研究』、香港社會科學出版社、2006年）
- 謝猶榮「1912年至1939年泰國華校名表」、（『泰國華僑華人研究』香港社會科學出版社、2006年）
- 李璟「民國時期社會保險初探」、（『華中科技大學學報』、2006年）

- 李飛「龍涎香与葡人居澳之關係考略」(『海交史研究』、2007年)
- 黃素芳「17-19世紀中葉暹羅對外貿易中的華人」(『華僑華人歷史研究』第2期、2007年)
- 蘭雪花「略論清前期暹羅與福建的大米貿易」(『韶關学院學報』、2008年)
- 蘭雪花「略論清前期中暹大米貿易的作用及其影響」(『黔南名族師範学院學報』、2008年)
- 張文德「从暹羅館的設立看明朝後期与暹羅的文化交流」(『東南亞纵横』2009年)
- 陸集源「泰国潮籍華僑与華暹輪船公司」(『潮洲日報』、2009年)
- 羽生和子「江戸時代における輸入唐薬について」(『江戸時代漢方薬の歴史』、清文堂、2010年)
- 朱傑勤「近代東南亞華僑」(『華僑史』、廣西師範大学出版社、2011年)
- 松浦章「シンガポールの新聞に見る中国海外移民の状況」(『東アジア文化交渉研究』第7号、2014年)